

水俣市議会会議録

平成26年6月第2回定例会（6月2日招集）

水俣市議会事務局

平成26年6月第2回定例会（6月2日招集）会期日程表

（会期 6月2日から6月25日まで24日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月2日	月	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	3日	火		休 会	議案調査
3	4日	水			議案調査（平成26年度水俣市一般会計補正予算説明）
4	5日	木			議案調査（平成26年度水俣市一般会計補正予算説明）
5	6日	金			議案調査（平成26年度水俣市一般会計補正予算説明）
6	7日	土			市の休日（土曜日）
7	8日	日			市の休日（日曜日）
8	9日	月			議案調査
9	10日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
10	11日	水			議案調査
11	12日	木			議案調査
12	13日	金			議案調査
13	14日	土			市の休日（土曜日）
14	15日	日			市の休日（日曜日）
15	16日	月			議案調査
16	17日	火			午前9時30分
17	18日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（藤本壽子君、谷口明弘君、川上紗智子君）
18	19日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
19	20日	金	——	委員会	委員会
20	21日	土		休 会	市の休日（土曜日）
21	22日	日			市の休日（日曜日）
22	23日	月	——	委員会	委員会
23	24日	火		休 会	議事整理日
24	25日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

※ 17日の本会議において、19日を休会と議決し、議案質疑は18日に行った。

平成26年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

平成26年6月2日（月）　　—— 1 日目 ——

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表(1)	2
開　　会	3
全国市議会議長会表彰状の伝達	3
○ 瀧上道昭君のあいさつ	3
開　　議	4
諸般の報告	4
日程第1　会議録署名議員の指名について	4
日程第2　会期の決定について	4
日程第3　議会運営委員の補欠選任について	6
議案上程	6
日程第4　議第36号　専決処分の報告及び承認について	
専第3号　水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	7
日程第5　議第37号　専決処分の報告及び承認について	
専第4号　水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	11
日程第6　議第38号　専決処分の報告及び承認について	
専第5号　平成25年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	12
日程第7　議第39号　水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定について	14
日程第8　議第40号　水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	15
日程第9　議第41号　水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	15
日程第10　議第42号　水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	15

日程第11	議第43号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	1～16
日程第12	議第44号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	19
日程第13	議第45号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	20
日程第14	議第46号	平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	20
日程第15	議第47号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	21
日程第16	議第48号	平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	22
日程第17	議第49号	平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	23
		市長の所信表明並びに提案理由説明	24
		休憩・開議	34
		市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	34
日程第18		水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	38
散	会		39

平成26年6月17日（火） — 2日目 —

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○真野頼隆君の質問	3
1 施政方針について	3
2 みなまた環境まちづくり推進事業について	3
3 ローズマラソン大会について	3
4 くまもと県南フードバレー構想について	3
市長の答弁	4
○真野頼隆君の再質問	6
市長の答弁	8
○真野頼隆君の再々質問	9
市長の答弁	10

市長の答弁	2～11
○真野頼隆君の再質問	11
市長の答弁	12
○真野頼隆君の再々質問	13
市長の答弁	14
産業建設部長の答弁	15
○真野頼隆君の再質問	15
産業建設部長の答弁	16
○真野頼隆君の再々質問	17
産業建設部長の答弁	17
総務企画部長の答弁	18
○真野頼隆君の再質問	19
産業建設部長の答弁	20
○真野頼隆君の発言	21
休憩・開議	21
○谷口眞次君の質問	21
1 脱原発を目指す首長会議について	22
2 産業振興について	22
3 観光振興について	22
4 プレミアム商品券について	22
5 小中学校における自転車事故について	22
市長の答弁	22
○谷口眞次君の再質問	24
市長の答弁	25
○谷口眞次君の発言	26
市長の答弁	27
○谷口眞次君の再質問	29
市長の答弁	30
○谷口眞次君の発言	31
産業建設部長の答弁	31
○谷口眞次君の再質問	32
産業建設部長の答弁	34

○谷口眞次君の再々質問	2～34
市長の答弁	35
産業建設部長の答弁	36
○谷口眞次君の再質問	37
産業建設部長の答弁	37
教育次長の答弁	38
○谷口眞次君の再質問	39
教育次長の答弁	39
○谷口眞次君の発言	40
休憩・開議	40
○野中重男君の質問	40
1 水俣病について	41
2 原発事故時の避難計画について	41
3 川内原発再稼働の動きについて	41
4 水俣城の発掘状況と今後について	41
市長の答弁	41
福祉環境部長の答弁	42
○野中重男君の再質問	42
福祉環境部長の答弁	43
○野中重男君の再々質問	43
市長の答弁	44
総務企画部長の答弁	44
○野中重男君の再質問	45
総務企画部長の答弁	48
○野中重男君の再々質問	49
市長の答弁	50
市長の答弁	51
○野中重男君の再質問	52
市長の答弁	54
○野中重男君の再々質問	54
市長の答弁	54
教育次長の答弁	55

○野中重男君の再質問	2～55
教育次長の答弁	56
○野中重男君の再々質問	57
市長の答弁	57
日程第2 休会について	58
採決	58
散会	58

平成26年6月18日（水） ——— 3日目 ———

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
陳情文書表(2)	3
開議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○藤本壽子君の質問	4
1 川内原子力発電所再稼働時における避難計画について	5
2 学校現場における諸問題について	5
3 農林水産業の振興と働く場の確保について	5
市長の答弁	6
○藤本壽子君の再質問	7
市長の答弁	11
○藤本壽子君の再々質問	11
市長の答弁	13
教育次長の答弁	14
○藤本壽子君の再質問	14
教育次長の答弁	17
○藤本壽子君の発言	19
産業建設部長の答弁	19

○藤本壽子君の再質問	3～21
市長の答弁	21
休憩・開議	22
○谷口明弘君の質問	22
1 平成26年度一般会計補正予算について	22
(1) みなまた環境まちづくり推進事業（環境大学院拠点整備）について	
(2) プレミアム商品券発行事業について	
2 第5次水俣市総合計画第2期基本計画について	24
(1) 定住化の促進について	
(2) 企業誘致による産業振興について	
3 市民の声から	24
(1) 花火大会について	
(2) 日本一長い運動場について	
市長の答弁	25
○谷口明弘君の再質問	28
市長の答弁	30
○谷口明弘君の再々質問	32
市長の答弁	33
総務企画部長の答弁	34
産業建設部長の答弁	35
○谷口明弘君の再質問	36
市長の答弁	38
産業建設部長の答弁	38
○谷口明弘君の発言	39
産業建設部長の答弁	39
○谷口明弘君の再質問	40
産業建設部長の答弁	40
○谷口明弘君の再々質問	41
産業建設部長の答弁	41
休憩・開議	42
○川上紗智子君の質問	42
1 市長の政治姿勢について	44

	専第5号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	3～56
日程第5	議第39号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第6	議第40号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第7	議第41号	水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第8	議第42号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	57
日程第9	議第43号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	57
日程第10	議第44号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	57
日程第11	議第45号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	57
日程第12	議第46号	平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	57
日程第13	議第47号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	58
日程第14	議第48号	平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	58
日程第15	議第49号	平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	58
	委員会付託		58
	散 会		58

平成26年6月25日（水） ——— 4 日 目 ———

出欠席議員	4～1	
事務局職員出席者	1	
説明のため出席した者	1	
議事日程第4号	2	
開 議	3	
諸般の報告	3	
日程第1 議第36号	専決処分の報告及び承認についてから日程第20 陳第5号 住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情についてまで20件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	6	
○厚生文教委員長の報告	11	

委員会審査報告書	4～14
委員長報告に対する質疑	19
○緒方誠也君の質疑	20
○総務産業委員長の答弁	20
○緒方誠也君の再質疑	20
休憩・開議	20
○総務産業委員長の答弁	20
○緒方誠也君の発言	20
討　　論	21
○野中重男君の反対討論（議第43号修正案）	21
○福田斉君の賛成討論（議第43号修正案）	22
○緒方誠也君の反対討論（議第43号修正案）	23
○真野頼隆君の賛成（議第43号修正案）及び反対（請第1号）討論	24
○谷口明弘君の反対討論（陳第1号及び陳第2号）	25
○谷口眞次君の賛成討論（陳第1号及び陳第2号）	26
○岩村龍男君の反対討論（陳第3号）	27
○藤本壽子君の賛成討論（陳第3号）	28
○川上紗智子君の賛成討論（請第1号）	29
休憩・開議	30
採　　決	30
日程第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	34
採　　決	34
閉会中継続審査・調査申出書	34
議案上程	35
日程第22 議第50号 副市長の選任について	36
日程第23 議第51号 教育委員会委員の任命について	36
日程第24 議第52号 教育委員会委員の任命について	36
日程第25 議第53号 固定資産評価員の選任について	36
日程第26 意見第3号 水俣病被害者にかかわる医療給付費の国民健康保険負担分について 自治体に負担が生じないよう財源措置を求める意見書について	37
日程第27 意見第4号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書につ いて	38

日程第28 決議第1号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）に対する決議につ いて.....	4～39
市長の提案理由（議第50号から議第53号）.....	40
○議会運営委員長の提案理由説明（意見第3号）.....	40
○谷口眞次君の提案理由説明（意見第4号）.....	41
○谷口明弘君の提案理由説明（決議第1号）.....	42
質 疑.....	44
討 論.....	44
○高岡利治君の反対討論（議第50号から議第52号）.....	44
採 決.....	46
日程第29 議員派遣について.....	48
閉 会.....	48

平成26年6月2日

平成26年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成26年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成26年6月2日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成26年6月2日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成26年6月25日午後0時59分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成26年6月2日（月曜日）

午前10時0分 開会

午前11時24分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	瀧上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（田畑純一君）	次 長（鬼塚吉文君）
主 幹（岡本広志君）	主 幹（深水初代君）
書 記（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 13人

市 長（西田弘志君）	総務企画部長（本山祐二君）
福祉環境部長（松本幹雄君）	産業建設部長（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長（大塚昭一君）	総務企画部次長（本田真一君）
福祉環境部次長（川野恵治君）	産業建設部次長（緒方康洋君）
総合医療センター事務部次長（久木田美和子君）	水道局長（前田仁君）
教育次長（福島恵次君）	総務企画部企画課長（水田利博君）
総務企画部財政課長（坂本禎一君）	

○議事日程 第1号

平成26年6月2日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議会運営委員の補欠選任について
- 第4 議第36号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第37号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第38号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第5号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第7 議第39号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第40号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第41号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第42号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第43号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第12 議第44号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議第45号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議第46号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議第47号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議第48号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第17 議第49号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

平成26年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表(1)

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第1号	特定秘密保護法撤廃の意見書提出を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 元村 義晴		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（大川末長君） ただいまから平成26年第2回水俣市議会定例会を開会します。

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（大川末長君） 会議に入ります前に、去る5月28日、東京都で開催された全国市議会議長会第90回定期総会において、瀧上道昭議員、野中重男議員、以上2人の議員が議員15年の勤続表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達します。

被表彰者の議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長表彰状を朗読し、議員に表彰状を伝達する。）

○議長（大川末長君） 被表彰者の議員を代表し、瀧上道昭議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

瀧上道昭議員。

（瀧上道昭君登壇）

○瀧上道昭君 おはようございます。

このたび私ども2名の議員は、全国市議会議長会会長様から15年の議員活動の節目に当たり表彰をいただき、大変光栄に思います。代表いたしましてお礼の挨拶といたします。

私どもが初当選したのが平成11年、議員数は24名でありました。一般質問も大変活発で個性もあり、時々思い出すこともあります。当時の市長は、吉井市長でした。

その後、人口減少が進む中、平成12年3月、議員定数特別委員会を設置し、平成12年11月に24人を22人に賛成多数で可決、平成18年3月24日、22人を18人に賛成多数で可決、平成22年12月15日、18人を16人を全会一致で可決し、現在に至っています。

私たち2名の議員は、15年間それぞれの立場で積極的に活動し、成果を上げることができたと思っております。一方で課題もあると思っております中、さらに努力して市政発展に貢献できるよう頑張っていきたいと思っております。

今後も皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。

まことに本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（大川末長君） 以上で全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

○議長（大川末長君） これから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、去る3月定例会で可決された容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書外1件については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分報告2件、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費報告3件、地方自治法施行令第150条第3項の規定による事故繰越しの報告1件、地方公営企業法第26条第3項の規定による予算の繰越しの報告2件、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社みなまた及び水俣市土地開発公社の経営状況報告各1件、以上10件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成25年度の定期監査並びに平成26年2月分、3月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山総務企画部長、松本福祉環境部長、門崎産業建設部長、大塚総合医療センター事務部長、本田総務産業部次長、川野福祉環境部次長、緒方産業建設部次長、久木田総合医療センター事務部次長、前田水道局長、水田企画課長、坂本財政課長、福島教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川末長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において岩村龍男議員、野中重男議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川末長君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成26年6月第2回定例会（6月2日招集）会期日程表

(会期 6月2日から6月25日まで24日間)

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月2日	月	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	3日	火		休 会	議案調査
3	4日	水			議案調査 (平成26年度水俣市一般会計補正予算説明)
4	5日	木			議案調査 (平成26年度水俣市一般会計補正予算説明)
5	6日	金			議案調査 (平成26年度水俣市一般会計補正予算説明)
6	7日	土			市の休日 (土曜日)
7	8日	日			市の休日 (日曜日)
8	9日	月			議案調査
9	10日	火			議案調査 (一般質問通告正午まで)
10	11日	水			議案調査
11	12日	木			議案調査
12	13日	金			議案調査
13	14日	土			市の休日 (土曜日)
14	15日	日			市の休日 (日曜日)
15	16日	月			議案調査
16	17日	火			午前9時30分
17	18日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
18	19日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
19	20日	金	——	委員会	委員会
20	21日	土		休 会	市の休日 (土曜日)
21	22日	日			市の休日 (日曜日)
22	23日	月	——	委員会	委員会
23	24日	火		休 会	議事整理日
24	25日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（大川末長君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から25日までの24日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、24日間と決定しました。

日程第3 議会運営委員の補欠選任について

○議長（大川末長君） 日程第3、議会運営委員の補欠選任を行います。

岩村龍男議員から、議会運営委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条第1項の規定により議長において辞任を許可しました。

ただいま欠員となっております議会運営委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村幸治議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました中村幸治議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

日程第4 議第36号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第37号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第38号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第7 議第39号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第40号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第41号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第42号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第43号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第12 議第44号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議第45号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議第46号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議第47号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議第48号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第17 議第49号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大川末長君） 日程第4、議第36号専決処分の報告及び承認についてから、日程第17、議第49号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第1号まで、14件を一括して議題とします。

議第36号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月2日提出

水俣市長 西田弘志

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
専第3号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成26年3月31日専決

水俣市長 西田弘志

水俣市税条例等の一部を改正する条例

（水俣市税条例の一部改正）

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第48条第2項中「施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号アを次のように改める。

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

第82条第2号イ中「1,600円」を「2,400円」に改め、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「(昭和32年法律第26号)」を削り、「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項まで）」を「財産（同法第40条第6項から第11項まで）」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2を次のように改める。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得したもの」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したもの」を加える。

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則中第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

（水俣市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 水俣市税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「改正規定」の次に「（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第2条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改め、同条第2項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中水俣市税条例第34条の4の改正規定 平成26年10月1日

(2) 第1条中水俣市税条例附則第4条の2、第19条の3第2項及び第22条から第25条までの改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日

(3) 第1条中水俣市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の水俣

市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

- (4) 第1条中水俣市税条例第33条第5項の改正規定並びに第2条中水俣市税条例の一部を改正する条例附則第1条第2号の改正規定及び附則第2条第1項の改正規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中水俣市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第4項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (6) 第2条中水俣市税条例の一部を改正する条例附則第2条第2項の改正規定 平成28年10月1日
- (7) 第1条中水俣市税条例附則第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (8) 第1条中水俣市税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 5 新条例第34条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日以前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	水俣市税条例の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	水俣市税条例の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第37号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月2日提出

水俣市長 西田弘志

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専第4号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成26年3月31日専決

水俣市長 西田弘志

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第21条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用

し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第38号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月2日提出

水俣市長 西田弘志

専第5号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

専第5号

専 決 処 分 書

平成25年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日専決

水俣市長 西田弘志

(専決処分を必要とする理由)

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

平成25年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,179千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,894,881千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の廃止・変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国 庫 支 出 金		2,120,633	△49,702	2,070,931
	1 国 庫 負 担 金	1,646,224	1,283	1,647,507
	2 国 庫 補 助 金	468,131	△50,985	417,146
15 県 支 出 金		2,564,654	24,559	2,589,213

	1 県 負 担 金	594,133	762	594,895
	2 県 補 助 金	1,892,695	23,797	1,916,492
18 繰 入 金		331,836	38,264	370,100
	1 基 金 繰 入 金	330,886	38,264	369,150
21 市 債		1,511,441	△61,300	1,450,141
	1 市 債	1,511,441	△61,300	1,450,141
補正されなかった款に係る額		9,414,496		9,414,496
歳 入 合 計		15,943,060	△48,179	15,894,881

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 民 生 費		5,257,956	0	5,257,956
	2 児 童 福 祉 費	1,576,694	0	1,576,694
4 衛 生 費		1,946,167	△21,721	1,924,446
	1 保 健 衛 生 費	341,555	0	341,555
	2 清 掃 費	860,569	△9,474	851,095
	4 環 境 対 策 費	310,392	△12,247	298,145
5 農 林 水 産 業 費		1,407,368	△178	1,407,190
	2 林 業 費	1,071,923	△178	1,071,745
6 商 工 費		647,735	0	647,735
	2 総 合 経 済 対 策 費	327,225	0	327,225
7 土 木 費		1,520,011	△24,605	1,495,406
	2 道 路 橋 り ょ う 費	395,825	△14,865	380,960
	3 河 川 費	11,796	0	11,796
	6 住 宅 費	295,936	△9,740	286,196
8 消 防 費		767,938	△529	767,409
	1 消 防 費	767,938	△529	767,409
9 教 育 費		843,475	△875	842,600
	5 保 健 体 育 費	208,644	△875	207,769
10 災 害 復 旧 費		34,856	△271	34,585
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	34,855	△271	34,584
補正されなかった款に係る額		3,517,554		3,517,554
歳 出 合 計		15,943,060	△48,179	15,894,881

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	第5次水俣市総合計画第2期基本計画印刷業務	千円 702

第3表 地方債補正

1 廃 止

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法

公共事業等 (耐震改修促進事業)	千円 3,900	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
一般廃棄物処理事業	8,500			
計	12,400			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 111,600				千円 111,300			
自然災害防止事業	8,300				7,800			
地方道路等整備事業	61,700				61,200			
一般単独(一般事業)	173,700				170,800			
過疎対策事業	572,200				527,700			
災害復旧事業	2,300				2,100			
補正されなかった事業に係る額	569,241				569,241			
計	1,499,041				1,450,141			

議第39号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年6月2日提出

水俣市長 西田 弘志

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	教育相談員	”	95,700円	」を
「	教育相談員 水俣病資料館語り部支援員	” ”	95,700円 130,000円	」に

改める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(提案理由)

水俣病資料館における語り部講話事業の充実を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第40号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年6月2日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。
第18条中「給与又は報酬」の次に「若しくは通勤に係る費用弁償」を加える。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(提案理由)

非常勤職員の勤務条件を改善するために、本案のように制定しようとするものである。

議第41号

水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年6月2日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
水俣市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「満12歳」を「満15歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の水俣市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の診療に係る医療費について適用し、
施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども医療費の助成対象者年齢を引き上げるため、本案のように制定しようとするものである。

議第42号

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年6月2日

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、休憩時大広間使用料及び会議等」を「、2階」に改める。

第11条中「会議等」を「2階」に改める。

別表中

「

使用料	休憩室を使用する者（15区住民以外）	1人1回につき	200円	を
	休憩室を使用する者（15区住民以外で入浴を伴う者）		無料	
	休憩室を使用する者（15区住民）		無料	
	会議等で会場を占有する者	1部屋1時間につき	1,500円	

」

「

使用料	2階大広間を占有する者	1部屋1時間につき	1,500円	に
-----	-------------	-----------	--------	---

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

（提案理由）

湯の鶴温泉保健センターの改装に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第43号

平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

平成26年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ~~1,787,351~~^{1,762,321}千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~14,215,122~~^{14,190,092}千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・廃止・変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年6月2日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
12 分担金及び負担金		153,561	3,004	156,565
	1 分担金	455	2,197	2,652
	2 負担金	153,106	807	153,913
14 国庫支出金		1,847,093	389,644	2,236,737
	1 国庫負担金	1,615,328	2,542	1,617,870
	2 国庫補助金	224,040	387,102	611,142
15 県支出金		858,325	365,068	1,223,393
	1 県負担金	593,091	1,271	594,362
	2 県補助金	204,410	363,189	567,599
	3 委託金	60,824	608	61,432
16 財産収入		51,857	147	52,004
	2 財産運用収入	8,095	147	8,242
18 繰入金		186,411	498,097 523,127	684,508 709,538
	1 基金繰入金	186,411	498,097 523,127	684,508 709,538
20 諸収入		312,404	118,861	431,265
	4 雑入	196,862	118,861	315,723
21 市債		661,700	387,500	1,049,200
	1 市債	661,700	387,500	1,049,200
補正されなかった款に係る額		8,356,420		8,356,420
歳入合計		12,427,771	1,762,321 1,787,351	14,190,092 14,215,122

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		157,319	1,521	158,840
	1 議会費	157,319	1,521	158,840
2 総務費		1,580,554	109,025 109,055	1,689,579 1,689,609
	1 総務管理費	1,240,605	106,632 106,662	1,347,237 1,347,267
	2 徴税費	197,072	5,837	202,909
	3 戸籍住民基本台帳費	76,028	△603	75,425
	4 選挙費	21,143	△1,132	20,011
	5 統計調査費	11,983	△1,661	10,322
	6 監査委員費	33,723	△48	33,675
3 民生費		4,940,978	154,386	5,095,364
	1 社会福祉費	2,662,291	139,752	2,802,043
	2 児童福祉費	1,498,752	14,593	1,513,345
	3 生活保護費	779,935	41	779,976
4 衛生費		1,715,090	271,257	1,986,347
	1 保健衛生費	302,227	9,923	312,150
	2 清掃費	830,658	20,600	851,258
	4 環境対策費	172,714	130,734	303,448

	5 病 院 費	400,000	110,000	510,000
5 農 林 水 産 業 費		244,090	127,467	371,557
	1 農 業 費	170,513	91,512	262,025
	2 林 業 費	44,203	30,409	74,612
	3 水 産 業 費	29,374	5,546	34,920
6 商 工 費		261,490	215,691 240,691	477,181 502,181
	1 商 工 費	93,799	142,493	236,292
	2 総 合 経 済 対 策 費	167,691	73,198 98,198	240,889 265,889
7 土 木 費		992,845	702,452	1,695,297
	2 道 路 橋 り ょ う 費	165,807	207,882	373,689
	3 河 川 費	830	9,350	10,180
	4 港 湾 費	153	7,350	7,503
	5 都 市 計 画 費	762,886	135,503	898,389
	6 住 宅 費	58,069	342,367	400,436
8 消 防 費		389,787	13,887	403,674
	1 消 防 費	389,787	13,887	403,674
9 教 育 費		766,255	166,635	932,890
	I 教 育 総 務 費	165,858	45,250	211,108
	2 小 学 校 費	117,949	1,857	119,806
	3 中 学 校 費	97,765	920	98,685
	4 社 会 教 育 費	179,149	118,255	297,404
	5 保 健 体 育 費	205,534	353	205,887
11 公 債 費		1,364,339	0	1,364,339
	1 公 債 費	1,364,339	0	1,364,339
補正されなかった款に係る額		15,024		15,024
歳 出 合 計		12,427,771	1,762,321 1,787,351	14,190,092 14,215,122

※ 6月25日修正可決

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
家 屋 評 価 シ ス テ ム 借 上 料 (税 務 課)	自 平成27年度 至 平成31年度	千円 9,416
牧 ノ 内 団 地 3 号 棟 建 設 事 業 (都 市 政 策 課)	自 平成27年度 至 平成27年度	130,472

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 (道 路)	千円 4,700	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金等につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は、繰上償還若しく は低利に借換えすることができる。
自然災害防止事業	9,300			

計	14,000		
---	--------	--	--

2 廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等 (耐震改修促進事業)	千円 500	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
一般廃棄物処理事業	5,200			
計	5,700			

3 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 4,800				千円 155,700			
地方道路等整備事業	54,000				64,800			
過疎対策事業	87,300				304,800			
補正されなかった事業に係る額	509,900				509,900			
計	656,000				1,035,200			

議第44号

平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,937千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,536,654千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月2日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
9 繰入金		406,735	△1,937	404,798
	1 他会計繰入金	231,679	△2,010	229,669
	2 基金繰入金	175,056	73	175,129
補正されなかった款に係る額		4,131,856		4,131,856
歳入合計		4,538,591	△1,937	4,536,654

歳出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費		73,417	△1,992	71,425
	1 総 務 管 理 費	40,119	△1,132	38,987
	2 徴 税 費	28,750	△878	27,872
	3 国民健康保険特別対策費	4,424	18	4,442
8 保 健 事 業 費		33,830	55	33,885
	2 特定健康診査等事業費	25,465	55	25,520
補正されなかった款に係る額		4,431,344		4,431,344
歳 出 合 計		4,538,591	△1,937	4,536,654

議第45号

平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成26年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,775千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月2日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 繰 入 金		145,216	△4,775	140,441
	1 一 般 会 計 繰 入 金	145,216	△4,775	140,441
補正されなかった款に係る額		248,685		248,685
歳 入 合 計		393,901	△4,775	389,126

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費		393,457	△4,775	388,682
	1 総 務 管 理 費	25,681	△4,800	20,881
	2 徴 収 費	7,111	25	7,136
補正されなかった款に係る額		444		444
歳 出 合 計		393,901	△4,775	389,126

議第46号

平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成26年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,282,767千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳

入歳出予算補正」による。
平成26年6月2日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 国庫支出金		866,255	103	866,358
	2 国庫補助金	306,960	103	307,063
5 支払基金交付金		918,193	38	918,231
	1 支払基金交付金	918,193	38	918,231
6 県支出金		470,663	51	470,714
	2 県補助金	9,886	51	9,937
7 繰入金		480,578	2,916	483,494
	1 一般会計繰入金	480,578	2,916	483,494
8 繰越金		1	68	69
	1 繰越金	1	68	69
補正されなかった款に係る額		543,901		543,901
歳入合計		3,279,591	3,176	3,282,767

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		76,437	2,865	79,302
	1 総務管理費	35,617	2,833	38,450
	2 徴収費	9,125	32	9,157
3 地域支援事業		61,868	311	62,179
	1 介護予防事業	29,219	132	29,351
	2 包括的支援事業・任意事業	32,649	179	32,828
補正されなかった款に係る額		3,141,286		3,141,286
歳出合計		3,279,591	3,176	3,282,767

議第47号

平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,437,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年6月2日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		99,000	65,000	164,000
	1 国 庫 補 助 金	99,000	65,000	164,000
4 繰 入 金		659,338	20,796	680,134
	1 繰 入 金	659,338	20,796	680,134
7 市 債		237,900	61,300	299,200
	1 市 債	237,900	61,300	299,200
補正されなかった款に係る額		294,365		294,365
歳 入 合 計		1,290,603	147,096	1,437,699

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 公 共 下 水 道 事 業 費		443,389	147,096	590,485
	1 公 共 下 水 道 事 業 費	443,389	147,096	590,485
補正されなかった款に係る額		847,214		847,214
歳 出 合 計		1,290,603	147,096	1,437,699

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
水 俣 市 浄 化 セ ン タ ー 建 設 工 事 委 託	自 平成27年度 至 平成27年度	千円 268,000

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
公 共 下 水 道 事 業	千円 192,300				千円 223,000			
過 疎 対 策 事 業	45,600				76,200			
計	237,900				299,200			

議第48号

平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成26年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成26年度水俣市病院事業会計予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「435,108千円」を「325,108千円」に、過年度分損益勘定留保資金「408,592千円」を「298,592千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入	453,037千円	110,000千円	563,037千円
第4項 負担金	95,109千円	110,000千円	205,109千円
資本的収入合計	453,037千円	110,000千円	563,037千円

平成26年6月2日提出

水俣市長 西田弘志

議第49号

平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収支の補正）

第2条 平成26年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	564,586千円	26,760千円	591,346千円
第1項 営業収益	487,880千円	0千円	487,880千円
第2項 営業外収益	8,243千円	26,760千円	35,003千円
第3項 特別利益	68,463千円	0千円	68,463千円
	支 出		
第1款 水道事業費	417,138千円	27,586千円	444,724千円
第1項 営業費用	390,101千円	27,586千円	417,687千円
第2項 営業外費用	25,921千円	0千円	25,921千円
第3項 特別損失	116千円	0千円	116千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額637,073千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額635,206千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,737千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,750千円」に、「当年度分損益勘定留保資金106,227千円」を「当年度分損益勘定留保資金104,347千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 資本的支出	720,460千円	△1,867千円	718,593千円
第1項 建設改良費	680,952千円	△1,867千円	679,085千円
第2項 企業債償還金	38,508千円	0千円	38,508千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第6条第1号中、職員給与費「125,028千円」を「123,700千円」に改める。

平成26年6月2日提出

水俣市長 西田弘志

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 平成26年第2回水俣市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ち、市政運営について所信の一端を申し述べさせていただきます。

このたび、多くの市民の皆様の温かい御支援をいただきまして、市政運営の重責を担わせていただくこととなりました。

市政全般について考えますと、水俣病問題の解決を初めとして、地域の活性化、過疎化・少子化対策、行財政改革推進など、多くの課題が山積しております。

さきの選挙の間、そして市長就任からの3カ月余りの間に、多くの市民の皆様の声をお聴きしましたが、地域の活力づくりや雇用の確保などについて、市民の皆様の切実な思いを感じ、改めて、職責の重大さに身の引き締まる思いがいたしております。

今後、これらの課題を正面から見据えながら、議員の皆様、市民の皆様、そして市職員とともに、1つずつ解決に向けて取り組んでいかねばなりません。

私は、市長として常にその先頭に立ち、私の大好きなふるさと水俣の明日のために、誠心誠意、一生懸命取り組んでまいる所存でございます。

改めて議員の皆様を初め、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

我々水俣市民は、水俣病という未曾有の公害を経験し、それに伴う地域の混乱と疲弊に翻弄されてきた歴史を持ち、一方で、これらの負の遺産に臆することなく、環境という新たな物差しで地域を見詰め直し、市民の力を結集し、自信と誇りを持って今日の環境のまち水俣を築き上げてきた経験を持っています。

水俣市では、平成2年にスタートした環境創造みなまた推進事業以来、平成4年には全国に先駆けて環境モデル都市づくり宣言を行い、平成5年には住民参加による資源ごみの高度分別収集を開始、その他、独自の環境ISOの取り組みや地区環境協定、環境マイスター制度など、環境をテーマとした取り組みを進めてまいりました。

その結果、平成20年には、政府が選定した全国6つの環境モデル都市の1つに選ばれ、さらに平成23年には、全国の環境NGO団体が開催する日本の環境首都コンテストにおいて、日本唯一の環境首都の称号を獲得するまでに至りました。

このような中、昨年は水銀に関する水俣条約外交会議、全国豊かな海づくり大会が水俣市で開催され、水俣の現在（いま）を全国に、世界に広く発信することができるなど、これまでの取り組みの成果が、明るい兆しとして少しずつあらわれています。

全国の注目を集めた2つのイベントを終えた今こそ、将来に向けた新たな地域振興策や情報発

信の充実など、水俣市の取り組みの真価が問われる正念場であります。

私は、水俣がこれまで経験した厳しい経験をただ悲観するだけでなく、それを逆手にとって、環境を軸にしてプラスの資産に変え、地域の力としてきた市政の方向性を基本的に引き継ぎ、ともに環境のまちづくりに取り組んでいただいた市民の皆様の力を結集して、新たなまちづくりを進めてまいります。

さらに、地場企業の支援や企業誘致に力を入れていくほか、観光地としての新しい水俣のイメージの創造を図り、環境をキーワードとした研究や教育のフィールドとしての条件整備に取り組むことなどにより、まちづくりの成果を市民に実感していただけるよう努力してまいります。

地域経済の低迷、少子化・高齢化の進行、人口減少など、水俣市を取り巻く状況は非常に厳しいものがあります。

このような中、市民の皆様が求めているのは、地域の活力を呼び起こし、まちに活気を取り戻すことであり、心豊かに、安心して暮らせるまちづくりを進めていくことだと思います。

水俣に生まれた子どもたちが、水俣に生まれてよかったと心から思い、どこに行っても私は水俣出身ですと胸を張って言える、そんな水俣をつくるため、マニフェストにも掲げた5つの目標を推進していきます。

1、活力あるまちづくり。

環境の取り組みを地域経済の活性化に結びつけるとともに、地場企業の支援と企業誘致、雇用の創出、商店街の活性化、観光地としての新たな魅力の創造、初恋のまちづくりによる新たなイメージづくりなど、さまざまな要素の連携を図りながら、相乗的な効果を目指します。

また、水俣病問題の全面解決に向けた取り組みを推進いたします。

2、市民が主役のまちづくり。

環境モデル都市づくりを初め、地域づくりの取り組みは、市民の理解と協力なくしては進みません。

市政懇談会や各種委員会への市民参画、ランチミーティングなどを通して、市民の皆様の意見や要望を取り入れ、対話と参加の市政を推進していきます。

3、医療福祉のまちづくり。

障がい者、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに取り組み、介護予防や認知症対策など、地域全体で支える福祉の構築を目指します。

また、暮らしの安心、安全を確保するため、医療体制の確保を支援していきます。

4、子育てしやすいまちづくり。

まず、子ども医療費助成制度の対象を中学生まで拡大します。

また、子育て支援のための新たな制度の検討を行い、水俣の将来を担う子どもたちの成長を地

域全体で支えていくことを目指します。

5、仕事のできる市役所づくり。

市役所は、市民の生活を支える、市内最大のサービス事業者であるという認識のもと、人材育成と活力ある職場づくりに努め、日本一親切な窓口サービスを目指します。

また、行政コストの見直しに努め、効率的な行政運営に努めます。

以下、平成26年度の具体的な施策の内容について、水俣市総合計画の内容に沿って申し上げます。

人と豊かな環境が共生するまちについて申し上げます。

水俣病被害者の救済につきましては、一昨年7月に締め切られた水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済申請について、熊本県において審査が進められており、国においては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく臨時水俣病認定審査会が再開されるなど、被害者の救済と補償の完遂に向けて動き出しております。

一方で、救済に係る裁判も継続しており、いまだ混沌とした状況のもと、市としては、被害者の皆様との信頼関係の構築に努めながら、被害者、そして市民の御意見を国や県、チッソ株式会社にお伝えしていくとともに、御家族を含め、被害者の高齢化が進む中、将来にわたり安心安全な生活を確保していくため、医療・保健・福祉など生活環境に係る課題の解消に向け、きめ細やかな対応に努めてまいります。

環境モデル都市の推進につきましては、環境モデル都市推進委員会などを通じて、多くの市民、事業所の御協力を得ながら取り組んでいるところでございます。

環境汚染に起因して発生した水俣病が、生態系の破壊や健康被害にとどまらず、人と人、人と自然の関係にまでさまざまな影響を及ぼすことを経験した私たちは、身近な環境を守るため、自然環境に与える負荷の軽減に取り組んでまいりました。

ごみ減量とリサイクルに努め、地球に優しいライフスタイルを普及するため、家庭版ISOの普及、省エネ行動の実践、地区環境協定の締結拡充、ごみの落ちていない美しいまちづくりを市民協働で進めながら、省エネ・省資源の意識向上、温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの導入促進、環境配慮型住宅の普及等により、日本の環境首都としての取り組みの推進に努めてまいります。

高等教育・研究機関の立地につきましては、研究・教育活動のために水俣を訪れる大学や大学院の研究者、学生に対するサポート体制を構築し、大学が持つさまざまな知見やノウハウを、地域の活性化に生かすためのネットワークづくりを進めます。

また、このような研究者・学生の活動拠点となる施設を整備することにより、地域住民や企業の交流を推進し、大学が持つさまざまなノウハウや知見を活用した地域振興につなげていくた

め、施設の設計に着手します。

公害・環境学習の拠点づくりについては、水俣病資料館の開館から20年が経過しますが、現在、年間約5万人の来館者があり、その半分以上を小中高の子どもたちが占め、環境や人権問題についての学びの場として活用されております。

昨年の水銀条約外交会議や天皇皇后両陛下幸啓により、改めて水俣病問題への関心が高まっており、水俣病の教訓発信のための機能強化は喫緊の課題であります。

国と熊本県の支援を受けて、資料館の増築と展示内容のリニューアルを進め、国内外、さまざまな世代の方々へ水俣病に対する正しい理解と、過去から未来へ続く水俣再生の姿を、ここ水俣の地から発信してまいります。

豊かさを実感できるまちづくりについて申し上げます。

産業振興による経済活性化につきましては、厳しい状況にある地域経済の活性化のためには、将来を見据えた戦略的な産業振興の取り組みが重要であり、そのため、本年は、水俣市の産業の将来像と施策の方向性を示した水俣市産業振興戦略（仮称）を策定することとしております。

市経済の根幹である地場中小企業への支援につきましては、引き続き企業支援センターを中心に経営力・競争力強化の取り組みを進めながら、産業振興戦略の策定にあわせ、より効果的な内容に高めてまいります。

また、新たな取り組みとして、水俣商工会議所と連携して新規創業予定者を対象としたセミナーを開催し、市内における新事業創出のための支援に努めてまいります。

なお、以前から続けてまいりました木質バイオマス発電事業の立地につきましては、早期実現を目指し、引き続きさらなる努力を重ねてまいります。

観光振興につきましては、湯の児・湯の鶴温泉やエコパークバラ園の整備の進展とともに、ローズフェスタなどの各種イベントを目当てに水俣を訪れる人が増加しており、観光入り込み客数においても増加に転じています。

今後も、関係機関と連携して継続的な情報発信に取り組み、温泉街や観光施設を結ぶ観光案内板の整備、新たな観光資源や特産品の開発、イベントの支援を行い、観光地としての水俣のイメージアップを図ってまいります。

湯の児温泉では、昨年度整備した湯の児島公園、観光浮棧橋、フィッシングパークを活用して集客に努めるとともに、観光客へのおもてなしや地元の食材を用いた料理、遊びといった既存の魅力のレベルアップを図ってまいります。

湯の鶴温泉は、山間の風景、川、滝などの恵まれた素材をさらに活用するため、引き続き湯の鶴温泉保健センター周辺の整備を行い、湯の鶴観光物産館鶴の屋とあわせて、温泉街の振興の拠点として活用し、地元住民や関係団体が開催するイベント等を支援してまいります。

また、平成30年度には南九州西回り自動車道水俣インターチェンジが開通の見通しとなり、今後、さらに自動車の利便性が向上することが見込まれます。

これは、日帰り行動圏の拡大、ひいては交流人口の増加に結びつくものであり、道の駅みなまたやエコパーク水俣バラ園、中尾山公園などの施設を、重要な観光・交流拠点施設と位置づけて、関係団体と連携しながら、情報発信やローズフェスタ、コスモスまつりなどのイベントに取り組み、交流人口の増加に努めてまいります。

農林水産業は本市の産業施策の大きな柱の1つであり、地域活性化に向けた重要な産業であると認識しております。

昨年は、水俣市において全国豊かな海づくり大会が開催され、天皇皇后両陛下が水俣に行幸啓になるなど、本市の水産業関係者だけでなく、よみがえった水俣の海を全国にアピールする絶好の機会となりました。

さらに今年は、皇室行事の新嘗祭に、熊本県を代表して米、粟の献納を行う水俣市献穀事業を実施することとなっております。

また、熊本県におかれては、平成25年3月、県南地域の豊富な農林水産物を生かし、食品・バイオなどの研究開発機能や企業の集積を目指し、くまもと県南フードバレー構想を策定され、自治体や産業界が一体となって県南地域の豊富な農産物等を生かした産業の振興と地域の活性化を図る体制が整いつつあり、水俣市からも、生産者、食品加工業者など多くの事業者が参加しておりますので、今後、県南地域一体となった取り組みの成果に期待しているところであります。

農業につきましては、まずは基幹作物のかんきつ類やサラダタマネギ、お茶などのさらなる生産振興や品質の向上を図るため、甘夏の改植更新や共同利用機械の導入推進、農業施設の整備などに対して積極的に支援していくほか、環境保全型農業への取り組みや新規作物の導入など、頑張る農家の支援と農家所得の向上につなげてまいります。

また、人・農地プランに基づく農地の有効利用や農地集積を図るため、農地の流動化を加速する一方で、国の青年就農給付金制度等を活用して、地域の担い手となる人材の育成・確保に努めてまいります。

農業基盤整備につきましては、七浦地区中山間地域総合整備事業による桜野地区の換地処分と深川地区の区画整理事業を行います。

また、平成27年度から予定されております第3期地区の事業採択に向け、積極的に取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、経営基盤の強化、安心安全な水俣ブランドの確立、各種加工品の開発などを行いながら、水産業の魅力づくりにも力を注ぐ必要があります。

現在取り組んでいる種苗放流事業による栽培漁業の確立と豊かな漁場づくり、また、藻場の復

活と海藻類の有効活用等による海藻の森構想を支援しながら、引き続き水産資源の確保と漁業振興に努めます。

林業につきましては、依然として全国的に厳しい状況におかれ、環境保全への影響も危惧される状況にあります。

本市では、水俣芦北森林組合の機材購入等を支援して間伐等の事業を推進するとともに、水俣市産材の活用に対する補助制度を設けて地元産材の販路拡大を図るなど、引き続き、林業の活性化に取り組みます。

商業の振興につきましては、各種まちづくり団体の自主的な取り組みに対して、人的・経済的、広報宣伝等の支援を行うこととし、活気あるまちづくりへとつなげるとともに、空き店舗の活用に向けた家賃補助制度などを通じ、商店街のにぎわいの創出に努めます。

また、市内の小売店等で使用できるプレミアム付き商品券を発行することにより、消費の喚起と、市内における経済循環の活性化を図ります。

安全で心安らかにいきいきと暮らせるまちづくりについて申し上げます。

水俣市に暮らす誰もが、健康で快適に、安心して暮らすことができるよう、医療、保健、福祉の充実を図り、高齢者や障がい者が地域の中でともに暮らせるシステムの整備に取り組みながら、自治会など、地域の主体的活動の支援に努めます。

防災対策につきましては、先ごろ、住民による自主防災組織の協議会である水俣市自主防災組織連絡協議会が設立されました。

今後、それぞれの組織の活動の活性化を図りつつ、あわせて、消防団活動の支援、消防施設・設備の充実を図ってまいります。

また、老朽化している防災行政無線システムの更新とデジタル化につきましては、平成25年度に基本設計に着手しており、今後計画的に整備を推進してまいります。

高齢者や障がい者などが安心して暮らせるまちづくりについて、高齢者につきましては、国の社会保障と税の一体改革に基づく介護保険制度等の見直しを踏まえ、本市における高齢者福祉及び介護保険事業の中長期計画として、平成27年度から3カ年間の第6期水俣市高齢者福祉及び介護保険事業計画（ひまわりプラン）を今年度に策定いたします。

また、今後さらに進展が予想される過疎化、少子高齢化に対応していくため、高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できる地域社会の実現に向けて、認知症予防対策、在宅介護、日常生活支援の充実など、新しい水俣モデルの高齢者福祉及び介護予防の仕組みづくりに取り組んでまいります。

障がい者につきましては、市民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現を目指して、障害者基本法に定められた障害者基本計画、障害福祉サービス等の提供体制及び自立

支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とした障害者福祉計画をあわせて今年度中に策定することとしており、障がい者が地域で自立し、生きがいを持って暮らすことのできる環境の整備に取り組みます。

また、高齢者や障がい者等の災害弱者対策として、引き続き、避難行動要支援者（災害時要援護者）の支援システムの充実を進めてまいります。

地域医療の充実について、総合医療センターにおきましては、水俣市を初め、芦北・天草地域の県南医療圏や、出水郡市、伊佐市などの北薩医療圏における二次救急医療機関、災害拠点病院として重要な役割を担っており、地域医療支援病院として地域の医療機関と連携を進め、地域医療の質の向上と充実を図ってまいりたいと考えております。

また、平成25年度には、常勤の医師がいなかった神経内科の医師を確保するなど、診療体制の充実に取り組んでいるところですが、今後も、医師、看護師など医療従事者を確保し、地域医療の中核的病院として安全で高度な医療を提供できる診療体制づくりを進めてまいります。

本年度は、基幹型臨床研修病院として厚生労働省から指定を受けるべく準備を進めており、指定後は、将来の医師確保につながることを期待して、2名の臨床研修医を受け入れていきたいと考えております。

病院事業会計は、さまざまな経営改善策を実施し、平成23年度決算において、平成2年度から発生していた累積欠損金を解消しておりますが、今後も健全経営を維持できるよう努めてまいります。

健康づくりの推進については、各種の健診事業や周知広報活動などを通じて、生活習慣病の予防に主眼をおいた健康意識の啓発を図ります。また、健診後の保健指導をさらに重点化し、発病や重症化の予防を積極的に推進します。

子育て支援につきましては、子ども医療費の無料化について、現在は小学生までを対象としていますが、10月から、対象範囲を中学生まで拡大することとして準備を進めてまいります。

また、子育てに関する新たな経済的支援制度の検討を進めるとともに、子どもを取り巻く環境改善のため関係機関との連携を強化し、各相談業務の推進と虐待防止等に取り組めます。

さらに、平成27年度から本格実施される子ども・子育て支援新制度に向け、水俣市子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、安心して産み育てられる子育て環境の充実を図るため、保育所・学童クラブ・こどもセンターやファミリーサポートセンターなど既存の制度の周知と利用促進を図ります。

快適なまちづくり、生活環境の整備について申し上げます。

公共交通機関につきましては、高齢者や児童生徒など、いわゆる交通弱者の生活の足を確保するため、コミュニティバスである、みなくるバス、乗合タクシーなどについて、引き続き必要な

見直しを行ってまいります。

また、前年に引き続き肥薩おれんじ鉄道水俣駅の改修事業に取り組んでまいります。

その他、自転車の利用促進のため、自転車共同利用システムの充実を図ります。

道路整備につきましては、牧ノ内・大迫線の道路改良のほか、昭和・白浜線の歩道整備工事などを行い、児童生徒の通学などの安全な通行空間の確保に努めるとともに、南九州西回り自動車道袋インター（仮称）に関連する市道路線の実施設計を行い、自動車道と連携した整備を計画してまいります。

また、市道の長寿命化に向けた取り組みとして、市道の現状を調査し、老朽化対策の検討と整備の順位づけを行い、今後の維持管理計画を策定してまいります。

街角の整備としては、花のまちづくり百景事業において、環境首都にふさわしい景観づくりの1つとして、引き続き新水俣駅前広場や百間ロータリー、エコパーク入口等に、四季折々の花の植えつけを行います。

また、公園事業として、湯の児地区において、公園の利用者が安全で安心して利用できるよう、湯の児島公園の落石防護対策等の整備を行ってまいります。

また、湯の児公園を初めとする4カ所の公園や中尾山公園及び市内各所に案内板を設置し、観光客等の円滑な誘導と利便性の向上を図ってまいります。

公営住宅事業においては、長寿命化計画に基づき、老朽化した牧ノ内団地の建てかえ工事に着手するとともに、初野団地、西ノ浦団地の防水及び外壁改修工事を進めます。

また、民間建築物の耐震化の促進のため、木造戸建住宅のほか、幹線道路沿いの大規模建築物の耐震診断・改修工事などの費用の一部を補助することとしています。

公共下水道事業につきましては、事業計画区域の污水管の整備は概ね終了しますので、計画的な管路維持補修、及び下水道へ未接続の世帯に接続のお願いを行い、公共水域の水質の保全に努めてまいります。

浄化センターにつきましては、供用開始後22年が経過し、老朽化が進んでおりますので、長寿命化計画に基づき計画的な改修を行ってまいります。

また、公共下水道認可区域の外においては、補助制度を設けて合併処理浄化槽の設置を促進しております。

さらに、平成23年度から平成27年度までの5年間を強化期間と定め、補助金の上乗せを実施して、さらなる設置促進を図ってまいります。

水道事業につきましては、主要水源であります第1水源地の設備を更新するとともに、老朽送・配水管の布設替えを実施し、施設の耐震化を図ってまいります。

また、平成28年度の整備完了に向け、引き続き簡易水道統合整備事業を推進してまいります。

郷土の新しい公共を担う人を育てるまちづくりについて申し上げます。

教育委員会の基本目標である心豊かな人づくりのもと、学校教育では学びの心を持つ子ども、育ての心を持つ教師、はつむ心のある学校の3つを努力目標に、ふるさと水俣を愛し、人や自然を大切にするとともに、自らの行動に責任を持つことのできる子どもたちの育成を目指します。

具体的には、土曜授業を中心としたふるさと教育、水俣科に取り組みます。

また、学校教育改革プロジェクトを推進し、学力向上及び開かれた学校づくりを推進していきます。

また、いじめの未然防止と解消に向けて、家庭、学校、地域、関係機関の連携を図り、子どもの自立支援事業を実施し、児童会・生徒会とともに楽しい学校づくりを推進してまいります。

特別支援教育については、個別の支援をすることで力を伸ばしていける子どもたちの状況を踏まえ、教職員や各学校に配置している特別支援教育支援員の研修に力を入れ、資質の向上を図ります。

学校におけるICT環境整備について、市内の全小中学校に、1台ずつの電子黒板を配置して、学習環境の充実を図ります。

地域と学校の交流促進について、平成25年4月に、水俣第一小学校と水俣第二中学校でコミュニティスクールを設立し、毎月、保護者や地域住民、学校教職員等による学校運営に関する会議を開催して、地域と連携した学校づくりを推進しております。

さらに、水俣第一中学校においても、平成27年4月の設立に向けて準備を進めており、さらなる活動の推進を図ってまいります。

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす場であり、また非常災害時には地域住民を受け入れ、避難生活のよりどころとして重要な役割を果たす施設です。

市内の小中学校施設については、平成24年度までに耐震化工事を終えておりますが、今後は、外壁や天井などの非構造部材の耐震化工事を進めることとしており、今年度は、久木野小学校の外壁の補修工事を実施します。

学校給食につきましては、旬の地場産食材を使った献立を実施することで、地産地消を推進します。また、学校給食を生きた教材として活用して、児童生徒が正しい食事のとり方や望ましい食習慣を身につけ、健康で生き生きとした生活が送れるよう食育を推進していきます。

社会教育の推進につきましては、子どもたちの生きる力、豊かな心を育むため、学校支援地域本部を設置し、地域ボランティアの協力のもと、地域ぐるみで子どもを育てる体制のさらなる充実を図ります。

また、まちづくり団体の育成・支援、地域住民の人権問題に対する理解を深めるための事業などを実施し、地域活動や社会教育活動の活性化を図ります。

文化の振興に関しましては、昨年度まで調査を行ってきた水俣城跡について、これまでの調査成果を整理・分析し、調査報告書を作成し、今後の保存整備に努めます。

また、自主文化事業では、宝くじ助成事業を活用し、誰もが楽しめる伝統芸能の落語、三遊亭歌之介独演会を開催する予定であります。

公民館では、広く多くの市民に学習の機会を提供し、生涯学習の意欲を高め、人生が豊かなものとなるよう支援するため、市民教室、いきいき教室等の自主事業を引き続き実施します。

日本一の読書のまちづくりにつきましては、今年、第3回みなまた環境絵本大賞受賞作の出版を予定しております。

また、子ども創作童話大賞を実施するほか、図書館まつりやおはなし会、童話教室等の実施、動く絵本館みなよむ号の活用など、図書館をより身近に感じてもらえるよう努めてまいります。

その他、赤ちゃんに絵本を贈呈し親子のコミュニケーションを育む、ぐるりんぱブックスタート事業等により、読書環境づくりを推進します。

なお、図書館・公民館については、今年度、空調設備の更新工事を実施し、あわせて耐震化工事に着手し、快適に利用できる環境の整備を進めます。

スポーツ振興については、本市のスポーツ振興の中核となる市体育協会及び各種目協会を初め、自治組織内のスポーツ組織、学校の部活動、職場スポーツ、総合型地域スポーツクラブ等の活動について積極的に支援し、人材の育成に努めます。

また、市民体育祭の見直しを実施し、誰もが参加できる楽しいイベントへリニューアルを行うほか、市民ニーズに即したスポーツ大会等の企画、運営により、子どもから高齢者、障がいを持つ人も、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進を図り、あわせて競技スポーツの振興にも取り組んでまいります。

また、老朽化しつつあるスポーツ施設を適切に維持管理していくため、水俣市スポーツ施設長寿命化計画（仮称）を策定し、生涯スポーツ及び競技スポーツ振興の拠点整備を推進します。

自立した行政システムと市民参画のまちづくりについて申し上げます。

私は、市役所こそ、水俣市最大のサービス事業所であると思っております。

市民の皆様の役に立つ、日本一親切な窓口サービスを目指して、職員の意識を高めてまいります。

また、本市では、平成25年度に平成26年度から29年度までを計画期間とする水俣市第5次行財政改革大綱を策定いたしました。

日本経済は、やや立ち直りの気配を見せつつあるとはいえ、度重なる経済対策などにより、国や地方の財政状況は引き続き予断を許す状況ではありません。

多様化する住民のニーズに的確に対応し、必要な施策を適切に実施していくためにも、行財政

改革大綱の精神に沿って、効率的な行政運営を推進し、歳出の削減、財政健全化へとつなげてまいります。

また、市のさまざまな施策について、市民の目線で適切な評価を行うことで、行政の説明責任を果たすとともに、市政への市民の参画を促し、主体的活動を支援してまいります。

以上、26年度の取り組みについて述べてまいりました。

これら一つ一つの政策を、着実に、あるときは思い切って大胆にやり通したその積み重ねの結果として、輝くみなまを指します。

水俣に生まれた子どもたちが、水俣に生まれてよかったと心から思い、どこに行っても私は水俣出身ですと胸を張って言える、水俣をそんなまちにしたいと思います。

明日の水俣を輝かせるために、誠心誠意頑張ってまいりますので、今後とも、議員の皆様のご指導と御支援、市民の皆様のご理解と御協力を心からお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大川末長君） この際、10分間休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時4分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君）（続） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

議第36号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

主な改正の内容といたしましては、地方法人税の創設に伴う法人市民税の税率引き下げ、軽自動車税の標準税率の改正に伴う税率引き上げ、固定資産税における償却資産の課税標準の各特例措置で市町村の条例で定めるべき割合の規定の追加等であります。

次に、議第37号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の算定における課税限度額の引き上げと低所得者軽減措置の拡充であります。

次に、議第38号専決処分の報告及び承認について、専第5号平成25年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,817万9,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ158億9,488万1,000円とするものであります。

補正の内容としましては、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行っております。

その財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、第5次水俣市総合計画第2期基本計画印刷業務を追加いたしております。

また、地方債の補正として、公共事業等（耐震改修促進事業）外1件を廃止し、過疎対策事業外5件の限度額を変更いたしております。

次に、議第39号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣病資料館における語り部講話事業の充実を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第40号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

非常勤職員の勤務条件を改善するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第41号水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

子ども医療費の助成対象者年齢を引き上げるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第42号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

湯の鶴温泉保健センターの改装に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第43号平成26年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費等の調整のほか、市長選挙の実施に伴い当初予算を骨格予算としたため、政策的事業に係る経費や投資的経費を追加する、いわゆる肉付け予算として

編成したものであります。

補正額としましては、歳入歳出それぞれ17億8,735万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ142億1,512万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、みなまた環境まちづくり推進事業、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、社会参加促進事業、第4款衛生費に、子ども医療費助成事業、太陽エネルギー利用システム導入補助事業、エコ住宅建築促進総合支援事業、水俣病資料館整備事業、第5款農林水産業費に、中山間地域等直接支払事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、地産地消とみなまたブランドづくり推進事業、第6款商工費に、プレミアム商品券発行事業、低炭素着地型観光商品開発事業、水俣観光PR事業、地場企業支援事業、産業振興戦略策定事業、第7款土木費に、道路ストック総点検事業、昭和・白浜町歩道整備事業、袋インター関連道路改良事業、都市再生整備計画関連事業、市営牧ノ内団地整備事業、耐震改修促進事業、第8款消防費に、消防防災施設整備事業、第9款教育費に、小中学校施設耐震化推進事業、公立小中学校ICT整備事業、公民館施設整備事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正として、家屋評価システム借上料外1件を計上いたしております。

また、地方債の補正として、自然災害防止事業外1件を追加、一般廃棄物処理事業外1件を廃止、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第44号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ193万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億3,665万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴い人件費を第1款総務費で減額し、第8款保健事業費で増額いたしております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第45号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ477万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,912万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴い、第1款総務費で人件費を減額いたしており

ます。

この財源といたしましては、第3款繰入金を調整いたしております。

次に、議第46号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ317万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億8,276万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において人事異動等に伴う人件費の増額、第3款地域支援事業費において任意事業等の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金で調整いたしております。

次に、議第47号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,709万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ14億3,769万9,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、職員の異動に伴う人件費の調整のほか、水俣市浄化センター建設工事及び白浜雨水ポンプ場改築実施設計業務に係る委託料、そして古城・丸島地区の雨水幹線整備工事費等を計上しております。

これらの財源としましては、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債をもって調整しております。

また、債務負担行為の補正としましては、水俣市浄化センター建設工事委託を追加しております。

このほか、地方債の補正としましては、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額を変更しております。

次に、議第48号平成26年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入の額を1億1,000万円増額し、補正後の資本的収入の額を5億6,303万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、地方公営企業法第17条の2第1項第2号の規定に基づく一般会計負担金を増額するものであります。

次に、議第49号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成26年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2,676万円増額して、補正後の収益的収入の額を5億9,134万6,000円とし、収益的支出の額を2,758万6,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億4,472万4,000円とするものであります。

また、第4条に定める資本的支出の額を186万7,000円減額して、補正後の資本的支出の額を7

億1,859万3,000円とするものであります。

補正の内容としましては、会計制度の改正に伴う繰延収益に係る調整と、職員の人事異動に伴う人件費の補正等であります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第36号から議第49号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大川末長君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第18 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長（大川末長君） 日程第18、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

去る5月12日付で中村幸治議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員を辞職され、欠員となったため、同組合代表理事から、同組合議会議員1人を選出するよう要請がっております。

これから水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、真野頼隆議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました真野頼隆議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって真野頼隆議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました真野頼隆議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明3日から16日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、17日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により17日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は10日正午まで、議案質疑の通告は17日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時24分 散会

平成26年6月17日

平成26年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成26年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成26年6月17日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時40分 散会

（出席議員） 15人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	川上紗智子君	福田齊君
牧下恭之君	渕上道昭君	真野頼隆君
谷口眞次君	緒方誠也君	野中重男君

（欠席議員） 1人

中村幸治君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 13人

市長	（西田弘志君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（松本幹雄君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）	総務企画部次長	（本田真一君）
福祉環境部次長	（川野恵治君）	産業建設部次長	（緒方康洋君）
総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）	水道局長	（前田仁君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部企画課長	（水田利博君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第2号

平成26年6月17日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 真野 頼隆 君 | 1 施政方針について |
| | 2 みなまた環境まちづくり推進事業について |
| | 3 ローズマラソン大会について |
| | 4 くまもと県南フードバレー構想について |
| 2 谷口 眞次 君 | 1 脱原発を目指す首長会議について |
| | 2 産業振興について |
| | 3 観光振興について |
| | 4 プレミアム商品券について |
| | 5 小中学校における自転車事故について |
| 3 野中 重男 君 | 1 水俣病について |
| | 2 原発事故時の避難計画について |
| | 3 川内原発再稼働の動きについて |
| | 4 水俣城の発掘状況と今後について |

第2 休会について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

中村幸治議員から、所用のため、本日から20日までの会議に欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせします。

次に監査委員から、平成26年4月分の一般会計及び特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますので御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 皆さん、おはようございます。

自民党創水会の真野頼隆です。

さきの通告に従い、順次質問してまいりますので、執行部の明解なる御答弁よろしくお願います。

いよいよ4年に一度のサッカーの祭典ワールドカップブラジル大会が開幕しました。私は今から32年前、半年間スペインに住んでおり、そのとき、7万人を超える興奮のるつぼと化したリアルマドリードの本拠地サンティアゴ・ベルナベウスタジアムで西ドイツ対イングランドの試合を観戦できたことは今でも貴重な経験として私の青春の1ページに残っています。

一昨日行われた日本対コートジボワール戦では、日本中が一喜一憂したのではないのでしょうか。まだ、予選2試合残っており、2試合とも勝利すれば決勝トーナメントに進出も夢ではありません。日本の力は、まだまだこんなものじゃないと思います。ザックジャパンの奮起に期待しつつ、早速質問に入ります。

1、施政方針について。

①、市長はマニフェストをどう肉づけ予算に反映しようとしているのか。

②、今回の肉づけ予算の中で特に力を入れている施策は何か。

③、財政状況が厳しい中、財源確保をどう考えるか。

2、みなまた環境まちづくり推進事業について。

①、大学院等高等教育・研究機関の誘致ということで研究者、学生の活動拠点となる施設をどこに建設しようと考えているのか。

②、今回、高等教育・研究拠点施設設計委託料2,500万円は「環境首都」水俣・芦北地域創造補助金から出るようだが、建設に当たっても全額補助が受けられるのか。

3、ローズマラソンについて。

①、これまでの第1回、第2回のローズマラソン大会をどう評価するか。

②、来年の第3回大会から市主催のイベントとして位置づけるべきと思うが、どう考えるか。

4、くまもと県南フードバレー構想について。

①、現在の進捗状況はどうなっているのか。

②、本年3月に開催されたフーデックスジャパン2014はどうだったのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 真野議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、施政方針について及びみなまた環境まちづくり推進事業については私から、ローズマラソン大会については産業建設部長から、くまもと県南フードバレー構想については総務企画部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、施政方針について順次お答えをいたします。

まず、市長はマニフェストをどう肉づけ予算に反映しようとしているのかとの御質問にお答えします。

さきの市長選挙に臨むに当たり、私は、命と環境をまちづくりの基盤に据えて住民協働で政策を進めていくこと、地場企業の支援や企業誘致に取り組み、地域経済の浮揚を図ること、新たな水俣のイメージを創造すること、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めることなどを掲げてまいりました。

そのための取り組みを示すものとして、活力あるまちづくり、市民が主役のまちづくり、医療・福祉のまちづくり、子育てしやすいまちづくり、仕事のできる市役所づくりの5つの約束をマニフェストに掲げました。マニフェストに掲げた具体的な取り組みについては、市長就任後直ちにそれぞれの事業にかかわる現状と課題を確認した上で、実現が可能であるか、また、どの程度の期間をもって実現を図っていくかなどを、担当職員とともに検討したところであります。第5次水俣市総合計画第2期基本計画にも反映をさせ、さきの3月議会において可決いただいたところでございます。

また、今回の肉づけ予算の編成に当たっては、平成26年度において実現を図ることとした中学生までの医療費無料化、商店街、市内小売店で使えるプレミアムつき商品券の発行の2件について予算を計上させていただいたところであり、そのほか、市民ランチミーティングの実施など、すぐに取りかけられる項目については、既に実施に移しているものでございます。

今後、マニフェストに記載したそれぞれの取り組みについて、さらに検討を深め、実現を図っていくとともに、新たな課題にも積極的に取り組み、皆様とともに輝く水俣をつくってまいりたいと考えております。

次に、今回の肉づけ予算の中で特に力を入れている施策は何かとの御質問にお答えいたします。

今回の肉づけ予算の編成に当たっては、政策的判断を要するものとして当初予算への計上を見送った経費について再検討を行ったほか、私のマニフェストに記載した事業など、新たな事業に

についての検討をあわせて行ったところでございます。各分野の主な事業については、今議会冒頭の所信表明においても申し上げたところですが、改めて主な事業を掲げさせていただきます。

まず、第2款総務費において、平成24年度から環境省、熊本県の支援を得て取り組んでいる環境首都水俣創造事業補助金に係る事業として、高等教育・研究機関の活動拠点となる施設の整備に係る経費を計上しております。これは水俣市をフィールドとして研究・教育活動を実施する大学・大学院の活動拠点となる施設を整備することで、多くの研究者や学生が水俣市を訪れ、住民や地元企業との交流の中から、地域の課題解決や新たな商品開発など、地域振興につながる新たな成果を生み出すものとして大いに期待しているところであり、実現に向けて着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

また、熊本県で推進される県南フードバレー推進協議会、県南の7市で組織する県南・宇城・天草地域活性化協議会などを通じて、広域連携による地域振興の推進を図ってまいりたいと考えております。

第4款衛生費においては、子ども医療費助成事業の対象者を中学生まで拡大することとして所要の予算を計上しております。これは、私のマニフェストに掲げた事業の実現であり、子育て支援の充実につながるものとして、10月の実施に向けて準備を整えてまいりたいと考えております。また、水俣病資料館においては、語り部講話室の増築と展示ブースの改修工事を予定しております。平成28年の水俣病公式確認60周年の節目の年を迎え、水俣の教訓発信と環境学習拠点づくりの中核的施設としてさらなる充実を図ってまいります。

第5款農林水産業費においては、新規就農者の支援、地域の特産物づくり、ブランドづくりの推進に向けた経費を計上しております。また、昨年为全国豊かな海づくり大会を受けて、新たに水産業の元気づくり事業を計上しており、今後、シラスやアカモクなど新たな水産加工品の開発とブランド化への取り組みを支援していきたいと考えております。

第6款商工費においては、商店街や市内の小売店で使えるプレミアムつき商品券の発行に取り組むこととしております。マニフェストに掲げた取り組みの実現として、市民の消費行動を呼び起こし、地域内の経済循環の拡大、商店街の活性化につながる効果を上げられるよう、準備を進めてまいります。

また、同じく6款で、本市の産業振興施策の方向性を示す産業振興戦略の策定を予定しております。これは、水俣市の産業振興に係る施策の方向性を体系的に示す産業振興戦略を策定するとともに、創業支援セミナーなどを通じた環境ビジネスなどの創業支援、地場企業を対象としたマッチング、経営力の強化、人材の確保などに対する支援の強化を図っていくもので、地場企業の活性化を通じて、市民の生活基盤の安定と地域の活力向上につながるよう取り組んでまいります。

第7款土木費においては、南九州西回り自動車道水俣インターの開通が平成30年度に迫る中、それに続く袋インターへのアクセス道路の整備に着手することとし、今回の測量設計費等を計上しております。また、平成22年度から取り組んできた都市再生整備計画では、最終年度に当たり、湯の児島公園の公園整備、水俣駅のレンタサイクル整備、湯の児地区の公園及び市内各所の案内サイン整備などを実現することとしており、市内の観光スポットなどの相互連携の向上にも資するものとなると考えております。

第8款消防費においては、自主防災組織への支援の充実を図ることとしております。また、防災行政無線の更新については、引き続き検討を進めてまいります。

第9款教育費においては、小中学校施設の耐震化について、天井や外壁などの非構造部材の耐震化事業に今年度から着手することとしており、今年度は久木野小学校の外壁改修を実施し、施設の安全性の向上を進めます。また、学校ICT整備事業において、各校に電子黒板を配置するなど、教育環境の充実を図るほか、学校図書館の充実に向けて、図書購入費の上積みを行ったところでございます。また、読書のまちづくりに関しては、3冊目のみなまた環境絵本の出版を予定しているところであり、あわせて市民の読書活動推進のための取り組みをさらに進めてまいります。

次に、財政状況が厳しい中、財源確保をどう考えるかとの御質問にお答えをいたします。

過疎化・高齢化が進む本市では、主たる自主財源である市税収入の増収は難しく、地方交付税や国・県支出金などの依存財源に頼った財政運営になっております。そのような中、行財政改革を進め、限られた財源の中で効果的な事業執行に努めるとともに、市長会や各種団体を通して国に地方交付税や補助金等の財政支援を要望しているところであります。しかしながら、活力あるまちづくりのため、新たに事業を進めるには財源を確保する必要があります。そのためには、事業のスクラップアンドビルドによる財源捻出や、補助金については国や県のほか財団などいろいろな補助金を探して活用することを進めております。

また、起債についても過疎対策事業債など、後年度の元利償還金が地方交付税で措置される起債を活用し、事業費の平準化と地方交付税の増額を図っております。とりわけ地域振興事業については、県の水俣・芦北地域振興計画に掲載し、国の財政支援を要望するとともに、水俣・芦北の1市2町で水俣芦北地域振興推進協議会として上京し、国の各省庁や県選出国會議員に直接要望活動を行っております。

これからも、各種事業に必要な財源について、国や県の支援をいただけるよう要望を行っていきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問をいたしますけれども、まずその前に市長に申し上げたいと

思います。

私、今の施政方針についての2番目の質問で、今回の肉づけ予算の中で特に力を入れている施策は何かということをお尋ねしているわけであって、全体の事業を説明してくれということは一言も申しておりません。かなり時間を費やされたのではないかなと思っております。その辺は的確にまず答弁をしていただきたいということをまず1点申し上げておきます。

それでは2番目の質問に入りますけれども、市長は所信表明の中で、さきの選挙の間、そして市長就任からの3カ月余りの間に多くの市民の皆様の声聞き、地域の活力づくりや雇用の確保などについて、市民の皆様の実感を感じ、改めて職責の重大さに身の引き締まる思いがしたとおっしゃっていますが、この地域の活力、どうすればその地域の活力を生むことができるのだと思っていらっしゃるのか、それとまた雇用の確保をどのように図っていくのか、まずそれが第1点でございます。

それと2点目なんですけれども、子ども医療費の助成を今度10月から中学校3年生まで引き上げられると、これは非常に私はいいいことだと思っております。今回の肉づけ予算の中でも半年間の予算で470万円、1年間にすると約倍ですから、九百四、五十万円というようなそのくらいの金で子ども医療費の助成ができるのであれば、これは本当に先行投資ではないですけれども、将来への投資ということで子どもたちのために、やっぱりそういうことは行うべきだろうと私は思っております。これだけ少子化が進んでまいりますと、やはり子育てをしやすい環境に持っていくためには、子どもに対しての投資、そういうことを思えば、高校生までもできるんじゃないか。単純に考えて、中学生までにした場合に1,000万円弱ですから、高校生までしても2,000万円はかからない、そういうことであれば、この子ども医療費の助成の幅をさらにまた高校生までというような形で引き上げるべきではないかと思っておりますが、それについての考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと3点目ですけれども、この財源確保は非常にやっぱり今の水俣市の財政状況は厳しゅうございます。6月補正後の予算総額が142億円、それに対して市税収入が26億円、これは総予算の18.3%、それに対して、地方交付税あるいは国・県からの支出金が85億円、これが60%です。ということは、自主財源に乏しく、国・県の財源にいかにか依存をしているのかというのが水俣の今の財政状況ではないかなと思っております。そういうことを考えますと、やはり国・県へ陳情に行かれる場合に市長一人で行動されるのか、あるいは国・県へ行く場合に、県選出の国会議員を通じていろんな省庁を回るとか、あるいは県庁へ行かれる場合は地元選出の県議員を同行してもらっていろいろ陳情するとか、そういうこともやるべきだと思っておりますけれども、どうされているのか。

以上3点についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 1点目、地域の活力をどう生むかということと雇用についてでございますけど、私、市長になりましてランチミーティングもさせていただいたり、いろんな団体の今、総会時期でお話をさせていただくと、やはり人口が少なくなるよねというのはよく言われます。それと雇用の問題もよく言われます。人口につきましては、まあ日本全体が今はもう減少に入ったところでございますので、水俣だけの問題ではないと思っておりますけど、その中で、今いらっしゃる方々で水俣市をどう活力あるまちづくりにしていくかというのがやっぱり問題だと思います。その中にはやはり今、リタイアされてもまだお元気な方たくさんいらっしゃって、まだ働きたいという方もいらっしゃいます。そういった方もいろんな形でまちづくりに積極的に参加をしていただくことがやっぱり重要だなというふうに思っているところでございます。

やはり水俣全体で盛り上がるような形じゃないと、余り水俣の場合は、いろんな兼ね合いがあって、いろんな団体がございますけど、その辺も皆さんと一緒に水俣市全体のことを考えてやっていくような、それを音頭取りするのが私の責務ではないかというふうには1つ思っております。

それと雇用につきましては、バイオマス発電等も誘致をしておりますけど、そういったものを進めていく、そして新しい誘致というのは今やっぱりどこでも難しいのは議員も御存じだと思いますけど、今ある企業さんにいろんな形で支援をしていって、1人でも2人でも新しい雇用を生む。きのう、新栄合板さんのほうと協定を結びましたけれども、雇用が今回20人ぐらい生まれる、20億円ぐらいの投資をされるということでございます。それについても、水俣市からも補助金等も捻出しているところでございますので、そういった地元の企業の支援というのをやっぱりやっていって、雇用につなげたいというふうに思っております。

2番目の高校生までの無料化につきましては、今回、中学生まで実施するわけでございますので、財源等を見ながら、また検討するのも1つかなというふうに思っております。

それと3点目、国会議員の方、県会議員の方、そういったところも一緒になって要望していくということでございますので、それはもう当然、私も市長になりましてから、どういった動きをすればいいのか、今勉強中でございますけど、先日市長会に行ったときにも国会議員の皆さんと一緒に話をする機会が今回ございました。皆さんと名刺交換して、いろんな話をさせていただいて、中には補助金等の話もさせていただいたところでございますので、今後そういった地元の国会議員の方にもお願いをしていきたいと思っておりますし、当然、県会議員の方にも、今いらっしゃる地元の方、先日も水俣のエコパークの整備につきましては、お願いをしたところでございます。それで、直接県の都市政策のほうに行かれたというふうにも聞いておりますので、そういったところはやはり密にお願いするところはお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは3回目の質問をさせていただきます。

地域の活力をどうやれば生むかということで、今、市長は市民全体でそういうまちづくりをしていきたいんだと、人口が減るといふそれは日本全体のことでですから、それはもう仕方ないとしても、私は地域の活力といふのは、やっぱり活気といふか、わくわく、どきどき感、そういうのが1つの活力を生むのではないかなと思っています。

スポーツによるまちおこしとか、今、水俣の場合、少年野球とか非常に全国的なレベルにあるんじゃないか、例えばそういう力をどんどん中学校、高校でも少年野球のレベルが維持できるような体制づくりをするとか、やはりそうなると、小・中・高の連携とか、そういったことが必要だと思うんですよ。

例えば今、サッカーのワールドカップがあつていますが、やはりあのパワーといふのは物すごいものなんです。国民が一体になれるといふか、日本チームを応援しようといふ日本国民全体が今そういう気持ちで、感動を与えてもらえるんじゃないか、何か勇気づけられるんじゃないか、元気をもらえるんじゃないか、やっぱりそういう気持ちにスポーツといふのは私はさせてくれるだろうと思っています。

ですから、この水俣市の場合もそういう野球とかサッカーとか、バドミントンでも、水俣高校の場合、今、カヌーのカヤックがシングル、ペア、フォア、全部全国大会へ行きますけれども、やはりそういうスポーツの力、それによって市民が勇気づけられる、元気をもらう。そういうことも活力といふか、水俣市の活性化につながっていくんじゃないかなと思いますから、具体的に、だからどういふふうにやっていくんだといふことを市長としては、ビジョンを示してもらわないと、やはりみんなそれについていけないと思うんです。それはだから西田市長の考えでいいわけですから、私はこういうふうにしたいんだといふような道筋といひますか、ビジョンを私は示すべきだと思います。

例えば今、プレミアム商品券も、私今回これは質問しませんけれども、プレミアム商品券といふのは、私は米百俵ではないかなと思っています。そういう米百俵を市民全体に配るのではなく、私はやはり子どもたちのために、将来の水俣のためにこれは使うべきだろうと思うんです。そういう意味においては、やはり子どもに対する投資といふのが、私はそういう使い方がいいんじゃないかと思うんですけれども、市長としてその辺はどう考えられますかといふことがまず1点です。

それと雇用の確保なんですけれども、新たな企業の誘致といふのは非常に厳しいといふことは我々も感じております。そうであつたら地場企業の支援、昨日も新栄合板さんがそういうような感じで事業を拡張されて、そこでまた雇用の確保といふのがまず1点生まれるわけなんです。そ

れと、私今回4番目に質問します、くまもと県南フードバレー構想、このことによって、何か6次産業化によって、新たな新規事業の開拓ということで、またその辺でも雇用が創出できるのではないかなというふうにも考えております。

それと、木臼野のメガソーラーと公園化構想というのが、今、多分、市のほうにもそういう計画で熊本のユニオンネットのほうから上がっていると思います。そういったことも新たな観光開発、そしてまた雇用を生むチャンスになると思うんですけども、その辺のところはやっぱりもう一歩前に進み出て、積極的にそういうことを受け入れていくべきではないかと思いますが、この点についていかがお考えか。

この2点について3回目の質問をしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、プレミアム商品券が米百俵と、米百俵という長岡藩ですか、米百俵もらったら、それを売却して学校をつくったというお話だと思いますけれども、私はそういったばらまきのつもりはもう全然なくて、こういった経済対策というのは、ある程度定期的に打っていくのが水俣の浮揚につながるというふうな考えを持っております。私、ずっと水俣でいろんな形で商売やっておりましたものですから、水俣のそういったところはすごくわかっております。大体、こういった経済対策、よそを見ますと、もう後手後手に回るのが大体普通です。先にやっぱりこういった政策をやっていくことが、後々、いつも後づけ後づけというので失敗しているのが今ごまんとございますので、今回のにつきましては、消費税のかかわりで、本来ならもう4月に打ってやっていきたいところでしたが、2月に就任で、3月は骨格予算ということで、6月にちょっと延びてきておりますけど、本来なら私がもっと早くから市長でございましたら、もう4月からそういった政策はやりたかったというふうに思っております。

経済対策というのは、ある程度定期的に打っていくのが必要じゃないかなというふうな思いが1つありますので、単に米百俵の考え方というのは、逆に今回、大学院大学を構想しておりますけど、そういった投資の部分というふうに思っただければと思います。これは、1回大学院大学をつくりますと、いろんな人が流れてきます。これはまた後でやりますけど、そういった思いでございます。

それと次の積極的な投資ということでございますけど、それにつきましては、いろんな形で水俣に企業の進出のお話がございますので、いろいろ精査しながらお話を聞いていきたいというふうに思っております。別に消極的になっているというふうな思いはございません。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、みなまた環境まちづくり推進事業について答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 次に、みなまた環境まちづくり推進事業についての御質問に順次お答えいたします。

まず、大学院等高等教育・研究機関の誘致ということで、研究者、学生の活動拠点となる施設をどこに建設しようと考えているのかとの御質問にお答えします。

現在、整備を予定している高等教育・研究活動拠点施設は、学生や研究者が水俣で行う短期間のフィールドワークや集中講義の受け入れだけでなく、水俣に長期間滞在し、水俣の資源を活用して行う研究活動や年間を通して定期的に行う授業やゼミ活動、研究活動の拠点として整備しようとするものでございます。また、教育や研究に際しては、地域の事業者、住民の皆さんと連携し、水俣の地域づくり、産業おこしや商品開発などに関する研究や実践を通じて、地域振興、経済振興、地域課題の解決に寄与する場とすることを目的としています。

そのため、学生や研究者が地域で活動しやすく、かつ事業者や住民の皆さんと連携しやすい場所、施設である必要があります。お互いが行き来しやすく、さまざまな活動や研究が地域の方にも見える場所で行われることが、より交流や連携した研究活動を促進し、設置の効果を高めることとなると考えています。

候補地としては幾つかの施設、遊休地が挙がっておりましたが、このような、利用者の活動に関する利便性も含め、施設の設置目的に適した立地条件とあわせて、現在の利活用状況や今後の事業実施のスケジュール等を考慮し、平成23年度から検討を重ねた結果、旧水俣第三中学校校舎跡地を第一候補地として考えております。

次に、今回、高等教育・研究拠点施設設計委託料2,500万円は「環境首都」水俣・芦北地域創造補助金から出るようだが、建設に当たっては全額補助が受けられるのかとの御質問にお答えいたします。

これまで、高等教育・研究機関の設置及び誘致に関する検討や今回の拠点施設の設計に当たっては、環境省、熊本県の御支援をいただき、「環境首都」水俣・芦北地域創造補助金により、必要経費の8割を国が負担し、熊本県と水俣市がそれぞれ1割を負担し実施しております。今後の建設に当たっても、建設の経費は全額が当該補助金の対象となる見込みでございます。また、これまでと同様の負担割合で御支援いただくため、現在、環境省や熊本県と協議を進めているところでございます。

○議長(大川末長君) 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

このみなまた環境まちづくり推進事業、私はこの事業は非常にいいものだと思います。教育というのは、これからのこういう人口減とか、そういう活気がなくなってくるという、それを

何とかとめるのは、やはり教育ではないかなというふうに私も感じているところではございます。その中で、この事業に対して私も積極的に取り組んでいきたいなどは思っていますが、場所の選定です。今回、利便性、今後のスケジュールとかそういうのを考えた場合、旧第三中学校の跡地がいいのではないかと、そういうふうな答弁だったかと思いますが、我々は今までは旧水俣高校の商業科棟が最有力ではないかなというふうに思っていました。あそこであれば、そんな建てかえる必要もないし、一番予算的にもかからないということがあって、私も最適地ではないかなというふうに思っていたところがあります。

そしてまた、旧第三中学校の跡地の利用方法、利活用でそういうものを考えた場合に、私にも1つ自分の考えというのがあるんですけども、都市計画でいろいろ考えた場合に、今、浜グラウンドがございしますが、この浜グラウンドは私は将来的にはやはり医療センターの施設として何か活用すべきではないか、そういうふうにも思っています。駐車場だったり、それ以外の利用法だったり。そうした場合、浜グラウンドの代替地といいますか、ということで旧第三中学校の跡地を逆にそういうところで利用できるんじゃないか、今の旧第三中学校の校舎を解体して、そこを駐車場として使えば、市民の憩いの場、そういう利用法というのも1つ考えられるのではないかなということも考えております。

そこで質問なんですけれども、旧水俣高校商業科棟がなぜ候補地から外れたといいますか、あそこにできなかった理由は何なのか、その点をまず第1点お伺いをしたいと思います。

2点目なんですけれども、湯の児の水天荘跡地があります。あそこ何も今は利用されていないということで、私はあそこをうまく活用すれば非常に学習環境にもいいし、そしてまた、宿泊とかも湯の児の温泉街を使っただけであれば、非常に効果的ではないかなと思っております。敷地面積からいっても、湯の児の水天荘跡地というのは十分な広さが確保できて非常にいいのではないかなと思いますが、水天荘跡地を利用することは考えられないのか。

その2点について質問をさせていただきます。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 場所の選定につきましては、円卓会議等で会議をずっとやって検討していただいております。その中で3つ、実は水天荘は済みません、ありませんでしたが、旧水俣高校の商業科棟と、そして旧第三中学校の跡地、それと勤労青少年ホーム、町なかにあると思えますけど、その中で検討をしていただいております。私も3つとも見にもいきましたが、最終的に委員会のほうから挙がってきたのは、旧第三中学校の跡地が一番第一候補としてはいいんじゃないかということでございました。旧水俣高校が外れたというか、第一候補にならなかったというのは、持ち物が自分のところじゃないというのがまず1つでございます。県から買うか借りるかという形になると思いますが、そういった費用的なもの、財源が必要になってくるということ

で、環境省等もいろいろ調べましたが、土地の取得とか、賃貸したときに賃貸料は補助金のそういった対象にはならないというふうな返事をいただいているところがございます。最終的にランニングコストがある程度かかるというところが1つあったかなというふうには思います。買ってしまえばそれはいいんですけど、その財源をどうするかという問題でございます。

あと、委員会のほうで話をしている、私も少し話を聞かせていただく中で、先ほども答弁にもありましたが、町なかで住民の皆さんと連携しやすい場所、お互いが行き来しやすい場所というのも非常に大きな項目でございます。私も水俣のさっきの活力というものを考えますと、大学院生、年中いるわけではございませんけど、短期で来られたときに、やはり水俣市内をいろんなフィールドとして活用していただくのに、歩いたり自転車とかいうのは町なかでやっていただく一番活力、まあ活気も出るし、いろんな形で水俣市民と一緒にしてお話もできる機会がふえていくんじゃないかなというふうな思いもございました。その中で挙がってきたのが、やはり最終的に旧第三中学校跡地だったというふうに思います。町なかで考えますと、勤労青少年ホームがすごくよかったですけど、今、利用されている方たちとの、あと、また動いていただくとか、そういったものを考えたときに、最終的に旧第三中学校跡地になったというふうに考えております。

2つ目は、水天荘につきましては、済みません、余り話が出ていませんでした。水天荘につきましては自分のところの持ち物なので、今後あの建物はもう使えないと思いますし、どこかで崩さなくてはいけない。そのときに予算的なもので、次の利用計画があれば、今後やはり何かしら、私も小さいときよく水天荘行ってましたけれども、非常に眺めがよくて、今は温泉はちょっともう使えないらしいですけど、今後の活用方法というのは検討していくべきかと思いますが、今回の大学院大学につきましては、水天荘は入ってはございませんでした。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 水天荘跡地は、私は非常に利用価値があるのではないかなと思っておるんです。今回は、環境まちづくり推進事業の中で大学院等のそういう高等教育機関の施設ということなんですけれども、将来的にエコパークを利用して、今、いろいろ合宿とかも多分計画をされている、そういうのもあるかと思うんです。そしたら、水俣市には合宿所がないと、そういうことで、もしだからそういう施設があれば、もっともっとそういう合宿をするところがふえるのではないかな。そういうことを考えた場合、あそこの水天荘跡地にある程度やっぱり今回のこの事業を利用して一緒にやはり何かそういうものを、全額が補助の対象にならなくても、これを機にこういうのを生かして、将来どういう利活用をするのかということを考えて、やっぱりそういう施設を協働でもいいから逆につくるべきではないかなと思っています。そういった場合、やはり水天荘の跡地が私は一番適地でないかなと思っています。

今、執行部の中ではもう何か旧第三中学校跡地ありきみたいな感じで、そこにしかないような、そこに何とか決めようというような感じで、何か執行部内で議論をされているような感じを受けるんですけども、もう少し目を見開いていただいて、将来のこの水俣にとって何が必要なのか、どんなものが本当に必要なのかということをやはり総合的に考える必要が私はあるのではないかなと思っております。これは水俣市の都市計画の一環としても、あの旧第三中学校の跡地というのは、私は最後のとりでではないかなというふうな、そういう考えもあるんです。

ですから、本当にこの研究施設の建設予定地なんですけれども、今回、この6月議会で決定をしなければいけないのかどうか。もう少しあと3カ月ぐらい時間をおいてとか、やはりこれは議会の中でも、後でまた委員会あります。その委員会の中でもかんかんがくがくとした皆さんの考えというのがあるかもしれませんけれども、もう少し時間をちょっと持って考える必要があるのではないかと思います。今回のこの6月議会でぜひ決めたいというそういうおつもりなのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 大学院大学につきまして、先ほど答弁でもありましたが、第1次候補ということで挙がっております。今、県のほうにも商業棟のお話も以前からもしておりましたけれど、もう少し煮詰めた形で聞くようにはしているところでございますが、現時点では第1次候補は旧第三中学校跡地ということに考えております。

先ほど、いろんな合宿等も踏まえて水天荘跡地、いろんなお話もあるかと思いますが、今まで委員会の中ではいろんな候補地を水俣中探して、最終的に挙げてきたのが、一番いいのが旧第三中学校跡地ではないかということでございますので、一次候補で挙げさせていただいて、今後ほかの動きでありましたら、また検討もできると思うんですが、今のところは1次候補は旧第三中学校跡地ということでございます。

それと、合宿等でサッカーとか野球、そういったものをやられたらどうかという、何かまちづくりとか、活気ある水俣をつくるのにということでございました。先日ロアッソのほうも御挨拶に来られまして、水俣でいろんな形でサッカー教室とか、合宿もことし1月来られましたんで、そういったところも私もお願いしたところでございますし、議員御存じのローズマラソンでは、野口みずきさんがいらっしゃいましたが、そういったところの合宿等のお願いもしているところでございますので、そういったまちづくりも進めていきたいというふうに思っております。

（「だから、この議会でこれを決めようとするんですか」と言う者あり）

○市長（西田弘志君）（続） 予算につきましては、今回上げさせていただきたいというふうに思っております。最終的にはもう設計を進めて、この設計をもって、次の環境省あたりとは話はしたいと思っておりますけど、ほかに商業棟のお話で、すごくいい県のほうからお話があった場合はまた

違うかもしれませんが、現時点では、無償でうちのほうにもらえるという確約は出ていませんと
いうことでございます。

(「タイムリミットは、だから6月議会なんですかということ」という者あり)

○市長(西田弘志君)(続) 予算を上げるのは、もう今回上げさせていただかないと、流れとし
ては間に合わないというふうに思っております。

○議長(大川末長君) 次に、ローズマラソン大会について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

(産業建設部長 門崎博幸君登壇)

○産業建設部長(門崎博幸君) 次に、ローズマラソン大会について、これまでの第1回、第2回
の大会をどう評価するかとの御質問にお答えします。

第1回大会の参加者が約800名、第2回大会が約1,400名と大盛況の中、第2回ローズマラソン
も成功裏に終了したとお聞きしております。

ローズマラソンは、ファミリーの部などのエントリーがあり、健康づくり、体力づくりとして
のスポーツに対する市民の幅広いニーズに貢献しているため、市民スポーツの推進に大きく寄与
していると考えています。ローズマラソンを観光振興の観点から見ますと、当大会へは、市内外
から多くの参加者があり、参加者に加え、その応援の方々もバラ園で開催中のローズフェスタに
多く来場いただき、年々入場者数がふえ、大変にぎわっており、交流人口の拡大に大きく貢献し
たと思っております。

市としましては、ローズフェスタ期間中にイベント開催周知のための看板の設置や交通誘導の
ための警備員の配置を行っており、また、イベント参加者のために新水俣駅と水俣駅にシャトル
タクシー乗り場を設け、ローズマラソンの参加者にも配慮した時間帯で対応してまいりました。

そのような結果、集客やイベント参加者の満足度の向上など、ローズフェスタとローズマラソ
ンの相乗効果があったものと考えております。

次に、来年の第3回大会から市主催のイベントに位置づけるべきと思うが、どう考えるかとの
御質問にお答えします。

今後、スポーツイベント等の開催に当たっては、市内企業等からの人的支援や協賛等の財政支
援とあわせて、市民や関係団体との協働のあり方について考える必要があると思います。陸上競
技協会と市関係部署が連携し、協議を重ね、どのような体制をとれば大会運営がスムーズに行え
るか、今後検討していきたいと思っております。

○議長(大川末長君) 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

水俣市陸上競技協会主催で、第1回、第2回と2年続けてローズマラソン、これは私は前から

ずっと質問をしていたさくらマラソンを復活させたいという思いがあって言っていたんですけど、ある方から、さくらマラソンというのは日本全国どこでもある、しかしローズマラソンと銘打った大会というのは日本全国探してもそう、あるかないか、ほかのところはわかりませんが、我々もそういうローズマラソンと銘打った大会は余り耳にしたことがございません。そういう意味において、このローズフェスタの期間にローズマラソンをやって、水俣市陸上競技協会では非常によかったなということを聞いております。これは1つ、水俣市の活性化にも大きく寄与をしている大会ではないかなと思っております。

そしてまた、ことしは野口みずきさんを呼ぶことができました。アテネオリンピックの金メダリストですから、何しろ金メダリストが水俣に来て、一緒に走って、そして一緒に走るランナーの方も非常に喜んで帰られたという、水俣市に対してもいいイメージを持って帰られたのではないかなと思っております。

そしてまた、その大会の設定と申しますか、海岸沿いを走るということで、非常に爽やかな雰囲気の中を走ると、そういう意味では参加者からも好評だという声も伺っております。水俣市のほうでも後援をいただいているんですけども、準備の段階で、トラックがちょっと足りないとか、ボランティアスタッフもちょっと不足をしているとか、やっぱりそういう声があります。市もせっかく後援をいただいているということであれば、例えば教育委員会のトラックの提供とか、あるいは職員もボランティアスタッフとしてサポートをしていただくとか、そういうことをひとつお願いをしたいと思うんですけども、その後援のあり方というものについてどういふふうに理解をされているのかということをもまず1点お尋ねをしたいと思います。

それと、大会での問い合わせで一番多いのが交通手段、それと宿泊等について非常にお尋ねが多いそうであります。そういうことで、できれば問い合わせ先を例えば市の商工観光課内に設けるとか、あるいはエコみなまたあたりが問い合わせ先の窓口になるとか、そういったことは考えられないのかどうか。そのことについて2回目の質問としたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 2点御質問いただきました。まず、1点目が後援のあり方についてどう考えるか、2点目、交通・宿泊等の問い合わせについて市あるいはみなまた観光物産協会あたりを窓口にはできないかというようなお尋ねであったかと思えます。

まず、1点目の後援のあり方についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、私どもも先般、水俣市陸上競技協会の関係者の方々とお話をする機会がございまして、ここ2回実施をした中で、一番の問題は人と物ということで、前日までの準備であるとか、当日のコースの運営等々、やはり人出がどうしても今のままでは不足する部分が出てくるのではないだろうかということと、2点目は、その準備にかかわって、いろんな物資を運ぶ手段でありますとか、そういっ

たところに協力を願えないかというような話があっておりました。

確かに市としましては、後援という形で今携わらせていただいておりますので、その後援の部分について、今後も水俣市陸上競技協会の関係の方々とも協議を重ねさせていただきまして、具体的にそれ以外にもあるのかないのか含めまして、市のできる範囲の中で御協力は当然させていただきたいと思っているところでございます。

それと2点目、交通、宿泊の問い合わせということでございます。ただいま申し上げましたとおり、今後は市の携わり方の中でそういった運営の中で、窓口関係、当然、宿泊あたりの問い合わせが市にあれば、そこは適切に当然対応していくわけなんですけれども、そのこの主体の中に入っていかどうかということであろうかと思いますが、そこも今後の検討課題の中で十分、あと1年ありますので、この期間の中で、水俣市陸上競技協会あるいはその関係の団体の方々も含めて、市がどういった形でかかわるのが一番いいのかというところを検討してまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 大会の市主催の件なんですけれども、現在は第1回、第2回とも水俣市陸上競技協会の主催でこの大会運営をやられていると、これは1つに水俣・芦北地域振興基金のほうで補助金が、第1回目は出ていませんが、第2回からある程度補助金が出ていますので、水俣市陸上競技協会だけでもやっていけるのかなというふうには思っています。これが大体3年ぐらい出るというようなそういうことを伺っておりますので、第4回大会までは何とか水俣市陸上競技協会だけの主催でも、そして市の後援、そういう人的なあるいは物的な支援といいますか、トラックの提供とか、そういうのがあれば何とかやっていけるかなと思うんですけれども、それ以降については、単独ではやっぱり補助金なしでは非常に運営的にも厳しい状況に陥るのではないかなということも懸念をいたしております。

そういったことであれば、今後どういった体制がいいのか、水俣市陸上競技協会主催で市の後援という今のあり方がいいのか、あるいは共同開催というような形がいいのか、あるいは市主催で所管が水俣市陸上競技協会という体制がいいのか、その辺のところをここ二、三年の間に、一、二年といいますか、そのぐらいの間に、市とそして水俣市陸上競技協会といろいろ話し合われて、どういった体制がいいのかということ考えていただきたいと思いますが、それについて市としての考えはどうなのかということ3番目の質問にしたいと思っております。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 4回目までは、今、水俣・芦北地域振興財団から補助金が出てると、3カ年度ということで、その後主催のあり方をどう考えていくのかということでございますが、先ほども申し上げましたように、水俣市陸上競技協会とお話をさせていただいたときに、

水俣市陸上競技協会の中でもいろんなお考えがあるということをお聞きしております。ですので、そこはすり合わせをさせていただく中で、やはり一番いい大会にすることが目的でございますので、市のかかわり方についてもこの3年の中で検討させていただければと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、くまもと県南フードバレー構想について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、くまもと県南フードバレー構想についての御質問に順次お答えいたします。

まず、現在の進捗状況はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

平成25年3月に策定されたくまもと県南フードバレー構想に基づき、平成25年度においては、県南の15市町村においてさまざまな取り組みが行われております。

例えば人吉・球磨地域では、人吉でハラールに関する取り組みが始まり、人吉ハラール促進区の地域再生計画の認定、また、球磨焼酎のブランド確立のための事業などが行われております。その他新規薬草の試験栽培を実施し、農産物の産地化の推進を行っております。八代地域でも、トマトを活用した新メニュー開発や晩白柚を活用した商品開発・販路拡大を進めております。鏡町漁協によるカキ小屋のオープン、台湾への吉野梨のテスト出荷も行われております。

水俣におきましても、水俣市漁協によるクマモト・オイスターの試験養殖のほか、地域の食関連産業の振興のためにシラス製造ラインにおける異物混入の精査及びテスト機等による効果の検証や、モンブランフジヤによる水俣産サトウキビの機能性検証及び成分分析評価などを行っております。また、物産館まつばつくりにおいては農商工連携した新商品のテストマーケティングを行っております。そのほか、地域産品の和紅茶のブランド化推進を行っております。

その他、県においては、フードバレー推進協議会事務局として協議会ホームページの開設、会員情報のデータベース、協議会メールマガジンくまもと県南フードバレーニュースを発行のほか、県南フードバレーの形成を強力に支援するため、八代市内にある県南地域の研究拠点である農業研究センターい業研究所にフードアグリビジネスセンターを平成26年度に新たに設置することとなっております。

このように、昨年から動き出したフードバレー構想は、手探りの状態ではありますが、各地域でさまざまな動きが出てきておりますので、本市といたしましても、本フードバレー構想の実現に向け、地域の資源を生かし、市内の事業所などが活発な取り組みができるように今後とも引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、本年3月に開催されたフーデックスジャパン2014はどうだったのかとの御質問にお答えいたします。

このフードデックスジャパン2014は、本年3月4日から7日の4日間にわたり、千葉の幕張メッセで開催されました。出展については、くまもと県南フードバレー推進協議会からの出展募集に対して15の会員が参加し、そのうち水俣からは福田農場ワイナリーやJNCのほか、みなまた環境テクノセンターから市内事業所への働きかけやサポートにより、市内から2つの事業所が出展を行いました。また、これら2カ所に対しては水俣市企業支援センターもサポートを行いました。

協議会では、出展前に魅力的な展示方法や商談の進め方など4回の講習を実施し、その甲斐もあって、水俣市企業支援センターが支援した2つの事業所については、把握しているものだけでも商談が21件、そのうち1件の成約につながっているとの報告を受けており、初めての出展としては、よいスタートが切れたものではないかと考えております。

今年度もこうした出展をサポートしていけるように体制を整えて進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問をします。

くまもと県南フードバレー構想、私もこの構想はぜひ1次産業の活性化ということで非常に期待をしているわけでございます。水俣の特産物といったら、サラタマ、デコポン、お茶かなというふうに思っておりますが、この中で何に絞るのか、そしてまたこういう農産物を売り込んでいくためには、やはり一定の量の確保というのが一番問題ではないかなと思っております。その中で、商品開発を図っていかなければいけませんけれども、私は1つ、このシラスとサラタマと昆布、それをミックスして急速冷凍をして真空パックでそれを保存をするわけです。そして、一年中それを解凍したら新鮮なそのものの味が味わえる。今、非常にこの急速冷凍による真空パックの技術というのは物すごい技術が確立をされております。ですから、そういったものを利用して、例えば水俣市漁業協同組合さんがこのシラスと昆布というのは確保できるわけですから、サラタマはJAからある程度協力をしていただけますと、それを一回試験的にそういうものを今の補助事業の中でやってみる、やっぱりそういうことが大事じゃないかなと思っております。

それで1つ、そのシラス、タマネギ、昆布、通称シラタマ昆、そういったものが売れるか売れないかはやはりそういうネーミング、あるいはパッケージのよさ、そういうところに消費者というのは、非常に目を向けております。そういう意味においては、そのトータルコーディネーターというか、そういう役目をする人が必ず必要になってきます。ですから、その1つの事業所あるいは事業者でこれをやれと言っても非常に難しいものがあると思うんです。そういうトータルコーディネートの仕事をする役目が必要じゃないか、それを何とか市で音頭をとって、そういうことを進めていきたいと思うが、いかがかということがまず1点です。

それと、フードデックスジャパン2014に水俣市の2業者が出展をされたらと、その中で商談が21件

以上でございます。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 この県南フードバレー構想を推進していくためには、ブランド化とやはりコマース力だと思います。いかにこのPRを図っていくかということで、一番いいのがマスコミとかを使って、やっぱり旅番組で取り扱ってもらおうということが一番、私は効果があるんじゃないかなとそういうふうに思っております。それと、やはりアンテナショップ、熊本とか福岡とか、あるいは関西方面、大阪とか東京とか、まずはだから九州管内から考えると、熊本、福岡のアンテナショップで試食販売とか、そういうことを積極的にしかけていって、PRをするということ、ぜひこれは進めていただきたいということで、これは要望にかえさせていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（大川末長君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時51分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 皆さん、おはようございます。

無限21議員団の谷口眞次でございます。

2月の市長選挙からはや4カ月が経過をいたしました。初当選された西田市長におかれましては、副市長不在の中で、日々御奮闘されておられることに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

さて、国会では、まさに安心安全な国民生活が大きく揺らぐような原子力発電所再稼働、特定秘密保護法案、集団的自衛権行使容認、さらに労働規制緩和など強引に押し切ろうとする場面が目立っているようでございます。反対論者の意見にも耳を傾け、幅広い論議に生かそうとする柔軟な姿勢が欠けていると言わざるを得ません。どうか西田市長におかれましては、市民の幅広い意見、反対論者の意見も十分に聞き入れた上で、持ち前の明るさと柔軟性を持って市政運営に当たっていただけますようお願いをいたしまして、以下通告に従い、質問いたします。

初めに、今議会の冒頭、西田市長の所信表明が述べられました。基本方針の中で、これまでの環境施策を引き継ぎ、さらに地場企業の支援や企業誘致に力を入れていくほか、観光の新しいイメージづくりなどを掲げられておられます。このような議論ができるのも、水俣市民が不安のな

い、安心安全なまちで生活ができていることが大前提ではないでしょうか。

そこで、今回1番目に取り上げたのは原発問題であります。

1、脱原発を目指す首長会議について。

①、脱原発を目指す首長会議の目的と、これまでの具体的取り組みはどのようになっているのか。

②、川内原発再稼働の動きがあるが、首長としてどう考えるのか。

③、現在の避難計画で受け入れが可能と思うか。

次に、産業振興についてであります。

①、経済と環境振興について、産業振興戦略事業の目的、内容と環境産業振興の今後の取り組みはいかがかお尋ねいたします。

②、木質バイオマス発電について。

木質バイオマス発電事業が計画中であるが、市長の考えはいかがか。

また、事業主体の企業誘致活動は進展しているのかお尋ねいたします。

③、企業誘致立地補助金について。

田中商店への誘致企業立地補助金が今回また計上されたのは、なぜか。

市長になられた今、これまでの経緯をどう認識されているのか。

3、観光振興について。

①、近年、水俣市の観光入り込み客数は順調に推移していると聞かすが、その状況と要因をどう分析しているのか。

②、観光入り込み客数の中で、ローズフェスタや湯の児桜まつりの客動員数の推移はどうか。

4、プレミアム商品券について。

①、これまでのプレミアムつき商品券の効果や評価など、分析をされたのか。

②、市民や商店街からの要望はあったのか。

最後に、5、小中学校における自転車事故について。

①、水俣市における自転車事故の現状はどうなっているのか。

②、交通指導や保険加入の現状はいかがか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口眞次議員の御質問に順次お答えします。

まず、脱原発を目指す首長会議及び産業振興については私から、観光振興について及びプレミ

アム商品券については産業建設部長から、小中学校における自転車事故については教育次長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、脱原発を目指す首長会議について順次お答えします。

まず、脱原発を目指す首長会議の目的と、これまでの具体的取り組みはどのようになっているかとの御質問にお答えします。

脱原発を目指す首長会議は、住民の生命・財産を守る首長の責務を自覚し、安全な社会を実現するため原子力発電所をなくすことを目的とし、新しい原発はつぐらな。できるだけ早期に原発をゼロにするという方向性を持った基礎自治体の長（元職を含む）で組織する会であります。

本年6月3日付で全国98名による自治体の首長で構成されております同会では、さきの目的達成のため原発の実態を把握することや原発ゼロに至るまでの行程を明確にすること、地域での再生可能なエネルギーを推進する具体策をつくること、福島への支援などのテーマに取り組んでおり、これまで定期的な意見交換会や勉強会、政府への政策提案などの活動を行っております。

本市は同会の趣旨に賛同し、平成24年4月28日の設立時から入会しており、これまで政府を初め各方面への働きかけや意見交換、勉強会に参加してまいりました。

次に、川内原子力発電所再稼働の動きがあるが、首長としてどう考えるかとの御質問にお答えします。

国が再稼働の方向で進めている川内原子力発電所は、本市から最短で約40キロメートル先にあり、事故への不安を持つ市民が多くいらっしゃるのではないかと考えています。私は直接福島へ二度足を運びましたが、一度事故が起きたら取り返しがつかないということを目の当たりにいたしました。

市民の生命と財産を守るという大きな使命を持つ首長としましては、再稼働について慎重に慎重を重ねて対応していただきたいと考えております。また、持続可能な社会の構築を目指す本市みずからが、節電などの省エネルギー省資源や太陽光、木質系バイオマス発電などの推進に率先して取り組み、安心・安全な暮らしづくりに努めていきたいと思ひます。

次に、現状の避難計画で受け入れが可能と思うかとの御質問にお答えします。

出水市の原子力災害避難計画におきましては、事故等が発生した場合、水俣市において出水市民の避難者6,645人を28カ所の避難所で受け入れる計画となっております。出水市の避難計画策定の際には、避難者受け入れに関し、本市から必要な資料の提供や協議を行ってきたところがございます。現在は必要に応じて出水市と情報の共有、協議を行っております。

出水市の避難計画には、スクリーニング、除染については実施する旨の記載はありますが、実施場所等については、記載されておりませんので、実施場所等がわかり次第、情報提供のお願いをしております。また、高齢者、障がい者等の要援護者の把握や交通渋滞、トイレ、駐車場等多

くの課題を抱えていると思います。引き続き、現状でできることを実施しながら、受け入れがスムーズにいくよう出水市等と協議し、出水市の避難計画に協力していきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問をしたいと思いますが、現在、平成24年の4月に設立されて、当初から入っておられて、98名だということで今答弁をいただきました。再稼働については、慎重に慎重を重ねて行っていきたいという旨の答弁でした。

それと、受け入れ体制については、スクリーニングや除染については明記はしてあるけれども、場所がまだ決まっていないような状況だということで、それと、高齢者や要援護者の受け入れの体制、それからトイレとか駐車場もまだ決定していないというような答弁だったかと思います。

こちらに新聞記事の切り抜きがあるんですけども、これは4月、5月、6月、もう一緒の新聞が、かなりやはり厳しい意見を書いております。その中で、大飯原子力発電所の再稼働の差しどめ判決の記事とか、あるいは駐車場の問題、ここにございますけれども、全部もう皆さん御存じだと思いますので、全部は紹介できませんが、西日本新聞の6月1日付、避難できない避難所。1人分の広さが1.2畳、100人収容のところ駐車場が2台しか入れないというような状況、それと22万人マイカー避難計画だが、駐車場確保は近隣の3市町村のみと、もちろん水俣もできないということで今出してあると思いますけれども、津奈木と芦北と甕島、そこら辺の3市町村のみということになっております。

それと、原子力規制委員会が安全判断を回避ということで、これは岩切薩摩川内市長なんですけれども、会見で再稼働の責任を事業者と自治体が負うことになるのではないかとというようなことも言われておりますし、とにかく、この世界に誇る厳しい基準をクリアしたならば安全なはずだと、それがわからないようで国民は大変困ると強調しております。原子力発電所は国策、国が安全性や再稼働について知らないということはあるんじゃないかというような会見をされております。とにかく、国も安全だということは言い切れないという証拠だというふうに思っております。

それと5月30日付西日本新聞ですが、甘い想定、疑問置き去りということで、想定が甘過ぎる、再稼働ありきの机上の空論だということで、専門家からも相次いで批判が出ております。東京女子大の広瀬弘忠名誉教授は、川内原子力発電所の想定をお粗末過ぎると言っております。行政の避難指示から最大2時間で住民が避難を開始するとの県の想定も、訓練を受けた軍隊でなければ不可能と、情報をすぐ受け取れない住民も多くいるはずだと批判しています。それと避難計画に詳しい環境経済研究所の上岡直見代表も、ほかの原子力発電所の推計と比べて著しくレベルが低い、再稼働を前提とした都合のいい想定しかしていないというように言っています。

それと、一番決定的なやつは、やはり原子力発電所の論議の本質を突く判決文として、御存じ

のとおり大飯原子力発電所の3号機、4号機の運転差し止めを命じた判決文ですけれども、ここにコストの問題に関して、国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ原子力発電所停止で多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失と言うべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻せなくなることが国富の喪失だという、もう御存じのと通りの判決文が出ております。

とにかく、川内原子力発電所、それと玄海原子力発電所、この原告としての訴えが認められた半径250キロメートルといたしますと、九州全土がもう250キロメートル圏内で、九州には住めないという最悪の状態にもなり兼ねないのではないかと考えております。

それと、6月1日に川内原子力発電所の再稼働を考えるとということで、これは脱原発を目指す首長会議の主催で市の公民館で行われました。これは、西田市長のほうも出席していただいて、この出席メンバーの方々から西田市長に来てもらって本当によかったというお言葉をいただきました。その中で、前双葉町長の井戸川氏が、もう原発が事故を起こしたら受け入れどころじゃない、水俣市民も逃げなさいということをおられましたし、とにかく、国は正確な情報を流してくれない、それが一番もう被害の拡大の原因だということをおっしゃっていました。

首長は市民の命と財産を守ることが第一でありますし、また災害時には近隣自治体の避難者を受け入れることも、これは当然の務めであるというふうに思っておりますけれども、しかし今回の避難計画は想定が甘過ぎる、再稼働ありきで机上の空論などと住民や自治体の職員でさえも関係者もそんな批判や疑問が相次いでいます。さまざまな条件の中で、事故発生となると、本当にこれは完璧な避難計画というのはいかないんじゃないかと、そういうふうに思います。

そこで、2点ほど市長にお尋ねします。

避難計画が仮に完璧でないというふうに市長が判断したときに、市長はみずから県や九州電力に対して反対の意思表示をされるつもりがあるか、これがまず1点。

それと逆に鹿児島県知事が完璧な避難計画だというような評価をしてございましたけれども、このように避難計画や水俣への受け入れ体制が完璧だというふうに市長が判断したときに、現状では福島原子力発電所の事故解明や復興もできていない。いまだ、ふるさとへ帰れない人が13万人もいる。そしてこの現状の中で再稼働について市長の考えはどう思われるか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 原子力発電所問題につきましては、非常に憂慮しているところでございます。水俣市から40キロメートル行くと薩摩川内市がございまして。私も先ほども述べさせていただきましたように、二度福島に入らせていただいて、1回目はいわき市からずっと50キロメートルぐらい、一番最前線のところまで車で行ったとき、ガイガーカウンターの表示をずっと見ていると、

数値がこう上がっていくのを見たときに、非常に怖いなといった思いが今でもございます。それと2回目に避難所にお邪魔いたしましたときに、自治体の方が、原子力発電所がある自治体のところからいらした女性の方が、自分はいいけど、子どもの被爆がどうなのかというのを心配して、小学生の子どもは今後大人になったときに非常に心配だと言われたことが今でも心に残っているところでございます。

水俣市は、水俣病という公害を経験したまちでございます。経済優先でいきまして、公害という事例を水俣市は経験しているわけでございますので、よそとはやはり違う自治体かなというふうな思いはございます。

今、御質問ありました避難計画がきちっとしたものかどうかというのは、まだ先になるかと思えますけど、全国市長会、ことし4月4日にございまして、私も参加させていただきました。そのときに東京電力福島第一原子力発電所への対応と原子力安全対策等に関する決議というのを全国市長会で決議をさせていただいております。内容としましては、いかなる場合においても原子力発電所の安全性が確保できるよう万全の対策を講じることや、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること、こういったことを決議しております。私もこの決議と同じような思いでございますので、やはり安全性の確保が一番だというふうに思っております。そのときに、また意思表示はさせていただきたいと思いますが、2つ目の再稼働につきましては、今言いましたように、やはり安全性というものをまず確保させていただきたい。安全神話というのは、もう福島で原子力発電所の場合はなくなってしまったわけでございますので、やはりそこは慎重に慎重を重ねていただきたいというふうな思いでございます。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 慎重に慎重を重ねてということで答弁をいただきましたけれども、3回目になりますが、今後とも脱原発を目指す首長会議の会員の1人として、やはりそういった連携をとりながら、慎重にぜひ対応していただきたいなというふうに思っております。

ところで、水俣市議会は御存じのとおり平成23年7月に、原子力エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書、これを採択して、その項目の5番目の中に、九州電力の川内原子力発電所の1号機と2号機は計画的に廃炉を検討し、濃縮ウランを使った3号機の増設の再考を促すことをはっきりと明記した意見書を国へ提出いたしており、またさらにその同年の12月議会では、脱原発政策の実行を求める意見書も全会一致で国へ提出をいたしております。このときもちろん西田市長も連名で名前を書いて、全会一致で可決をいたしておりますので、経済優先で苦しいこの経験をした水俣の首長だからこそ、現時点での再稼働に対しては、私は反対の表明も含めて、慎重な対応をやはりすべきだと思いますので、これはお願いして終わります。

○議長（大川末長君） 次に、産業振興について答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 次に、産業振興について、順次お答えいたします。

まず、産業振興戦略事業の目的、内容と環境産業振興の今後の取り組みはいかがかとの御質問にお答えいたします。

産業振興戦略策定の目的は、10年後や20年後、我々の次世代が水俣で仕事をし、安心して暮らしていけるよう、今の段階から、産業振興を戦略的に展開していくことで、地域経済の自立化を図り、景気や社会情勢に左右されにくい強い経済を築くことにあります。

本市の産業について平成7年度と平成23年度を比較した場合、労働人口では約5,000人、市内総生産額は約200億円減少しており、特に製造業を中心とする第2次産業において150億円もの減少が見られます。このような市経済の現状に加え、年々深刻化する少子高齢化や人口減少、目まぐるしく変わる国内外の経済・社会情勢の中で、産業・雇用を維持し、将来にわたる住民生活の安定化を図るためには、これまでの施策について、課題の抽出・整理を行った上で、長期的視点からの政策目標を定め、目標達成までの施策展開を体系的・段階的に示すロードマップとして産業振興戦略を策定する必要があります。

具体的な内容については、今後戦略を検討していく中で、多面的な視点から盛り込んでいくこととしていますが、本市経済の根幹を担う地場中小企業の経営力・競争力向上のための支援を中心に、新たに職能開発や若年者のキャリア教育等の人材育成、地域に根差した新たな仕事おこしのための創業支援、コミュニティビジネス等社会的事業に取り組む事業者の創出支援等を想定しているところであります。

また、これからの時代は全ての事業活動において、環境への配慮は必須事項であると考えます。水俣病を経験し、いち早く環境の取り組みを推進してきた本市としては、引き続きこの方向性を大事にし、環境産業及び事業者の環境配慮の育成・支援に努めてまいります。

次に、木質バイオマス発電について、木質バイオマス発電事業が計画中であるが、市長の考えはいかがか、また事業主体の企業誘致活動は進展しているのかとの御質問にお答えいたします。

水俣市としても、木質バイオマス発電事業が実現されれば、地元林業者の収入拡大、発電所やチップ加工施設での雇用につながる事業になると考えています。また、環境首都である水俣を世界にアピールしていくに当たって、市の魅力を高めていく事業であると思っております。

企業誘致活動に関して、少しずつではありますが前進が見られます。今年度に入ってから地元林業者との意見交換も実施しております。現在は、発電事業準備委員会立ち上げに向け、企業間で鋭意協議を進めておられます。よい結果につながるように私自身も積極的に動いてまいりたいと思います。

次に、誘致企業立地促進補助金について、田中商店への誘致企業立地促進補助金が今回また計上されたのはなぜか。市長になられた今、これまでの経緯をどう認識されているかとの御質問にお答えいたします。

補助金の計上を決断するに当たって、私が重要視したのは、対外的な評価と信用を得るべき水俣市が要綱の交付要件に合致している案件に対して、いまだ補助金を交付していないという事実を重く受けとめ、判断いたしました。

水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱に定める交付要件は、工場等を設置するために要する費用のうち用地、建物その他有形償却資産の取得に要する費用が5,000万円以上であること、工場等の設置に伴って増加する新規地元雇用者の数が、当該工場等の操業開始時において5人以上であること、市の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務等が履行されているものであることとされています。田中商店では、9,277万円の投資と操業開始時に5人の新規地元雇用をされ、平成23年9月には立地協定も締結しており、これらの要件を全て満たすものでございます。

この補助金は、この要綱にのっとり交付すべきものであり、市として予算化する必要があると考えております。要綱の交付要件を満たしても、補助金が交付されないことが続けば、各自治体が優遇条件を競い合う企業誘致活動において、本市にとって大きな影響があるため、補助金計上を決断いたしました。

また、これまでの経緯について、予算が否決になっている大きな要因は、単独1社との随意契約を約定する覚書の締結にあると認識しております。私も一市議として見聞きしてきたこと、加えて、水俣市長として改めて内容を確認し整理してみました。

平成22年11月に、株式会社田中商店水俣営業所代表取締役田中一郎氏から、水俣市に対して古紙類に関する新規リサイクルシステムについて提案がありました。その提案とは、市内でおのこの回収業者が回収した紙資源物を環境クリーンセンターではなく、田中商店が整備する新規施設に搬入し、計量、中間処理、保管をして、市外の資源物再生工場へ出荷するという流通システムの提案で、また、事業の安定のために水俣市クリーンセンターとこの新規中間処理施設との間の契約方式を、従来の複数社見積もり合わせ方式から田中商店との単独随意契約方式に変更し、購入価格も一般紙問屋買い入れ相場価格にするというものでございました。

市においてこの提案を検討したところ、リサイクル産業の集積を図ってきた本市としてさらなる付加価値となること、土曜、日曜、祝日にも持ち込みが可能になり、市民サービスの向上につながることで、クリーンセンターの事務経費削減などコスト的にメリットがあると判断したことなどから、平成23年3月に市と田中商店との間で随意契約を約束する覚書を締結したと報告を受けております。

一方で、当時私も市議会の一員でしたが、議会では他事業者への説明や情報提供、参入の機会が与えられないまま、この田中商店1社と固定された単独随意契約の覚書を結んだことに対して、公平性を失する危険性があるとの指摘が平成23年12月議会で相次ぎました。そこで当時の宮本前市長が市の非を認め、直ちに謝罪を行うとともに、およそ1年後の平成25年1月には田中商店との単独随意契約を約束する覚書を解除し、従来どおり、古紙販売を各事業者が参加できる6社から7社の見積もり合わせによる随意契約方式で行っていくことを明確にしています。また、この間、企業誘致補助金と同等の条件で補助を行う地場企業向け補助金も創設しております。

さきに申し上げたとおり、これまで最大の問題点は、従来の地元事業者が参入する機会を与えられず、1社単独の随意契約を約束する覚書を締結したことにあると理解しております。平成25年1月に覚書は破棄され、従来どおりの見積もり合わせによる随意契約方式で古紙販売がなされております。そして、地元事業者も同様の投資を行えるよう地元企業向けの地場企業補助金も創設されました。市内の競争をゆがめると思われた要因は全て払拭され、妨げるものがなくなった今、市議会の皆様には現状を御理解をいただき、可決していただけますようお願いを申し上げます。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

産業戦略の件につきましては、10年後、20年後を見据えた戦略をロードマップとして策定していきたいということで、大変重要なことじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

環境振興については、これまでの考え方に基づいて環境へ配慮した事業活動に取り組んでいくという方向性だと思います。宮本前市長が環境で飯が食えるかと言われながらもしっかりと基盤をつくっていただいた、基礎を確実に築いていただいたということは、今後は環境も余り先走ることなく、経済も先走ることなく、常に同時進行という形で進めていくことが非常に肝要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそのようにお願いをして、これは要望に終わりたいと思います。

それと2番目の木質バイオマス発電でございますけれども、実現すれば環境首都水俣にふさわしい事業であり、地元ももちろん林業関係者にも収入の拡大になるということで、ぜひ進めていただきたいと思います。地元の関係者とも意見交換ができたということで、あとは事業主体の方々が鋭意委員会を立ち上げてやっていこうという答弁だったかなと思います。いよいよ最終段階に、詰めの段階に入ってきたのかなというふうに感じております。地場企業の支援と同時に、やはりこういった環境企業誘致の実現も非常に重要な施策だろうというふうに思っておりますし、市長みずから陣頭指揮をとって、最善の努力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお

願います。

それと3つ目の田中商店への補助金でございますが、経緯については、市長答弁のとおりだと我々議員も全部認識をいたしておるところですけれども、振り返りますと、平成22年の11月に田中商店から事業の提案がなされたと、それから計算しますと、もう既に3年半が経過していることとなります。覚書については、前市長も非を認めて謝罪と覚書の撤回、それから地場企業向けへの同等の補助金を創設したということで、市内の競争をゆがめるような要因は払拭された、だから今改めて提案したんだという答弁だったと思います。

そこで、3点ほど質問をいたします。

西田市長は就任後、この予算について理解を得るために具体的にどのような行動というか、どのような努力をされたのか、まずこれが1点。

それと5月に田中商店から市に要望書が出されたというふうに聞きますが、その内容をどう受けとめているか。

それと3つ目が、この要望書が提出された際に市長は直接会われているというふうに思いますが、そのときの状況というか、どういうふうに田中商店は考えておられるのか、この3点お尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） この田中商店問題は、私も議員時代からずっと見てきた問題でございますので、私が宮本前市長から引き継いだものでございますので、何とかどこかで決着がつけばというふうに思っているところでございます。

その中で、やったことといたしますのは、前市長も各事業者さん回られてという答弁を前も聞いたことがありましたが、新たに今度私が就任させていただいてから、事業者さん、全部ではございませんけど、ある程度主なところはお邪魔して意見を聞かせていただいたところでございます。そして理解をしていただきたいようなお話を皆さんにさせていただいたというところでございます。

そして、田中商店のほうから要望書が出ております。これにつきましては、要綱に沿って補助金のほうをちゃんと出していただきたいというふうな内容だと思いますけれども、基本的にはやはり私たちもう、今答弁で言いましたように、この要綱にのっとったことしか私のほうはもうできませんので、ずっと就任しましてから、3月議会には上げさせていただきませんでした。いろんな要綱等をうちのほうで精査して、今回6月に上げさせていただいたということでございます。要望書につきましては、田中商店の言い分はもっともかなというふうな内容でございました。

3番目で、田中商店のほうでお会いして、どういった考えかということだと思っておりますが、今

後、6月議会踏まえて、議会終わっておりませんので、この後、どういうふうな流れになるかわかりませんが、このまま補助金等が田中商店のほうに出ないということでしたら、田中商店さんの信用という問題が一番だと思います。やはり自分ところの銀行とのつき合いもありますので、また市民からの田中商店に対する見方というの、こういったふうに補助金が出ないということは非常に厳しい状態だと思いますので、何らかの手だては考えているということをお聞きをしております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 企業にしてみれば、これはもう当然のことだろうというふうに私も思います。交付されていない、対外的にも非常に信用の失墜につながっているということで、まあぜひこの機会に承諾いただきたいというような旨だったろうと思います。

今後は、本意ではないけれども、いろんな形で対策をとりたいと、具体的には聞いていないということですが、当初、市の不手際は当然あったとしても、やはり前市長が非を認めて謝罪した。そして前市長の減給の条例案も可決し、問題の払拭に最善を尽くされてきました。法的に問題がなければもう執行すべきであると私も思いますし、この議会としては、議長も立ち合いのもとで協定を結んでおります。そして企業にとっては、やはり大きな信用問題、経営圧迫ということにもなりますので、この補助金は産業の振興、そして雇用の確保などの目的で要綱をつくっているわけですから、今回また否決ということになりますと、本当に極めて他の企業に対しても不平等な、信用のできない最悪の要綱じゃないかなというふうに私は考えております。

最終的には、やはり賠償問題とか、そういった要綱の廃案とか見直しあたりも、これは考慮しなければいけない状況になってくるんじゃないかなというふうに大変危惧をしております。議会としても産業振興のため、誘致企業や地場企業の支援は最優先でやるべきだというふうに皆認識をしているというふうに思いますので、市長にもさらなる努力をお願いして、これはもう要望にして終わります。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、観光振興について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、観光振興についての御質問に順次お答えいたします。

まず、近年水俣市の観光入込客数は順調に推移していると聞かすが、その状況と要因をどう分析しているかとの御質問にお答えします。

水俣市への観光入込客数は、平成21年に約34万8,000人と、平成に入ってから最低を記録しましたが、平成23年は約36万9,000人、平成24年は約43万7,000人、平成25年には約58万7,000人と順

調に回復、増加をしてきております。

この要因としましては、まず1つ目には平成23年度から毎年観光キャンペーンを実施しており、市内外への宣伝・広告を強化した成果であり、あわせてしらすDONフェア等のイベントを実施し、観光客増加に努めた結果であると思っております。

2つ目に、平成23年に湯の児海と夕やけ、平成24年に湯の鶴観光物産館鶴の屋が開業し、それぞれの施設には利用者確保のために御尽力をいただいていることもあり、それらの相乗効果で市全体の観光客が増加していると考えております。

3つ目には、エコパーク水俣バラ園の充実が図られ、水俣を代表する観光地となったことや、バラ園自体の周知が県内外に及んだことにより、バラ園とあわせて周辺施設の入込客数も年々増加した結果だと思えます。また、中尾山公園も整備され、春の桜や秋のコスモスの時期には多くの方が訪れております。

4つ目に、環境省の補助事業である環境首都水俣創造事業を活用して行っている着地型旅行商品の開発や旅行会社へのセールス活動も観光客の着実な増加に結びついております。

次に、観光入込客数の中でローズフェスタや湯の児桜まつりの客の動員数の推移はどうかとの御質問にお答えします。

ローズフェスタへの入込客数は、平成21年の開園時は春と秋を合わせて約2万6,000人でしたが、平成23年は約4万3,000人、平成25年は約5万5,000人となり、開園当初の2倍以上の入場者となっております。平成26年春においても、約4万8,000人と過去最高の数字を記録しております。

次に、湯の児桜まつりの入込客数については、主催者のみなまた観光物産協会によりますと、平成23年は東日本大震災発生により自粛して実施したため約350名、平成24年は例年並みの約2,300名、平成25年は悪天候のため約300名、平成26年は約700名とお聞きしております。ここ数年は桜の開花時期が早まっており、4月第一日曜日の桜まつり開催日には花が散っている状況もあってか、入込客数は減少傾向にあります。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 観光振興について、答弁をいただきました。

入込客数については、最低の34万8,000人から、平成25年が58万7,000人ということで、順調に推移している。要因については、いろいろ今述べられましたとおりかというふうに思っております。

それと、ローズフェスタについては、平成21年の春当初が2万6,000人だったと、現在、春だけで4万8,000人というふうになったということで、大変順調に推移しているんじゃないかなというふうに思います。関係者の努力も大変大きかったのじゃないかなというふうに思いますの

で、感謝申し上げたいと思います。

それと、湯の児桜まつりについては、平成24年度が例年並みの2,300人、ことしが700人ということで、残念ながら大幅に減少しているのかなというふうに感じました。

癒しの基本は目で見るのが一番じゃないかなと思います。視覚で感じるもの、特に近年は花公園とか、全国的に観光客が増加傾向にあるというふうに思っております。九州管内のバラ園も十五、六カ所ありまして、ハウステンボスを除けば、水俣の600種5,000本、九州でもトップクラスになっているんじゃないかなというふうに感じておりますので、ぜひ今後も充実をしていただきたいなというふうに思っております。

水俣は、幸いにしてバラ園のほかにもコスモス園、チェリーロードやツツジなど、花いっぱい運動も展開されていて、非常にいいかなというふうに思っておりますが、特にバラ園はことしも入り込み客が順調にふえているということでございます。私も何度か行きましたけれども、外からきれいに見えるんです。しかし、駐車場にとめようかなと思っていても、なかなか駐車場がない、駐車場が遠い。そうすると、もう外から見て帰ろうかなという観光客がいるんじゃないかなと危惧しているんですが、あそこら辺の駐車場の増設、こういうのをぜひお願いしたいと思いますが、これについてまず1点。

それと湯の児桜まつりについてです。これは、みなまた観光物産協会へ委託ということでやっておられると思いますけれども、私も以前、進行役を努めさせていただきまして、前はかなりまだ多かったかなと、2,300人程度の平年並みのお客さんはずっと来られていたんじゃないかなというふうに思いますが、水俣の木は桜です。日本の桜百選にも選ばれているチェリーロード、この桜並木ですけれども、市としても一生懸命手入れはしています。それにボランティアの桜守会の方々も一生懸命毎年何回も手入れしていただいて、大分きれいになって充実してきていますが、もっともっとやはりこの水俣の木を、桜を充実させてアピールする必要があるんじゃないかなというふうに私は強く感じております。

桜まつりも同時開催されておりますJRのウオークラリーですか、花がほぼ散ってる中で、毎年、わざわざ遠方から来られておりますし、本当に残念だなというふうに思うんです。我々も桜守会として一生懸命手入れしているのに、一番きれいな時期に祭りとか観光客が来てもらわないと意味がないわけですから、ぜひもっと充実をしてやっていただきたいなというふうに思います。市房の桜まつりなんかは期間中に7万人が訪れるということで、本当ににぎわっておりますし、やり方次第だというふうに思うんです。

そして、この満開時期の3月末に開催されないのが非常に不思議でならないんですけれども、なぜ4月に開催するのか。関係機関と調整というのはできないのか、これを1つ尋ねて、2点、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 2点御質問をいただきました。1点目が、エコパークバラ園、今回ローズフェスタの期間中に車がなかなかとめられないというケースもあったということで、増設ができないかということ、それと2点目が、湯の児桜まつりについて、なぜ4月に開催をするのか、調整ができないのかというような御質問だったろうと思っております。

まず1点目、エコパーク水俣の駐車場の増設の件でございますけれども、ことしもおかげさまで約4万8,000人と過去最高ということで、5月8日、連休中一番多かったときに、1日当たりで6,000人を超える方がおいでいただいております。ほとんど自家用車が中心でございますけれども、最近は大型バスで乗り入れるというようなケースもかなり多くなっておりまして、大型バスが結局どこにもとめられずに、路上にというようなケースがあっただけということを確認しております。

この件につきましては、管理者が、エコパーク水俣自体が県でございますので、今、県のほうと大型の観光バス等にも対応できるような駐車場の増設ができないかということ、一昨年からずっと要望を続けておりまして、引き続き、これにつきましては、なるべく早急にそういった対応ができないかということで県と協議等をさせていただきたいと思っております。

あわせて、まつぼっくりの前とバラ園の間の第一駐車場といいますか、あそこの部分が以前は車と歩行者が交差をするような形で、かなり危ないというような状況もございましたので、今回暫定的に手前のほうから車を駐車場のほうに入れ込んで、車歩分離といいますか、そういう危険性がないようにというような対応を仮で今させていただいております。これも常設のような形でできないかということ、今、県のほうと協議をさせていただいているところでございます。

それと2点目の桜まつりの開催の日時の件でございますけれども、議員御指摘のとおり、同時開催をしておりますのがJRウオーキングと同日の開催ということで、この開催の期日につきましては、約半年ほど前にJR九州と観光物産協会のほうで決定をしており、その時期時期のさくらの開花に合わせて調整をするというのがなかなか難しいということをお伺いしております。

ただ、桜まつりと銘打っておる祭りでございます。議員おっしゃられたように、ウオークラリー等に参加される方が桜満開の中で、ぜひウオークラリーをしていただきたいというようなところもございまして、これにつきましては、今後、観光物産協会とJR九州も含めまして、3月の末あたりが桜の満開の時期でございますし、時期の変更ができないかというのは検討したいと思いますか、協議をさせていただければと思っております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 駐車場の件は、県と検討中ということで、ぜひ進めていただきたいというふうに思

います。

また、それと桜まつりについても協議をしていきたいということでございますので、ぜひやり方によっては、すばらしいチェリーロードですから、もっと観光客が来ていいと、できるというふうに思いますので、最低でも例年並みの2,300人を目指してやっていただくようお願いしたいと思います。

それと、4月開催は予算とかイベントの関係があるのかなというふうにも思いますけれども、それはまた協力しながら相乗効果を狙えば、私は別にダブっても重なってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそのように協議をしていただきたいなというふうに思います。

それと最後に1点、桜まつりの充実と同時に桜並木の整備の観点からぜひ1つお願いがございます。けさ、先ほど真野議員からもございましたけれども、旧水天荘の跡地の問題ですが、あそこにも桜の木がずっと上までありますし、公園の手前の水天山公園、あそこには桜の木がもう雑木に埋もれてしまっておりまして。その中には、桜の木のほかにも短歌とか、肥後狂句、そういったものを石に刻んで20点ほどございますし、中には遊歩道も昔は整備されておりました。近くに国立水俣病総合研究センターもありますので、その周辺整備ということで、やはり本当にきれいにすべきじゃないかなというふうに考えております。花公園みたいなのにして、夕日を眺めたり夜空を眺めたりということで、すばらしい公園が整備できるんじゃないかなというふうに思っております。

初期投資が、やはり整備がかなり難しいということだろうというふうに思いますけれども、1回やっていただければ、あとは地元の自治会だったり桜守会だったり、いろんな方がいらっしゃいますので、アドプト方式でも整備、管理はできるんじゃないかというふうに思っております。ぜひ初期投資は自治体のほうでやらないと、非常に予算面が関連してきますし、難しいのかなというふうに思いますので、水天荘の解体はすぐは無理としても、先ほどもありましたように、今後どのようにしていくのか、あそこを花公園にするのか、あるいはいろんな形で利活用するのか、そういった方向性というものを西田市長1期目の4年目の間で、ぜひそれを計画案でもつくっていただきたい。あそこはもうわけありの土地で、市民の方からいただいているということもあり、水俣市民のために使ってくださいということで寄附された土地ですから、あのままほっておくのはいかなもんなかなというふうに非常に思いますので、ぜひ今後の利活用について、市長の考えを最後にお尋ねして終わります。

コスモス祭りあたりでいろいろ花公園なんかは得意分野ですので、よろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 公園の整備ということで、入り込み客がふえたのが、やはりバラ園ということが一番寄与しているというふうに認識をしております。

私は、ことし鹿屋市にも行きまして、先日、阿蘇市のはな阿蘇美にも行ってまいりました。やっぱり気になるので、よそがどうなのかというのを、時間があつたら、そういうところに足を運んで見せていただくんです。もうバラに関しましては、鹿屋市は規模が大きいですし、それなりにあるんですけど、花の質とか見やすさ等を比べますと、もう鹿屋市とか阿蘇市と比べても水俣は全然見劣りしませんし、私はやはり見やすくてきれいな花は水俣のエコパークのバラ園だなというふうに思っているんです。これがもっとうまいぐあいに宣伝していくというのが必要だというふうにも思っております。

そんな中で公園の整備というのを、中尾山も大分手を入れて、秋にはコスモスがいっぱい咲きます。湯の児の水天荘におきましては、最近お話がこういうふうに出ておりますので、今後現地を見て、いろんな形であそこが、先ほども言いましたように眺めがいいところでございます。また売りの1つとして、水俣は観光という部分をやはり推し進めるのは、流動人口がふえることは非常に重要だと思っておりますし、それが活気につながっていくというふうにも思っておりますので、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、プレミアム商品券について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、プレミアム商品券についての御質問に順次お答えします。

まず、これまでのプレミアム付商品券の効果や評価など分析をされたのかとの御質問にお答えします。

本年3月議会において谷口明弘議員の御質問にもお答えをしましたが、本市でのプレミアム付商品券の発行は、水俣市内での消費需要の拡大を図るとともに、商店街等の活性化、振興を図る目的のもと、平成21年度、22年度の2回実施をしており、平成21年度はプレミアム分1,000万円を上乗せして総額1億1,000万円分の商品券を、平成22年度はプレミアム分3,000万円を上乗せして総額2億3,000万円分の商品券を発行しております。いずれの年度も販売から数日で完売をし、換金率は平均して99.9%と高い数値を示しており、市民の注目度と実効性が高い事業であったと考えております。

しかし、一方で、商品券の使用先が幾つかの大型店舗に集中したことや、販売する単位を一世帯でなく1人当たりとしたことで、一家族で複数購入する家庭もあり、多くの世帯に行き渡らなかったという反省点もございました。今回、プレミアム商品券を発行するに当たり、これらの問題点を踏まえ、不公平感を是正するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市民や商店街からの要望があつたのかとの御質問にお答えします。

商品券発行に係る要望につきましては、市内の商店会で組織されます水俣市商店会連合会か

ら、本年5月に要望書の提出がっております。また、水俣商工会議所からも、地域経済の浮揚のための経済対策の実施について口頭で話がありまして、今後文書にて要望される予定であると聞きしております。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 時間のほうが押しておりますので、ちょっと早目にいきたいと思います。

プレミアム商品券についてですが、これまで2回やられて、反省点としては大型店舗に集中したり多くの世帯に行き渡らなかったということ、それから要望については商店会とか商工会議所とかからあったということで、地域の活性化について、私はこれは非常に効果はあるのかなというふうに思います。買う側、売る側、これは平等性というものが非常に重要なことというふうに思っておりますので、商品券の利用先とか販売の方法、時期的な問題とか、やはり常に改善していかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

他市の例を見ますと、ほとんど共通券を出したりやっておりますし、年に2回やっている犬山市の例もございますし、効果はあるのかなというふうに思っております。その点で、不公平性をなくすという意味では、商品券を買う側、これは墨田区の平成24年の例ですけれども、先行販売を3日間しているんです。そして75歳以上の方、障がい者の方、要介護の認定の方、この方々にまず2,000冊準備して、3日間だけこの販売やっています。そして、私は育児家庭の子育て支援のためにもそういったものを入れていいんじゃないかなというふうには思いますけれども、墨田区の場合はそういったことでやっています。それと、休日販売というのを1日、1万冊やっています。これはまあ、平日には買いにいけなかったという人のために多分やっているんだと思います。そして、3つ目が一般販売を販売終了まで8,000冊ということで、墨田区の場合はやっております。

そして、共通券はもう全ての店で共通券という形でやっておりますので、ぜひこのようにしていただきたいなというふうに思いますけれども、今回のプレミアム商品はこの分析を反省点を踏まえて、どのような内容で考えておられるのか、1点だけお聞きします。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 今回、効果・反省を踏まえてどう対応を考えているのかというような御質問でございますけれども、今おっしゃられたように、他の自治体で先行事例がいろいろありますので、今、そこを研究させていただいているところでございます。今、おっしゃられたその墨田区の事例あたりも今後参考にさせていただければと思っております。

その中で、まず大型店舗での集中の緩和ということでは、今申されましたように、共通券と専用券というような仕組みができないかと思っております。例えばその11枚つづりであれば、その

うちの6枚は大型店舗、中小小売、市内のどこでも使えるような共通券と、それと残り5枚につきましては、中小小売だけでしか使用できない専用券ということにすれば、大型店舗への集中は緩和できるのではないかと考えております。これを行うことによりまして、なかなか今まで足が向いていなかった近くの中小小売ですとか水俣市内の商店街とか、そういったところに足を運んでいただくという機会がふえますので、これを機会に商店街のほうもサービスをよくするとか品ぞろえをよくするとか、そういった努力をしていただきまして、相乗効果が生まれるようなことができないかということで考えております。

そのほか、いろんな事例、今、議員のおっしゃられたところも踏まえまして、今後実施に向けて、さらに検討を進めていければと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、小中学校における自転車事故について答弁を求めます。

福島教育次長。

（教育次長 福島恵次君登壇）

○教育次長（福島恵次君） 小中学校における自転車事故について順次お答えします。

まず、水俣市における自転車事故の現状と傾向はどうなっているかとの御質問にお答えします。

平成24年4月からことし5月までの2年間で17件の交通事故の報告があり、そのうち11件が自転車事故で、小学生3件、中学生8件でした。自転車事故の10件が車との接触事故で、1件は雨の日のスリップによる転倒事故です。

小学生の主な自転車事故は、交差点での右折車との接触1件、一旦停止場所での安全確認不足による接触2件でした。中学生の主な自転車事故は、交差点での右折車・左折車との接触4件、一旦停止場所での安全確認不足3件、後方からの車の接触1件でした。また、小中学生の自転車事故は、休日に6件、登下校時に3件、下校後に2件起きています。自転車と歩行者の事故の報告はありませんでした。

次に、交通指導や保険加入者の現状はいかがかとの御質問にお答えします。

交通指導については、平成25年12月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車の路側帯通行については左側通行など自転車通行のルールが変わりました。児童・生徒に対しては、全校集会等で道路交通法の改正点、自転車安全利用五則の周知や徹底、また、警察と連携して危険予測学習を行うなど、児童・生徒の交通事故の未然防止を図っております。また、各学校では、毎朝、学校付近の交差点や正門で職員が交通指導をしたり、定期的に登校指導や下校指導を行ったりするなど、児童・生徒の実態を把握し、機会を捉えて交通安全指導を行っております。事故の原因のほとんどが、交差点等での安全不確認によるもので、その点における重点的な指導や保護者への啓発にも力を入れていきたいと考えています。

水俣市としても、毎年、企画課が4月から5月にかけて全小学校を対象に交通安全教室を実施

するとともに、中学校には信号機の貸し出しを行い、交通事故の未然防止を図っています。

次に保険加入者についてですが、ことし6月現在、水俣市の児童・生徒で学校を通した自転車保険の加入率は、小学生で13%、中学生で34%、全体で20%です。昨年度、熊本県の児童・生徒の加入率は小学生で9%、中学生で27%でありますので、これらと比較すると、本市では、それぞれ少々高い加入率となっております。しかし、他県では自転車の加害による高額な賠償事例があり、各学校において自転車保険の重要性を啓発し、保険加入率を上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問をしたいと思いますが、先ほども答弁の中で高額な賠償の事例があるということをお聞きしました。神戸市で自転車にはねられて頭を打って意識不明となったということで、これは読売新聞、ことしの3月4日の新聞ですけれども、男児の母親に約9,500万円の支払いを命じたという判決も出ております。

そういったことで、かなり自転車の事故がふえているという状況の中であって、埼玉県の杉戸町は2013年に自転車安全教育などを手がける一般社団法人ISM教育総合研究所の補償制度を利用して、町内の小学生約3,700人が加害者になった際に、最大5,000万円を支払う賠償つき保険に加入し、町がその費用185万円を負担しているということでございます。万が一何があるか、本当に備えは重要じゃないかなというふうに思います。

ハード面では、陣内通りもきれいになりましたし、昭和・白浜道路も今度改修工事ということで工事が予定されております。道路が走りやすくなったということで、事故が起きたら元も子もありませんので、ぜひ、道路、通学路の整備あたりも重点的にやっていただきたいなというふうに思います。

日本一の長い運動場も通学路になっていますけれども、あそこら辺も雑木がかなり生い茂っておりますので、通学路の整備、交通指導、ぜひお願いをしたいと思います。

それと質問ですが、他の自治体では今のように児童・生徒の自転車保険加入を補助していますが、水俣市としては考えられないのか、1点だけお尋ねします。

○議長（大川末長君） 福島教育次長。

○教育次長（福島恵次君） 2種類、行政のほうで補助なり、あるいは保険加入をするという方法があると思います。1点目は自治体が家庭にかわり一括して保険加入をするということ、もう1つはTSマーク取得についての補助をするということがあります。TSマークの取得については、これは自転車屋さんに行って、点検をした自転車のみがTSマークを取得して、そのTSマークの取得に保険が入っているということです。私はより教育的なやり方は、このTSマークの取得

を勧めるのが教育的な私たちの役目ではないかなと考えています。

1,500円から2,000円、T Sマーク取得にかかります。現在、水俣市では、自転車通学者がちょうど200名です。小学生は1人もおりませんので、中学生の自転車通学者について、これについては、現在157名が保険加入をしているという状態ですので、加害事故を想定した、この保険加入を生徒あるいは学校、そしてP T Aに啓発をしていくことが、まず教育委員会としてやるべき責務ではないかなと考えているところです。

加害事故について、市が負担するという点については、これは検討の前の検討が必要ではないかなと思っているところです。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 高校では、全部そのT Sマークで許可をしているということだと思いますので、ぜひ中学校もそういった全員加入を勧めていただきたいというふうに要望して終わります。

○議長（大川末長君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時04分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

水俣市政にとっても差し迫っている問題を中心に一般質問をします。

今、日本は国のあり方が大きな岐路に差しかかっていると思います。その結果は地方自治体にも大きな影響を及ぼします。自治体からも意見を上げていくことが必要であると考えます。

憲法9条についての世論調査が出ています。NHKは変えないほうがよい38.4%、変えたほうがよい23%、毎日新聞は変えないほうがよい51%、変えたほうがよい36%、東京新聞は変えないほうがよい62%、変えたほうがよい24%。原子力発電所再稼働の世論調査では、多くの調査で再稼働反対が多数を占め、原子力発電に依存しないエネルギーを希望する意見はこれよりさらに多くなっています。このような国民の願いに反して、集団的自衛権の閣議決定や再稼働に踏み込めば、国民との矛盾を広げ、基盤を脆弱なものにしていくことは間違いないと思います。人類の歴史は、安全を求め、安心の暮らしを求めてきました。この方向は普遍的なものであり、そして、

それが現在でも推進されなければならないと考えます。

以下、具体的に質問いたします。

1、水俣病について。

- ①、現在の公健法に基づく認定申請者は何人か。
- ②、現在進行中の損害賠償の裁判と原告数は何人か。
- ③、現在、国会で会社法の改正案が審議されていますが、これに対してチッソによるJNCの株式売却について修正案が出されています。それはどのようなものでしょうか。

2、原発事故時の避難計画について。

- ①、川内原発で過酷事故が発生した場合の避難計画はどのようなものでしょうか。
- ②、水俣市も受け入れ自治体になっていますが、受け入れに至った経過と受け入れ人数、受け入れ場所はどのようになっているのでしょうか。
- ③、避難者の移動手段は何でしょうか。また、避難場所での食事などのお世話は誰がするのでしょうか。
- ④、放射能に汚染された疑いのある方々が避難してこられると考えられますが、その人たちのスクリーニングはどこで誰が行うのでしょうか。

3、川内原発再稼働の動きについて。

- ①、日本では全ての原発がとまっていますが、再稼働に向けての規制委員会での動きについてはどのようなものになっているのでしょうか。
- ②、福島ではどれくらいの人たちが現在でも避難生活を続けておられるのでしょうか。
- ③、先日、福井地方裁判所は大飯原発について判決を下しました。どのような内容だったのでしょうか。
- ④、九州では、過去、火山の巨大噴火があります。始良火山と鬼界火山はいつごろ爆発しているのでしょうか。

4、水俣城の発掘調査と今後について。

- ①、発掘は継続的に続いています。この間の成果はどうなっているのでしょうか。
- ②、西回り自動車道が通るひばりヶ丘周辺も文化財遺物が多く残されています。この調査も喫緊の課題ですが、教育委員会の体制はどのようになるのでしょうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、水俣病については福祉環境部長から、原発事故時の避難計画については総務企画部長から、川内原発再稼働の動きについては私から、水俣城の発掘状況と今後については教育次長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 水俣病について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 初めに、水俣病について順次お答えいたします。

まず、現在の公健法に基づく認定申請者は何人かとの御質問にお答えいたします。

公健法に基づく認定申請及びその処理状況につきましては、熊本・鹿児島両県から毎月、前々月末の状況の報告を受けております。その報告によりますと、平成26年4月30日現在での状況は、申請件数1万8,591件で、2,276人の方が認定されて、1万5,416人の方が棄却、899人の方が未審査で、現在認定申請中ということになります。

次に、現在、進行中の損害賠償の裁判と原告数は何人かとの御質問にお答えいたします。

現在、国等への損害賠償請求に係る裁判は、水俣病被害者互助会による第二世代訴訟と、水俣病不知火患者会におけるノーモア・ミナマタ2次訴訟により争われている2件と認識をしております。その原告数は、第二世代訴訟が8人、ノーモア・ミナマタが430人と聞き及んでおります。

次に、現在、会社法の改正案が審議されているが、それに対しチッソによるJNCの株式売却について修正案が出されている。それはどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

今、国会で審議中の会社法改正案は、株主の権利保護のため、親会社による子会社株式等の譲渡の際、株主総会において3分の2以上による特別決議を求めようとするものでございます。これに対し、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による事業会社の株式の譲渡につきましては、環境大臣の承認を必要とすることとしており、会社法改正案の修正案は、特措法による事業会社について、改正案の適用から除外するというものでございます。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 認定申請者、未処分者の数だとかは今おっしゃったとおり八百数十人です。訴訟は2件争われていて、それぞれ原告数は今答弁されました。

現在、国会で審議されている会社法についても今答弁あったとおりだと思うんですけども、この株式売却をめぐるのは、5月10日の熊日新聞が報道しています。この熊日新聞の報道によりますと、チッソの社長は、できるだけ早い時期に株式の売却の態勢ができればと思っていると発言されたと報道されています。これに対し被害者各団体のほうは、チッソが加害責任から解き放たれるような事態は容認できないという批判の声が起きているというふうに報道しています。

それで2回目の質問なんですけれども、水俣病の特措法の想定では、JNCの株式売却で原資

をつくって、それをもとにして必要な支払い、あるいは今後の対策費に充てるというふうになっていると思うんです。その1つは、残された被害者の補償の問題がありまして、もう1つは再発防止対策等があるんだろうと思います。それで、2点質問します。

八幡プール群などにためられている水銀ヘドロの処理は今後どのようなになるというふうに聞いておられるか、これが1点です。

2点目は、水俣湾の埋立地では鋼矢板の腐食が心配されていまして、埋め立てている水銀ヘドロが再び海に流れ出ないかということで、監視活動が熊本県などによって行われています。直近の熊本県の調査と検討はどのようになっていると聞かれていますか。

以上、2点です。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、まず最初の八幡プールの水銀ヘドロということですが、今のところそういう処理の計画は何も聞いておりません。

それと、水俣湾埋立地における鋼矢板の腐食が心配ということで、その調査と検討ということですが、現在、水俣湾埋立地におけます護岸の調査につきましては、毎年水俣湾埋立地管理補修マニュアルというものがございまして、熊本県におきまして、毎年その護岸の状況でありますとか、埋立地の地盤状況、海中の水銀濃度などの調査が行われております。これまで、異常な地盤沈下であるとか陥没等は見られない、水質調査でも水銀は検出されていないということでございます。

それと、恒久的な安全対策のために平成20年度から熊本県が有識者によります水俣湾公害防止事業埋立地護岸等耐震及び老朽化対策検討委員会というのを設置しまして、護岸の恒久的な安全対策の検討を行っております。それによりますと、この委員会では昨年、平成25年の12月までに鋼矢板セルの模型の実験でありますとか護岸の耐震性などの評価を行っております。その後、リスクマネジメントなどを含めて、点検・維持管理の方針等の検討を進めまして、平成25年度内に検討結果を取りまとめる予定だったと聞いております。しかしながら、検討の内容の精度を高めるために、平成26年度も引き続き検討を続けるということで、現在、次回の委員会開催に向けて準備作業を進めていると伺っております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をしますけれども、1回目の答弁であったように、まだ救済を求めている被害者の方が約500人近くおられる。また、ヘドロ処理の件でも今答弁あったように、水俣湾のほうについても平成26年度、熊本県は精度を高めるために調査を継続するという、今答弁あったとおりでらうと思うんです。このような状況の中で、株式の売却をどのように考えるかなんだろうと思います。

現在、参議院のほうに行っています会社法が最終的にどういうふうになるのかはわかりません。国会で決められることですから、わからないんですけども、それはそれとして、売却については熊日新聞の引用ですが、こういうふうに言われています。環境大臣の談話ですけども、現時点で株式を売却する状況にはないというふうにコメントされ、北川副大臣も、全ての方々の補償が終わるまでチッソは責任を負わないといけないと発言されたと報道されています。私もこのコメントはそのとおりだなというふうに思うんですけども、市長はどのようにお考えになるでしょうか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） JNCの株式の譲渡につきましては、今議員がおっしゃられたように、救済の終了、そして市況の好転が条件、最終的には環境大臣の承認を得てというふうになっているというふうに私も聞いております。

今、新聞のコメントを言われましたが、私も新聞、ニュース等で見る限りでは、環境大臣、副大臣、現在救済を求めている方がいらっしゃる限り、チッソは責任を負う必要があり、現在は売却する状況にはないというコメントを私も見せていただきました。また、蒲島知事もコメント等を出されたときには、救済を求める人がいる限り、今は株売却の段階ではないというふうなコメントも聞いたところでございますので、市としまして、私としましては、環境省、熊本県の考え方を現在尊重したいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、原発事故時の避難計画について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、原子力発電所事故時の避難計画について順次お答えいたします。

まず、川内原子力発電所で過酷事故が発生した場合の避難計画はどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

国の防災基本計画原子力災害対策編の改正により、予防的防護措置を準備する区域PAZである原子力施設からおおむね5キロメートル並びに緊急的防護措置を準備する区域UPZである原子力施設からおおむね30キロメートルを管轄に含む地方公共団体は、地域防災計画原子力災害対策編を策定し、計画の中で広域避難計画をあらかじめ策定するものとされたところです。この計画では、原子力施設から30キロメートル圏内の住民が30キロメートル圏外へ避難を行うことになります。

次に、水俣市も受け入れ自治体になっているが、受け入れに至った経過と受け入れ人数、受け

入れ場所はどのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

出水市からの避難者の受け入れについては、昨年7月に熊本県を通じて相談がありました。出水市としては、平成20年に出水市と水俣市の災害時における相互応援に関する協定を締結していること、また両市は地理的にも近く短時間で避難ができることなどから、鹿児島県と協議し、本市へお願いすることになったと伺っております。

協定書に基づく相互協力体制や平成23年度水俣市防災会議における出水市民の避難者の受け入れ検討に関する決議、また道義的な観点などから受け入れる方針を決定したところです。

出水市との協議で、避難者受け入れ数は6,645人、受け入れ避難所として市総合体育館、もやい館、公民館など28カ所で受け入れる予定となっております。

次に、避難者の移動手段は何か、また避難場所での食事などのお世話は誰がするのかとの御質問にお答えいたします。

出水市の避難計画によりますと、避難者の移動手段は、原則自家用車両を利用することとなっております。なお、自家用車両による避難が困難な住民は、近所の住民との乗り合い、またはあらかじめ地区ごとに決められた集合場所に集まり、出水市などの準備したバスなどにより避難を行う計画となっております。また、避難場所での食事などを含めたお世話も出水市職員が行うようになっております。

次に、放射能に汚染された疑いのある方々が避難してこれられると考えられるが、その人たちのスクリーニングはどこで誰が行うのかとの御質問にお答えいたします。

この件に関して、出水市にお聞きしたところ、現時点で国または鹿児島県からの対策の指針が示されておらず、今後、国または鹿児島県から何らかの対策について指示があるものと考えていますとの回答をいただいたところです。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 原子力発電所避難計画について2回目の質問をします。

原子力発電所の避難計画をそもそも市町村がつくらなきゃいけないというのは、住民の皆さんは市町村が当然つくるものだということを前提に考えておられるようなんですけども、私はもともと違うというふうに思うんです。国が決めたことですから、それにみんな従わなきゃいけないというふうな発想になっているんですけども、そもそも憲法92条、93条、94条に何がどう書いてあるかというと、地方自治体は独立した機関なんです、国の下請機関じゃないんです。戦前の憲法、帝国憲法は、国が決めたことを周知徹底するための機関が地方自治体というふうになっていました。現憲法は違うんです。政府の方針と地方自治体の方針というのは当然別であることだってあり得る、独自に地方自治体は政策をつくって、住民の意向をもとに行うわけですから、

私は自治体は自治体で独自の判断をしていいんだというふうに思っているんです。全て、自治体が避難計画について責任を負わなきゃいけないというふうになっていること自体が、私はそこが構造的におかしいんじゃないかと思います。

そもそも、原子力発電所推進をしてきたのは政府ですから、そして現在も再稼働云々かんぬんというふうに議論しているのは政府ですから、自治体じゃないです。だったら、避難計画だって国のほうで責任持ってやるべきことなんです。ところが自治体がこれをみんな引き受けてしなきゃいけないというところに根本的な矛盾があるというふうに思います。これが第1点です。

それから、避難計画の点でいいますと、例えば山梨県の人が津波の訓練をするんでしょうか、長野県の人が津波の避難訓練するんでしょうか、この近隣で言えば、伊佐市の人が大きな津波があるから注意しようということで、海岸と同じような避難訓練をするんでしょうか、しないんです。そもそも避難計画をつくりなさい、あるいは議論になっているということは、その危険の可能性があるので避難計画をつくるという話なんです。危険があるからつくろうという話なんです。もともとを考えれば、危険がないところをつくらなくていいんです。

そういうことで、私は原子力発電所避難計画を考えているんですけれども、これは原子力発電所の避難というのは、水俣市民にとっても、あるいは私たち議員にとっても、つい最近出てきたことで、もう範囲が物すごく広い。物すごく広くて、しかも例えば3年も4年も避難する住民の避難計画をつくらうなんかというのは、そもそもできないと思うんですけれども、それくらい膨大なものなんです。だから、一つ一つ市民の皆さんの理解が進むように、ちょっと質問項目が多くなるんですけれども、市長を初め、皆さんの見解をちょっと聞いていきたいと思います。

第1点目です。政府は30キロメートル圏の住民は避難せよということで計画をつくりなさいというふうになっているんですけれども、福島では40キロメートル、50キロメートルの飯館村も避難しています。そもそも30キロメートルでいいのかという議論があるんです。30キロメートルの根拠は何なんだというふうに聞いておられますか。私は、場合によっては、水俣市も飯館村と同じようになるというふうに思っているんですけれども、そこは30キロメートルの根拠は何と聞いておられるか、第1点目です。

第2点目、例えば、今答弁で6,645人の出水市の方たちが水俣市内においでになるんだという答弁でした。細部を聞いていますと、総合体育館は約1,000人です、それから旧第三中学校体育館は426人、それぞれのところで100人単位の方たちが避難しておいでになるということになっているんです。この方たちは仮設住宅ができるまでそこで生活しなきゃいけないというふうになっているんですけれども、食事などの件、先ほど答弁で出水市の職員が食事などの段取りをするんだという話でしたが、これを考えただけでも気が遠くなるような話です。

それで、出水市と水俣市の話し合いで、実際の運営などについてももう協議が始まっているの

かどうかというのが2点目です。

それから3点目、その計画によりますと、出水市も北のほうの米ノ津とか切通の人たちが出水市の北のほうの人たちです。真ん中あたりが出水総合医療センターのほうがあって、南のほうに行くと、高尾野町とか野田に近い南のほうの人たちがいらっしやる。南のほうの人たちが水俣市に避難しておいでになるという計画のようなんですけれども、そして阿久根市の方たちは津奈木町や芦北町に避難されるというふう聞いています。この約1万人を超える人たちが車などで3号線を北上されてみえるわけです。この方たちは、九州電力が認めているんですけれども、過酷事故が起きた場合が20分で核燃料が溶け出すメルトダウンが始まるというふうに言っています。1時間半前後で格納容器からの放射能の漏えいが始まる、というふうに九州電力が言っている。つまり、放射能が降り注ぐ中を避難しなきゃいけないというふうになるんですけれども、そもそも川内原子力発電所の過酷事故で避難が終わるまでどれぐらいの時間がかかるというふうに聞いておられるか、これが3点目です。

4点目、鹿児島県の資料によりますと、川内原子力発電所周辺30キロメートル以内に病院が87、福祉施設が153、避難対象者は1万4,000人おられるそうです。この人たちの避難計画はどのようになっていると聞いておられますか。

それから5番目、川内原子力発電所では周辺に9つの市町があるそうです。それで、実をいうと、どの方向に風が吹くのがわからないです。私手元に南日本新聞の5月28日付の記事を持ってきたんですけど、一面に載っています。避難先、風下のおそれという新聞なんです。それで、この左のほうに絵が入っているんですけれども、北西の風が吹いたら、川内原子力発電所からこちらのほうに放射能が広がっていくのか、西南西、つまり水俣からいうと、甕島方面から風が吹いたらどちらのほうに広がるのか、あるいは東の風、薩摩川内市から言うと鹿児島市方面から風が吹いたら、どちらのほうに広がるのか。北の風が吹いたら、どちらのほうに広がるのかというのをシミュレーション、既にされているんです。これで、今の避難計画でいくと、出水市の南の方たちは北に避難するようになっているんです。じゃ南の風とか南西の風が吹いたら水俣のほうに飛んでくるんです。そんな中を逃げてきなさいということなんです。20時間、30時間、外に出たまま、放射能の中を移動してくるという計画になるんです。こういうことが計画されているんですけれども、この点については、1カ所しか決められていないということについてはどのように聞いておられるでしょうか。

6点目、先ほど答弁で、スクリーニングすることは、衣類だとかをそのまま夏とか冬で違いますが、ガイガーカウンター当てて、どれぐらいのものが付着しているかというのをはかるのがスクリーニングです。除染というのは、衣類から放射性物質を取り除くのを除染というんですけれども、どこですか、さきの答弁ではまだ決まっていないというふうに言われていまし

た。それで、除染、服を脱いだり、水で流したりというのはどこですというふうに聞いておられるでしょうか。

ちょっと長くなりましたけれども、6点質問したいと思います。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 野中議員の第2の御質問に6点ほどございますけれども、順次お答えさせていただきます。

まず、避難計画における30キロメートルの根拠についてでございますけれども、これにつきましては、緊急的防護措置を準備する区域UPZ、先ほど申し上げましたが、この具体的な範囲について国際原子力機関IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5キロメートルから30キロメートルの間で設定されていることなどを踏まえて、国際基準に準じて、原子力施設からおおむね30キロメートルを目安とされているとのことでございます。

次に、実際の運営について出水市とどのように協議しているのか、協議は始めたのかということでございます。先ほども申し上げましたけれども、避難にかかわる経費等については、出水市でやっていただくということでございますが、実際にかかります経費が幾らぐらいになるのかとか、または人件費、食糧費等につきましては、なかなかまだ算出もできてございませんし、そして実際の食糧や毛布などの備蓄品、運営方法等、まだこれから出水市さんと詰めていくような状況になっております。まだ協議と言えるかどうかわかりませんが、まだ確認をさせていただいているような状況でございます。

次に、川内原子力発電所事故があった後、避難が終わるまで何時間ぐらいかかるのかということだろうと思っておりますけれども、これにつきましては、皆さん御存じのように、5月28日に鹿児島県のほうで避難時間のシミュレーションの結果が公表されています。このシミュレーションでは、13のシナリオにより、いろんな状況を想定してございます。この中で原子力発電所からおおむね30キロメートル県内の住民が圏外に到達するまでの時間を推計したものでございますけれども、シミュレーションの結果、一番避難時間が早いシナリオと申しますのが、1台に4人が乗り合わせて、かつ主要な混雑箇所には交通誘導等の実施がある場合で、予防的防護措置を準備する区域PAZ、原子力施設からおおむね5キロメートルの住民で5時間。それから一番避難時間がかかるシナリオと申しますのが、南九州自動車道が通行できない場合で、緊急時防護措置を準備する区域EPZ、原子力施設からおおむね30キロメートルの住民で28時間45分との結果が出ております。なお、30キロメートル圏外から避難所までのシミュレーションは行われていないため、その時間がさらに加算されることになろうと思っております。

次に、第4番目の質問でございますけれども、福祉施設等が多数あって、その人たちの避難計画はどのようになっているかとの御質問だろうと思っておりますが、確かに多くの福祉施設等ございま

す。これにつきましては、鹿児島県の地域防災計画で、県と薩摩川内市及び関係市町村等と施設は連携して避難計画をつくるように定めてあり、これまで5キロメートル圏内の避難計画は作成されているということでございますけれども、現時点では10キロメートル圏内の病院や福祉施設等の避難計画を作成中であり、30キロメートル圏内についてはまだ今後になろうかなというふうにお聞きいたしております。

次に、5番目の9市町等、避難する市町がございますけれども、その避難する方向を風向きによっては被爆する方向になるんじゃないかなという御質問でございます。これにつきましては、出水市に確認しましたところ、原子力事故の状況にもよります。モニタリングの結果により、避難先へ避難できない場合は、他市町の避難先など、他の避難先について県と調整し協議を行い、確保したいと考えていますとの回答をいただいております。

次に、スクリーニングや除染等についてでございます。こちらも出水市さんに確認させていただいた結果ですけれども、先ほども申し上げましたが、まだ現時点で決まっておられません。現在、国において実施要領等を検討されていると聞いている等の返事をいただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 避難についての到達状況は今答弁されたとおりで、この平常時にちょっと落ちついて考えただけでも、もう大変な作業があるというのが明確になってきたと思います。

除染については国の方針待ちということ、どちらの方向に逃げるかも他市町村と協議するというので、これはまた全然動きになっていません。30キロメートル圏内の人たちの病院だとか高齢者施設のところは5キロメートル圏内については全部完成しているわけじゃないんです、一部分完成した。全く受け入れ先がまだ確保できていないんです。受け入れてくれますかという申し入れもまだ十分されていない段階ですから、これはもう弱者のところは完全に切り捨てられるというような状況になっているという等々見ても、この避難計画がいかに大変なことなのかというのが明確になってくるというふうに思います。

それで、市長、午前中の答弁で言われたように、私も市長やほかの議員と一緒に原子力発電所から10キロメートルのところの広野町の検問所も行かせてもらいました。それから、会津若松市で大熊町の方たちが避難されてて、そこの避難の方たちの話もお伺いしました。貴重な経験をさせてもらったなというふうに思っています。

それで、最近、福島県で全町避難されている楢葉町のお寺のお坊さんから話を聞いたんですけども、原子力発電所が立地している双葉町、ここでは双葉町にもう一度帰りたいと言われている住民が67%、私どもが会津若松市で話を聞いた大熊町の住民の方たちは64%だそうです。こう

いう人たちがもう帰れない、自分たちが住んでいた土地も家も全て放棄せざるを得ない、仕事場も放棄せざるを得ないという状況になっているということが原子力発電所被害なんだろうというふうに思います。

しかも、放射能は半減するのに30年かかると言われていますし、全部なくなるのに10万年かかるというふうに言われています。

私も平成15年に水俣も災害がありました。大雨が降って土砂崩れがあって家が流されて、何人の方が犠牲になられました。いろんな方たちが救助に入っていて、一定したらすぐ復旧体制に入れるんですけども、原子力発電所は中に入れないんですから、危険で入れないんですから、復旧も何もありません。それくらい危険なのがこの原子力発電所だというふうに私は思っています。

それで、地方自治体同士で出水市から話を聞かれて、水俣市の担当部課のほうでもあちこち直接話を聞きにいかれたり、いろんな努力をされているというふうに思うんですけども、私は1つの自治体で全部計画つくりなさいと、先ほど言いましたように、現に福島の人たちは仮設住宅で3年半くらいもう避難所生活されているわけでしょう。その人たちの全部面倒を見ようにも、それくらい長期間かかる避難計画を自治体で計画つくれというのがもう無理な話なんだろうと思うんです。

私は、自治体でそもそもこういう避難計画をつくること自体が困難な作業だというふうに思っているんです。大変な仕事が回ってきたなということで、市役所の担当の方たちも大変苦勞されているというふうに思うんですけども、私は地方自治体の手に負えるものではないというふうに考えますが、市長、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点目です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 避難計画につきましては、現時点で受け入れるということになっておりまして、いろんな団体の方からも御質問等、大丈夫かいというお言葉をいただいているところでございます。うちもできる限り情報を仕入れながら、出水市と話しながらやっているところでございますけれども、現時点ではなかなか進んでいないのが現状でございます。

朝の谷口議員の答弁でもさせていただいたように、今月4日に全国市長会で決議した文がございます。これはもう800を超える市長が集まって決議した文でございますけど、その中に原子力災害対策におきましては、国は原子力防災対策指針における未解決課題の方針を示すとともに、住民等の広域避難にかかわる避難先や避難ルートの決定、住民等の避難手段の確保に必要な調整など、都市自治体だけでは解決が困難な課題については、国・県等が連携して支援することという文が入った決議文を政府のほうに出しているところでございます。

こういったものを踏まえましても、なかなか私たちのこの一自治体でこういった大きな問題を抱えることは非常に困難だなというふうには思っているところでございます。今後、国・県等の支援、対応を積極的にやっていただくことを期待しているところでございます。

○議長（大川末長君） 次に、川内原発再稼働の動きについて、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 川内原子力発電所再稼働の動きについて順次お答えします。

まず、日本では全ての原子力発電所がとまっているが、再稼働に向けての原子力規制委員会での動きについてはどうなっているかとの御質問にお答えします。

原子力規制委員会では、原子力発電所を再稼働するための1つの条件である施設等の新規制基準による適合性確認審査を行っています。平成25年7月8日に九州電力から玄海・川内原子力発電所について、新規制基準止適合性確認審査の申請を受け付けております。平成26年3月13日に、川内原子力発電所について優先的に審査することを決定しています。4月30日に九州電力から川内原子力発電所1・2号機について原子炉設置変更許可申請の補正書の提出を受けて、5月8日にこの補正書に対し、記載内容の27項目について指摘を行っております。

今後は、引き続き審査申請で提出された書類の審査・指摘等を行い、新基準に関する許認可等の終了の後、許可どおりに工事・設置されているか検査を行い、使用前検査合格、定期検査終了の後、原子力規制委員会の新基準に関する検査等の終了となっているようでございます。

次に、福島ではどれくらいの人たちが現在でも避難生活を続けておられるかとの御質問にお答えをします。

福島県庁のホームページによりますと、福島県では福島県内への避難者数が6月5日現在8万2,893人、県外への避難者数が5月15日現在4万5,854人、避難先不明者が50人で合計12万8,797人となっております。

次に、先日、福井地方裁判所は大飯原子力発電所について判決を下した。どのような内容であったかとの御質問にお答えします。

平成26年5月21日福井地方裁判所は、大飯原子力発電所3、4号機運転差止請求事件の判決において、大飯原子力発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならないとの判決を言い渡しました。

理由として、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、全ての法分野において、最高の価値を持つこと、原子力発電所の特性として、一旦発生した事故は時の経過に従って拡大していくという性質を持ち、本質的に危険であること。被告（関西電力）が想定する地震動1,260ガルを大飯でも発生する可能性があるとする内陸地殻内で発生した岩手宮城内陸地震で4,022ガル

という想定値をはるかに上回る数値の事実があること。また、被告が主張する原子力発電所再稼働による電力供給コストの低減と多くの人の生存そのものにかかわる権利を並べて論じること自体、法的には許されない。コストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原子力発電所の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や損失と言うべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の損失であると当裁判所は考えているとの見解も示されております。

次に、九州では、過去、火山の巨大噴火があっている。始良火山と鬼界火山はいつごろ爆発しているかとの御質問にお答えします。

始良火山は、約2万9000年前に現在の桜島付近で比較的短い期間に相次いで大噴火が発生しています。一連の噴火は総称して始良大噴火と呼ばれ、噴出物の総量は450キロ立方メートル以上あったと言われています。数回にわたる火砕流は九州南部に広がったり、火山灰は偏西風に流され北東へ広がり、日本列島各地に降り積もり、関東地方で10センチの厚さの降灰があったとされています。

鬼界火山は、およそ7300年前、鹿児島市の南方およそ100キロメートルの島で激しい噴火が発生し、島の大部分が失われて海底に巨大なカルデラが形成されました。放出されたマグマは100キロ立方メートル以上あったと言われています。この噴火によって発生した火砕流の一部は海上を走り、大隅半島や薩摩半島にまで上陸し、また、海中に突入した火砕流の一部は大津波を発生させ、その痕跡は長崎県島原半島で確認できるとのことです。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 原子力発電所再稼働の質問をしているんですけども、これも私もこの間集中して避難計画だとか火山のことをずっと学習してきました。学習すればするほど本当に危険だなというのを改めて思います。

それで、避難者の数だとか優先審査をしているとか、あるいは大飯原子力発電所の中身については新聞等で出ていますから、もう皆さん承知のとおりだと思うんですけども、始良火山というのはどこかという、桜島のところ。桜島の周りには鹿児島湾があって海になっていますけど、あそこが大爆発したのが始良火山の爆発と言われています。

それで、水俣市もシラスがあります、ひばりヶ丘のところ、大変よく見かけます。雨が降るとさらさらと砂のように流れるのがシラスですけども、あれは始良火山の爆発で飛んできたものです。もう1つ鬼界火山というのは、枕崎から南へ50キロメートル、屋久島の西にあるところで、今は硫黄島という島が外輪山の一番高いところが海面から表に出ている。あそこも鬼界火山の大爆発でカルデラがあるというふうに言われています。その火山噴火物が私たちがこの辺で

言う赤泥なんです、赤い土があるのは鬼界火山の爆発の飛んできたものなんです。

私も遺跡だとかはいろんな方から勉強させてもらいましたけれども、例えば石飛あたりでも始良火山の噴火前と噴火後、あるいは鬼界火山の噴火前と噴火後では文化が違うんです。出てくる異物が違っているというふうなことで、大変年代を測定するにはわかりやすい、噴火の前後で文化が違うというのはわかりやすいというような仕組みになっています。

それで、2回目の質問に入るんですけども、私は再稼働してはならないんだというふうに思うんですが、なぜそう思うのかということを経つか申し上げたいと思います。

1つは、再稼働しなければならないという議論があります。再稼働しないと、電力会社の会社としての経営がピンチになっているという議論があるんですけども、この資料を紹介したいと思います。

現在、東京都市大学学長で福島事故の民間事故調委員長をされている北澤さんという先生がおられます。東京大学の元工学部の教授ですけども、原子力発電所がとまってから、石炭、石油、LPGの化石燃料の輸入量は一定か、むしろ減っているというんです。輸入金額がふえているので、輸入した量もふえているように報道されているけれども、輸入金額がふえている原因は円安だというんです。円安で輸入コストが上がっているというふうに、この先生は紹介しています。もとの資料は財務省の貿易統計資料です。

2番目、これは何たることかと2点目は思うんですけども、原子力規制委員会の田中委員長は、規制委員会の審査について、安全を確認したという言い方は必ずしも正しい表現だとは思っていない。絶対安全とかそういうものは申し上げていない。今回の規制の基本的な考え方として、リスクが常に残っているというのがベースだというふうに規制委員会の委員長は言っているんです、安全とは言っていないと。これに対して安倍総理は何と言っているかということ、日本の基準は世界一厳しい基準であり、これを通過したものは再稼働させるというふうにおっしゃっているんです。だから2人のトップが言われていることがすれ違っているんです。結局、安全の担保はどこにもないというのが結論だと僕は思いました。

3点目です。川内原子力発電所の危険性はどうかということなんですけれども、火山の爆発の質問を1回目しました。始良火山の話なぜしたかというと、川内原子力発電所、鹿児島県の薩摩川内市の海岸にあるんですけども、あそこには始良火山の火砕流の岩石が敷地の中にあるんです。これも九州電力認めています。つまり爆発すると、火砕流があそこまで流れてくるといふことです。考えられません、100キロメートルくらいあるんじゃないかというふうに思ってしまうから、まさかというふうに思ってしまうんですけど、火山の学者の人たちが調べると現にあるんです。それから、東京大学の火山噴火予知研究センターの中田教授は、巨大噴火は日本ではおよそ1万年に1回の割合で発生している、現在の確率はいつ起きても不思議ではないというふ

うにおっしゃっています。

それからもう一つ、原子力規制委員会ですけれども、原子力発電所から160キロメートル圏内の活火山がある場合は、立地不相当だというふうに言っているんです。川内原子力発電所から160キロメートル圏内には、どういうのがあるか、気象庁の発表ですけれども、桜島、薩摩硫黄島、先ほど言った鬼界火山、雲仙岳、阿蘇山、新燃岳が存在してる。これが3つ目です。

4つ目、原子力発電所の避難については先ほど言いました。計画が全然できていない。住民は結局避難できないままに大被害を受けるというのが明確になりました。

5点目、アメリカのニューヨーク州でも原子力発電所があるんですけれども、周辺住民の避難計画を州知事が承認せず、1989年に廃炉になったというのがあります。こういうのを見ても、原子力発電所の再稼働については多くの不安がある、しかも計画が拙速である。もうこういうのは、やっぱり再稼働させてはならない。市議会が谷口議員から紹介がありましたように、1号機、2号機については、速やかに廃炉という意見書を出しているわけですけれども、そのとおりだというふうに思うんですが、市長はどのようにお考えになりますか。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 再稼働につきましては、午前中も答弁させていただきましたが、水俣市は過去に水俣病、公害を経験した、被害を受けたまちでございます。二度と水俣市民がそういった被害に遭ってはならないというふうな思いはもう当然あります。市民の生命、身体、財産を守る身としましては非常に心配をしております。その中で、やはり午前中も答弁しましたように、再稼働につきましては、慎重に、本当に慎重に対応していただきたいというふうな思いでございます。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 もう一步踏み込んで、ちょっと市長の見解をお尋ねしたいと思います。

慎重にというのはいろんな中身があるんです。この段階で今の到達の状況では再稼働していいという状況にはないというふうに僕は思うんですけれども、それは共通認識だというふうに理解していいですか。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 現段階では避難計画等もできておりません。この段階で再稼働というのはあり得ないというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、水俣城の発掘状況と今後について、答弁を求めます。

福島教育次長。

(教育次長 福島恵次君登壇)

○教育次長(福島恵次君) 次に、水俣城の発掘状況と今後についての御質問に順次お答えします。

まず、継続的に続けている発掘の成果についての御質問にお答えします。

水俣城の発掘調査は、城山公園のグラウンドに面した丘陵、城の本丸と想定される範囲をメインに昨年度まで行っております。

平成21年度から平成24年度までの調査では、石垣7カ所と入り口などが確認されていきました。それらの位置は丘陵の北側から北東側に限られていました。そのため昨年度は、それまで石垣が確認されていなかった範囲での遺構検出を試み、新たに丘陵の西側と南東側の2カ所で石垣を確認するに至りました。このことにより、城の石垣は城の全ての方向を取り巻いていたと想定され、より防御性が高かったことがうかがえるようになりました。また、全体として破壊度の高い石垣ですが、一部では、本来の高さが3メートルを超えていたことも確認されています。

それから、これまでの調査で、水俣城の石垣には大きな石材が使用されていたことも確認されております。城の北向かいにあるわらび野付近の山中で、城に切り出した残りと思われる石材が確認されたことから、山中一帯が城の石切り場であったと推察され、間近で石材を切り出せるという条件のよさが、水俣城の石材が大きかったことの背景の1つではないかと考えられています。

また、このような大名の居城以外の地方の城で石切り場が確認された事例は少なく、貴重な事例として注目されています。

なお、現在はこれまでの調査の報告書を刊行するための整理作業を行っているところです。

次に、教育委員会の体制はどのようになるのかとの御質問にお答えします。

文化財調査については、来年度から西回り自動車道水俣インターチェンジ予定地における埋蔵文化財の発掘調査が予定されております。これまで、水俣城その他の遺跡の調査は発掘調査の技術を有する事務職員1名が主となり、調査を実施しております。今後の調査についても必要であると考えておりますが、西回り自動車道は、御存じのとおり開通時期が決まっており、既に国土交通省とも発掘調査に関する協定を締結しております。また、調査期間も2年以上かかる見込みのため、両方を並行して行うには、現在の体制では非常に厳しい状況です。今後の体制につきましては、職員の採用も含め、市全体の方針もございますので、担当部局と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(大川末長君) 野中重男議員。

○野中重男君 最初から私もこの水俣城の発掘調査については、ずっと見守ってきました。何回か一般質問でも取り上げさせてもらって、その経過を追ってきましたし、担当の職員の方からも話をお伺いしてきたところです。今回の特徴は、今答弁であったように、北東側にずっと調査がさ

れていたところが、西とか南東方向だとか、そういうところでも石垣の跡が確認されたということと、石切り場が出てきたというのは、私も話を聞いていてびっくりしました。

想像をめぐらせると、わらび野のあの山の中から石垣に使われている石も物すごく大きな巨大な石があるんですけれども、そういう石をどういうふうにして運んできたんだろうかということも考えました。そういう意味では、たくさんの方がけがをされたり、あるいは亡くなったり、以前は今みたいに機械がありませんから、大変な作業だったのではないかなということが想像されるんですけれども、いずれにしても私たちそういうのを想像をめぐらせながらも、先人たちが作り上げてこられたものをきちっとした文化として引き継ぐということが大切なんではないかなということ改めて思っているところです。

調査も少しずつ、1年間に今100万円とか200万円だとかの予算ですと進んできましたので、大がかりな調査はできていないんですけれども、何年か進められる中で、市民の方も説明会にはたくさんおいでになるんです。私も全部は行けませんでしたが、何回か行きました。周辺の陣内とか古城方面の人たちを含めておいでになります。いろいろなものがわかってきますから、調査される側あるいは教育委員会としてもわくわくするようなものがあつたのではないかなと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか、これまでの調査を踏まえて示していただければと思います。

○議長（大川末長君） 福島教育次長。

○教育次長（福島恵次君） 教育委員会の発掘に携わる状況だったと思いますが、生涯学習課の職員もおっしゃるとおり、わくわくして元気しております。調査そのものに携わる喜び、あるいは調査によってわかった、あるいは発見できた喜び、そういったものが私たちの原動力になっているんじゃないかなと思います。

担当者と私も話をしますけれども、水俣が薩摩を見据えるための重要な位置づけであった、あるいは加藤清正の城の特徴を持ち、水俣市の誇れる文化財ですと職員が私に熱っぽく話をいたします。こういう調査に携われる部署の喜びではないかなと感じています。

ただ、議員御指摘のとおり、なかなか大がかりの調査が今はできない、また中断せざるを得ない状況にあるということは、教育委員会としても話題にしながら、それをどのようにしていくのか、検討していかなければならないなと思っています。

また、世界中にある文化財に思いをめぐらすと、議員御指摘のとおり、気の遠くなるような年数あるいは人材を使った、その先人の遺跡がたくさんございますけど、そういうことに思いをめぐらせながら、郷土水俣の文化財をどのように引き継いでいくかということ改めてまた考えていきたいな思っているところです。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、教育次長がおっしゃったとおりなんだろうと思うんです、先人の遺跡をどう私たちが今見詰め直して後世に続けていくかというのが大切だろうというふうに思います。

それで、私は水俣市が本当に成熟したまちになるためにも、文化財をきちっとやっぱり発掘し、保存し、残していくことが必要なんじゃないかなというふうに思うんです。経済効果の点でも午前中の議論でローズフェスタの入り込みの観光の方がふえたりとか、あるいはコスモスだとか湯の児方面の開発で人がふえたというのがあります。

最近、私は鳥取県と東京からお客さんを迎えました。その方たちに水俣まで来る行程はどういうふうに考えるんですかと言ったら、熊本に来たら熊本城にまず行きたいと言うんです、そして阿蘇山に行きたいと言うんです。だからお城という、熊本城は格別なのかもしれないけれども、そういう文化財に触れてみたいという要望を遠方の方たちは持っていらっしゃると思うんです。

そういう意味では、観光の面からしても幾つかコスモスだとかローズフェスタだとか、いろんなところが開発がされてきました。入り込み客数ふえてますから、水俣城を整備する、発掘して整備するということだとか、あるいは西南戦争での遺構も活用するだとかしながら、文化と産業を観光に結びつけていくというような発想も新たに入れながら、この文化財の発掘は進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

新市長になりましたので、改めてそういうものを発掘すると同時に、私は公民館が今度改修されるということでしたから、今度空調設備が公民館改修されます。数千万円のお金が入りましたので、4階で眠っている、鍵がかかってそのままになっている文化財も常時見れるような形になるかなと思ったら、実はそういう計画にまだなっていないんです。

旧石器時代からの遺構がそのままになっているし、この間の民俗資料もあっちこっち、第一小学校の中にもありますし、総合体育館の1階にもありますし、あっちこちに分散して一括した統括的な管理がされていないんです。こういうものをきちっとやっていくには、やっぱり歴史民俗資料館の建設も視野に入れながら、今後政策を考えていかなければいけないんじゃないかなと思っっているんですけども、市長、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ただいまありました歴史民俗資料館等、議会でもたびたびお話がありますが、今からいろんなところを午前中整備するお話もありましたが、そういった中で、どこか整備したところでそういったものが一般の方に見れるような形になれば観光の1つにも、今言われたようになるんじゃないかというふうに思っておりますので、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

日程第2 休会について

○議長（大川末長君） 日程第2、休会についてを議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、6月19日は休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって6月19日は休会とすることに決定しました。

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明18日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時40分 散会

平成26年6月18日

平成26年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一般質問・質疑

平成26年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月18日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時37分 散会

（出席議員） 15人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	川上紗智子君	福田齊君
牧下恭之君	淵上道昭君	真野頼隆君
谷口眞次君	緒方誠也君	野中重男君

（欠席議員） 1人

中村幸治君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 13人

市長	（西田弘志君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（松本幹雄君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）	総務企画部次長	（本田真一君）
福祉環境部次長	（川野恵治君）	産業建設部次長	（緒方康洋君）
総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）	水道局長	（前田仁君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部企画課長	（水田利博君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第3号

平成26年6月18日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 藤本 壽子 君
 - 1 川内原子力発電所再稼働時における避難計画について
 - 2 学校現場における諸問題について
 - 3 農林水産業の振興と働く場の確保について
- 2 谷口 明弘 君
 - 1 平成26年度一般会計補正予算について
 - (1) みなまた環境まちづくり推進事業（環境大学院拠点整備）について
 - (2) プレミアム商品券発行事業について
 - 2 第5次水俣市総合計画第2期基本計画について
 - (1) 定住化の促進について
 - (2) 企業誘致による産業振興について
 - 3 市民の声から
 - (1) 花火大会について
 - (2) 日本一長い運動場について
- 3 川上 紗智子 君
 - 1 市長の政治姿勢について
 - 2 新幹線鉄道の騒音・振動問題について
 - 3 フリーゲージトレイン走行試験計画について
 - 4 就学援助について
 - 5 給食費の無償化について

(付託委員会)

第2 議第36号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第3 議第37号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第4 議第38号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成25年度水俣市一般会計補正予算(第9号) (各委)

第5 議第39号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第6 議第40号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- (総務産業)
- 第7 議第41号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(厚生文教)
- 第8 議第42号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)
- 第9 議第43号 平成26年度水俣市一般会計補正予算(第1号)
(各委)
- 第10 議第44号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(厚生文教)
- 第11 議第45号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(厚生文教)
- 第12 議第46号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)
(厚生文教)
- 第13 議第47号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(総務産業)
- 第14 議第48号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)
(厚生文教)
- 第15 議第49号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)
(総務産業)

平成26年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表(2)

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第2号	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の陳情について	水俣市平町1丁目3-3 田中 孝典 加藤タケ子		総務産業
陳第3号	九州電力川内原子力発電所再稼働に反対する決議を求める陳情について	水俣市月浦247-96 永野 隆文		総務産業
陳第4号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情について	熊本市九品寺 2丁目3-5 小林 啓示		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長(大川末長君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(大川末長君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情3件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会

に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。

無限21の藤本壽子です。

新市長におかれましては、日々休みなく市政のために働いておられて、本当に敬意を表したいと思えます。

さて、きょうこのごろですけれども、随分暑くなってまいりました。夏になると、子どものころの楽しい思い出がよみがえってきます。小学生のころ、私は毎日が本当に楽しいばかりでした。ただ1つだけ、兄が言った言葉が気になっていました。核爆弾が地球上には何千発もあり、地球が壊れてしまうほどあると聞いたのです。その晩は、母の手をぎゅっと握り締めて寝たことを思い出します。

この数カ月、同じような気持ちになることが多くあります。それは、鹿児島島の川内原子力発電所の再稼働が近いかもしれないと聞いてからです。それに加え、集団的自衛権容認に向け、国の姿を変えていこうとする政府の動きが重なって、さらに不安が増しています。私と同じ思いを持つ国民が多いのではないのでしょうか。この2つの問題は、全く別のことのように思いますが、実は表裏の関係にあると私は思っています。原子力発電所を再稼働することは、首相の唱える積極的平和主義の象徴のようなことではないかと思うからです。原子力発電所でできる電気を私たちは利用したくないなと思えます。それは、積極的に戦地に行くことを望まないのと同じ意味です。

日本は、さきの戦争で500万人ものとうとい命をなくしました。血のにじむような思いの中から、武力によって紛争を解決する道を選ばない、誇りある道を選んだと思えます。この思いは決して私だけではない、報道各紙の世論調査でもあきらかなように、国民は国を壊してしまうような選択を望んではいないと思っています。

さて、川内原子力発電所が再稼働すれば、薩摩川内市から45キロメートルの水俣はいつも危険にさらされます。いつ爆発するかわからない爆弾を抱えて生活するようなものだと思っています。

そこで1番目の質問に入りたいと思います。この議会でこの原子力発電所の再稼働のことは3人目の質問ですが、重要であると思いますので、質問を繰り返したいと思います。

本年5月、鹿児島県では、川内原子力発電所の避難計画について説明会が持たれました。避難計画の概要についてはおおよそ知っておりましたけれども、5月に行われました出水市での最後の説明会に出席し、改めて事の重要性和受け入れ側の水俣市の体制について不安を感じました。そこで質問をしたいと思います。

- 1、出水市との避難計画の進捗状況はどうなっているか。
- 2、要援護者の避難計画はどうなっているか。
- 3、避難者の車両の渋滞をどのように予想するか。
- 4、スクリーニングの場所は決まっているか。
- 5、現在のような避難計画の中身で原発の再稼働に同意できるのか。

次に、学校現場における諸問題についてです。

数年前より、教職員の方たちから、学校での仕事がふえる傾向があり、子どもたちに向かうための授業の準備など、肝心なところが思うようにいかない。またそのほかもできれば改善できないかという趣旨の御意見をいただいていたので、3つ質問いたします。

- 1、学校の図書司書は十分配置されているか。
- 2、1カ月に一度、土曜日授業がありますが、その取り組みはどうなっているか。
- 3、教職員の勤務時間や、その現状はどうなっているか。

3番目は、農林水産業の振興と働く場の確保についてです。

この中の水産業なんですけれども、私の家族は魚屋をしており、ある日の熊日の読者の広場にこんな投稿をしました。現在、TPPの問題で日本の農業が守れるのかという論議がありますが、水産業はその論議からも外れています。スーパーの魚売り場は、ワールドカップさながらに国際色豊かです。それに並行して魚市場の水揚げも激減、議論の枠さえ望めないと思う。しかし、この現状を何とかしたい、さらに深刻なのは森林の荒廃です。また、休耕田の増加、しかしここまで来れば、逆転に転じなければという思いで質問をしたいと思います。

- 1、森林の間伐での雇用は増加しているのか。
- 2、休耕田活用事業で新しい展開はあるのか。
- 3、農産品のブランド化などで期待できる取り組みはあるのか。
- 4、農産品の加工場などをふやすことで雇用拡大はできないのか。

以上、本壇からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 藤本壽子議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、川内原子力発電所再稼働時における避難計画については私から、学校現場における諸問題については教育次長から、農林水産業の振興と働く場の確保については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、川内原子力発電所再稼働時における避難計画について、順次お答えします。

まず、出水市との避難計画の進捗状況はどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

現在、必要に応じて出水市からの情報の提供や共有・協議を行っております。例えばスクリーニングや除染についての実施場所等、まだ具体的に決まっていないので、わかり次第、情報提供のお願いをしております。また、高齢者、障がい者等の要援護者の人数の把握や交通渋滞、トイレ、駐車場等、引き続き協議していきたいと思っております。

次に、要援護者の避難計画はどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

現在、出水市において要援護者の登録をされている方は約630名、そのうち緊急時防護措置を準備する区域UPZ圏内の方が約200名で、避難の際には届け出のあった支援者の方をお願いするとのことであります。今後は、まだ登録されていない方で、要援護者に該当する方及び自家用車で避難できない方を各自治会の協力を得て把握していくとのございます。

要援護者を受け入れるに当たり、要援護者や車椅子利用者の方でも利用しやすいトイレの提供や段差の少ない避難所の提供など生活環境が整った施設での受け入れがベストと考えますが、現状でできることは何か、対応できる可能な範囲で今後とも引き続き、出水市等と協議を行ってきたいと考えております。

次に、避難者の車両の渋滞をどのように予想するかとの御質問にお答えいたします。

5月28日に鹿児島県危機管理局原子力安全対策課が避難時間シミュレーション結果の概要について公表しております。それによりますと、川内原子力発電所において原子力災害が発生した場合のさまざまな状況を想定したシナリオ、例えば1台の自家用車に2人乗り合わせた場合、夜間の場合、観光ピーク時など13のシナリオについて、川内原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内の住民が30キロメートル圏外に到達するまでにかかる時間を推計したものでございます。シミュレーションの結果、一番避難時間がかかるシナリオは、南九州自動車道が通行できない場合で、緊急時防護措置を準備する区域UPZの住民で28時間45分との結果が出ています。また、主要な混雑箇所として6カ所があり、うち2カ所が出水市で、国道3号線の米ノ津交差点と国道447号線の広瀬橋北口交差点となっています。

鹿児島県のシミュレーションでは、熊本県内の交通に与える影響は試算されていませんでしたが、水俣市、津奈木町、芦北町に1万人以上が避難するとなれば、渋滞の可能性は十分あるもの

と考えております。

次に、スクリーニングの場所は決まっているのかとの御質問にお答えをいたします。

先日、野中議員の質問に答弁いたしました。出水市にお聞きしましたところ、現時点で国または鹿児島県から対策の指針が示されておらず、今後、国または鹿児島県から何らかの対策について指示があるものと考えていますとの回答をいただいたところでございます。

次に、現在のような避難計画の中身で原発の再稼働に同意できるのかとの御質問にお答えします。

去る6月4日、東京都で全国市長会議が開催されました。国に対して6つの事項に関する決議を行いました。そのうちの1つに東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と原子力安全対策等に関する決議が行われました。

内容を一部紹介いたしますと、福島原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じること。原子力関係施設に対して、地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用すること。原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。中・長期的なエネルギー政策については、地球環境の保全と国民の安全・安心の確保等を前提に効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じることなど多くの参加者の同意を得て決議に至ったところであります。

本市におきましても、決議を尊重するとともに、再稼働については慎重に慎重を重ねて対応していただきたいと思いますと考えております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をしたいと思います。

出水市とは原子力災害時における避難計画というのを、もちろん結ばれたわけなんですけれども、それのもとになるといいますか、平成20年の11月に結ばれています出水市と水俣市の災害時における相互応援に関する協定書というのがあるんです。市の担当の方に聞きましたら、その協定書というのがやはりもとになって、避難計画というのはそれと連動するのかというふうにお伺いしましたら、連動するということでしたので、それをちょっとひもといてみたんですが、中身が1番に食料・飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供です。2番目に、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧などに必要な資機材及び物資の提供、これが本当にできるかどうかというのがあるんですけれども、3番目に救援及び救助活動に必要な車両などの提供。4番目に救援、防疫、応急復旧などに必要な職員の派遣をする。それから5番に、被災者の一時受け入れ及びその受け入れに必要な施設の提供、これは今結ばれていると思うんですけれども、6番目にボランティアのあっせん、それから7番目が災害ごみの受け入れに関する事

項、8番にホームページなどによる対外的情報の提供に関する事項というふうにあります。

これを見たときに、原子力発電所の事故がもし地震とか、いろいろな災害によって起こる可能性があると思うんですけども、その場合に、水俣市は救援に出水市のほうに入らなければならない、防疫もしなければいけない、応急復旧もしなければいけないという協定になっているというのを改めて見まして、事は本当に大変なことだなというふうに理解いたしました。

実はこの私の質問の中で要援護者のことがあると思うんですけども、水俣市は6,645人の避難者を受け入れるということになっているんですが、出水市の現在の人口は5万4,496人おられます。そのうちの公的な要援護者と見られるのが、これは福祉課に聞いたんですけども、身体障害者手帳の保持者が3,110名、知的障害者手帳保持者が501名、精神障害者が247名で計3,858名です。さらに障がい者施設が5カ所ありまして、83名が入所、高齢者の施設が29カ所あります。ここには977名が入所されているわけです。

水俣市の場合、多分比率からいって、6,645人なので12%ぐらいですか、800名ぐらいの人たちを要援護者として水俣で引き受けなければならないのではないかとというふうに私は計算いたしました。水俣市は、老人ホームが17施設、そのうちグループホームも入っているんですけども、それから障がい者の施設、作業所などが10カ所ほどあるようなんです。具体的に計算しますと、1つの作業所、それから施設で20名から30名ほどの要援護者をこの関連施設で引き受けることになるのではないかと予想されます。

もう少し論議を進めたいと思うんですが、そのような状況の中で、原発避難計画を考える会というのを今立ち上げていて、その中で各水俣市の施設にアンケートをとりに今入っております。私も一般質問の準備をする前に4カ所のところに入らせていただきました。名前を言ってあれなんですけど、グローバルエコパーク作業所などを含め、まどか園とかもですけども行ってまいりました。

そこで気がついたのは、施設長はこう言われたんですけども、例えばここが対象になるかどうかはわからないんですが、グローバルエコパーク作業所の施設長の方が言われたのは、そこにはベッドとか寝具とか、避難をしてきたときに、そういう用具が全くないんです。私たちは助けたいと思います、出水市から来られた方たちを本当に助けたいと思うので、もし本当にそういう場所にここを選ばれるということであれば、県とか市に補助をいただいて、ベッドとか寝具とかその他必要なものをそろえていただけないかという、そういうことを反対に要望されてしまいました。

やはり、施設自体も避難者を迎え入れるために、もちろんつくられてはおりませんので、いっぱいいっぱいというのが現状なんじゃないかなというふうに思いまして、やはりアンケートも回ってみると、そういう実感を感じるということが1つありました。

それと、一番大切なことは、避難計画の検証を行う場合に、これは市との話し合いでも申し上げましたが、福島の実験の経験というのが本当に活かされるのか、避難計画に活かされてくるのかということが一番大事なことだというふうに思っています。

きのうも一端を野中議員がおっしゃいましたけれども、福島県の南相馬市の介護施設が避難をされてきたときに、避難の途中、それから避難をされてからも多くの方が亡くなったという事例があったんですが、そのことを東京大学の国際保健政策学の野村周平先生という方が調査をされていて、避難前と避難後の死亡率というのがどれぐらいかというのを出されましたら、2.7倍あったという顕著なものでした。

その原因なんですけれども、避難直前の栄養管理というのが物すごく大事なそうです。避難直前にどういうふうに食事をさせるか、それから避難途中の車両内での要援護者への不備です、それから避難後の食事介護、こういうことがある。そしてまた、介護者がかわるんです。水俣市で引き受けた場合、出水市の方が必ず介護に当たるというわけじゃないので、介護者がかわると、もうそのことだけでやはり死亡に結びつくような、結局その方の病気の履歴とかそういうのを御存じない方が介護に当たられるということになるので、それもやっぱりリスクを高めるということがあったそうです。

私も実際、福島県のいわき市に行きましたときに、ある施設のところで双葉町の障がい者の人が避難してこられたんですが、いわき市のほうは電気はついたんですけども、水が出なかったという状況だったということで、さまざまなリスクが伴って、1人の障がいを持った方が亡くなられたという事例があったらしいんです。

ここで改めてお聞きしたいんですけれども、やはりこの福島の事例などをきちんと踏まえて、ときに本当に要援護者の受け入れができるのか、無責任なことはできないのではないかというふうに思いまして、受け入れたくても受け入れられないのではないかということを思いますので、これを再度お尋ねをしたいと思います。

それから、スクリーニングの問題なんですけど、これも物すごく厄介です。出水市の6,645人を受け入れるということなんですけど、どこでするかはまだ決まっていないうんですけれども、大体スクリーニングには5分ぐらいかかるらしいんです。私はちょっと算数が苦手なので、本当だったかどうかかわからないんですが、単純に計算すると、もし1つしかスクリーニングの機械ないとすると23日間ぐらいかかる。しかもスクリーニングするのは人だけではなくて、車もやっぱりしなければいけないわけです。そうすると物すごい膨大なスクリーニングをしなければいけないということになりまして、避難計画を考える会でいろいろな意見が出たときも、再稼働をもしするのならば、水俣市民には防護服を1つずついただけないかということ国に言ってほしいという意見の方がおられましたけれども、本当に冗談抜きで、スクリーニングをするときに水俣市の担当

の方も防護服をしてしなければいけないだろうし、もちろん出水市に応援に行く場合もそういうものも必要だというふうに思われますので、渋滞した場合の誘導とかもあります。そこで、やはりスクリーニングや、そういうことについても渋滞も含めて、本当に水俣市はそういう対策が立てていけるのかどうかということを重ねてもう一度質問をしたいと思います。

それから、3つ目が一番大事な質問なんですけれども、国の指針では原子力発電所30キロメートル圏内が避難という計画になっていますが、福島事故の現実というものは、そんなに生易しいものではなかったと思っています。御存じのとおり、村おこしで大変有名だった福島の飯館村では、3月11日の震災後は、双葉町や南相馬市の人たちの避難者を受け入れるという側だったんです。14日に福島原子力発電所の3号機が爆発しまして、風にずっと乗ってきて、夕方から雨とか雪とかが降り出して、40キロメートル離れた飯館村に放射性的プルーム、ちょうど鳥の羽のような感じでまちをがあと覆うことをプルームというらしいんですけれども、風向きだとか地形だとか大気圧の影響で、例えば水俣でしたら風向きによって、今言いましたように鳥の羽を広げたように放射能がやってきて、そして水俣市を汚染するということになるだろうと思うんです。そして、このときに、飯館村の方たちの話を聞きましたら、スピーディーとあって、地形条件を考慮して被爆量を予測するというものが開発をされていて、こういう事故があった場合には、スピーディーの予測結果というのが生かされるということになっていたんですけれども、全くそのスピーディーというのが機能せずに、結局今申し上げたように、飯館村の人たちが自分たちで放射能をモニタリングポストを設置しまして計測をずっと続けたわけなんです。そして、ずっと計測を14日から、雪の中で計測を続けていったんですけれども、15日ぐらいになりまして、もう本当に飯館村にいてはだめだというような大変な数値になってきまして、そうしてその時点で避難をするということになったという経験があるわけです。

私は、それを何回か直接お話を聞いたり、本を読んだりするときに、本当に何とも言えない、雪や雨の中を、故郷を離れなければならなかった人々というのは、本当に無念だったろうというふうに思っています。

6月1日に水俣では脱原発の首長会議を共同で主催しましたがけれども、双葉町の元町長井戸川さんがおいでになられまして、水俣の皆さん、もう人のことよりも自分たちも逃げてください。本当に自分たちの経験からして、逃げないと命が危ないということを言われまして、私も本当にそうだなと、水俣はそんな安心・安全な場所ではない、もし原子力発電所の事故があれば、避難をしなければいけないところではないんだろうかということを実感いたしました。

それで3番目に重ねて質問をいたしますけれども、薩摩川内市から40キロメートルから50キロメートル圏内と私どものところは言えると思いますが、本当にこの現状のままの避難計画で水俣市は助かることができるのか、市民の命を守ることができるのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

います。

3つの質問です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 藤本議員が大変今回のことを憂慮されていることを非常に強く感じるところでございます。市民の方々と私もお会いするときに、こういったお話が以前よりふえてきたなというふうな感じをしているところでございます。

御質問の3点あったと思いますけど、1つは要援護者の受け入れができるのかということでしたが、最初に答弁いたしましたように、要援護者受け入れにつきましては、トイレの整備だったり、そういった施設の受け入れ体制、そして車椅子の受け入れができるのか、そういったものを整備しなくてはいけないというふうに思っておりますので、その部分はまだ今からということでございます。今後、出水市等と協議を重ねながら、実際できるかどうかとも検討をしていきたいというふうに思っております

2つ目のスクリーニングや除染ができるのかということでもございました。調べましたら、とりあえずスクリーニングとか除染の部分はおおむね30キロメートル前後の場所というふうに聞いておりますので、水俣には入らないと思うんですけど、そのときにそういった今の計算でいきますと、何日もかかってしまうということであると、非常に心配するところでございます。これにつきましては、国が実施要領等を検討されているということでもございますので、そこをまた聞いてから検討したいというふうに思っております。

3つ目の水俣市民が助かるかと言われると、私にももう何とも言えませんが、今は30キロメートルですけど、今度50キロメートルのPPAというんですか、そういった防護地域の中で、こういった対応をするのかを国のほうも検討しているというふうに聞いております。また、そういった結果も出るというふうに聞いておりますので、そういったものも聞きながら、水俣市民の方に、私は市民の生命・財産を守る義務がございますので、一番安全な形でできるようにやりたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 ありがとうございます。

原子力発電所に関する最後の質問ですけれども、再稼働をするということについて、私自身は大変疑問を持っております。なぜ、自治体が一企業の営業活動に対して、ここまでつき合っているかなければいけないのかという、また国がそれに対して、なぜそこまで私どもの自治体に求めてくるのかという根本的なやはり問題があるのではないかと思います。再稼働については反対したい幾つかの理由がございます。

まず、ここに原発ゼロ社会への道という原子力市民委員会が作成した大綱があるんですけど

も、これは東京大学や九州大学の教授だとか、さらに三菱重工の原子力発電所の元設計技術者だとか弁護士などが名前を連ねているんですが、その中に、原子力発電所再稼働を容認できない技術的根拠というのがあるというふうに言われているんです。それは、原子力規制委員会が策定した新基準には、まず構成上のミスがあるという指摘です。3つの重立ったこととしては、1つは設計の基礎となる基準値振動の策定方法が全く改善されていないということです。それから、また基準値振動を超える地震による過酷事故を認めた、もっと大きな地震が来たときのことですけれども、残余のリスクについては削除されてしまっているという点が挙げられる。それから、2つ目は、周辺住民の被曝を防ぐ上で原子力発電所立地が適切かどうかを判断する立地審査指針を適用しないようにしています。それからもう一つあるんですけれども、単一機器の故障ということ、1つの機械の故障しか考えていないということで、旧来の設計基準の踏襲であるため、例えば人為事象です、航空機が衝突してきたときとか、テロだとか、それから戦争などにおける破壊行為、これに対しては全く無力である。しかも、それら特定安全設備をするのに5年間の猶予を与えますよというような中身だそうで、こんな中で技術的にも問題がある中で再稼働するのは、やはり技術者、また科学者としては、どうしても容認することはできないということを書いておられまして、私も不勉強ではありますが、なるほどなというふうに思ったところでした。

そしてまた、きのうも野中議員のほうからも質問が続いておりましたけれども、鹿児島県独自の問題があります。火山の日本列島を覆うような噴火、火砕流があり、また巨大地震もいつ起こるかもわからないという、本当に鹿児島は、桜島に行くといつも思うんですけれども、もう噴火し続けている県だなというふうに思いまして、これは冗談ではない、いつ地震が起こるか、いつ火砕流が流れてくるかわからないということが言えるのではないかというふうに思います。

それと、川内原子力発電所が再稼働すると、ごみが出ます。それは放射性廃棄物ですけれども、年間50トンのごみをどこに持っていきますか。それから、一番薩摩川内市の人たちが困ってききましたのは、温排水です。原子力発電所の温排水によって魚介類に影響をずっと及ぼされてきたんですけれども、今、原子力発電所がとまっているので海の状態が全国どこもよくなってきたという報告が、この間テレビでもありましたが、そういうこともあると思います。

それから、電気は足りていない、足りていないと九州電力は言いますが、実際、九州電力は、2007年の記録ですけれども、3億8,400万キロワットの電力をよその電力会社、関西電力とかのほうに売っている、売電していたということが記録として残っているんです。それで私たちが九州電力の人に来ていただいて、何で値上げするんですかというふうに話を聞いたとき、資料をいっぱい出されたんですが、その中に再稼働をしたときの資料も入っていたんですよ、値上げの中に。私どもは、再稼働をしないならば値上げしてもいいですよと言ったんですが、再稼働をするための費用が値上げの中に入っているということを知りまして愕然といたしました。もう

とにかく、再稼働には私は反対をしたいと思います。

それから、鹿児島の人を助けていただきたいのです。私も鹿児島の出身なんですけれども、南日本新聞の行った鹿児島県民の世論調査、これは5月5日ですが、59%の人が再稼働には反対しています。そして薩摩川内市の友人も世論調査をしているんですが、薩摩川内市でもやっぱり反対している人が多いです。

やはり私は鹿児島の人が一番被害を受けますので、私どもの命も守らなければいけないですけれども、鹿児島県民のことを思うときに、何とか再稼働はとめなければいけないんじゃないかというふうに思っています。

水俣市に対してなんですけれども、地震がいつ起こるかもわからないし、そしてまた福島事故のこともあります。本当にこの議会ですばらしい議決を2011年にしていただきまして、川内原子力発電所の廃炉というところまで思い切った決断を、意見書を出していただいております。私は水俣市長におかれましては、やはり鹿児島と同じようにたくさんの自然エネルギーがある私どものまちでございまして、その自然エネルギーのほうに目を向けていただき、原子力発電所ゼロを目指しながら自然エネルギーをつくっていくという、そういう連動したことを鹿児島の人たちと一緒にやっていっていただけないか。そのためには、まず再稼働をストップさせなければいけないんじゃないかと思っておりますので、ぜひよろしく、御意見をいただければと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 原子力発電所ゼロにならないかというふうなことだと思いますけど、水俣市、先ほど言われましたように、平成23年に原子力エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書、これは議会で意見書を、これが7月、23年12月には脱原発政策の実行を求める意見書、これを議会で意見書を出していただいております。当然、私もそういったものに沿っていきたいというふうに思っておりますし、今、前宮本市長が入会されておりました脱原発を目指す首長会議、これも4月に私のほうも入らせていただいております。新しい原子力発電所はつukらない、できるだけ早期に原子力発電所をゼロにするという当会の趣旨に賛同し、引き続きこういった活動を進めていきたいと思っておりますし、再稼働につきましては、きのうも答弁させていただきましたように、住民の不安が解消ができていない時点では非常に難しいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、学校現場における諸問題について答弁を求めます。

福島教育次長。

（教育次長 福島恵次君登壇）

○教育次長（福島恵次君） 学校現場における諸問題について順次お答えします。

まず、学校の図書司書は十分配置されているのかとの御質問にお答えします。

児童・生徒の読書活動の推進における学校図書司書の役割は、大変大きいものだと考えています。学校図書館の環境整備、読書活動の企画、読書指導、貸し出し業務などを専門に行う学校図書司書が各学校の図書館に常駐していることが、児童・生徒の読書活動を活発にする大きな手だてとなります。現在は、水俣第一小学校と水俣第二小学校の2校に図書司書補が配置されています。残りの小学校5校と中学校4校には配置できておらず、十分とは言えない状況です。

そこで、教育委員会では学校図書司書の役割を少しでも補うために、読書活動推進員を2名雇用し、残りの9校に対してローテーションでの配置を計画しているところです。そのことで、学校での学校図書館の環境整備及び貸し出し業務の充実が図られるものと考えています。

次に、1カ月に一度の土曜授業の取り組みはどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

各学校では、昨年度内に土曜授業年間計画を作成し、地域の人材活用や学習内容の検討などを済ませております。現在までに、4月、5月に各1回の土曜授業が実施されました。実施したことで見えてきた課題は多少あるものの、地域、保護者、そして関係機関などの御理解と御協力により、大きな問題もなく実施できたとの報告を受けています。

各学校においては、学年ごとに、例えば水俣の海を発信しようなどの学習するテーマを決め、地域に出かけて調査したり、地域の方を先生役として学んだりしています。また、地域に残る伝統芸能を体験・伝承する中で、地域のよさや歴史等を学ぶ活動も見られます。特徴的な取り組みとしては、今年度の献穀事業が水俣市薄原で実施されることから、緑東中学校ではこの事業を土曜授業のテーマに位置づけ、行事の意味や農業の大切さを学ぶ活動が展開されています。

次に、教職員の勤務時間やその現状はどうなっているかとの御質問にお答えします。

教育委員会では、毎月各学校から提出される勤務時間記録報告書により、全ての先生方の勤務時間の状況を確認し、それをもとに先生方の健康状態についても把握に努めています。学校は、生徒指導、保護者対応あるいは部活動、家庭訪問等、仕事内容の多くが勤務時間で区切ることができないという特殊性があります。また、授業の質を高めるために放課後や夜に教材研究を行うこともあります。このようなことから勤務超過時間が多い先生方もおられます。特に中学校の先生方の割合が高い傾向です。また、部活動指導などで土曜日、日曜日の出勤が多い先生方もおられるのが現状です。

以上です。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、第2質問に入りますが、学校の司書ですけれども、今現在は第一小学校と第二小学校だけに司書補がおられるということで、他市の状況をちょっと調

査したいと思ひまして、出水市の教育委員会に連絡をいたしました。出水市の場合、上場とか20人未満ぐらいの学校が幾つかあるらしいんですけども、そこを2校を1人の先生が受け持つという形になっているんですが、それ以外は全部司書がおられるんだそうです。水俣市のようにPTAが負担するという事もないわけでは。

予算面でいうと、司書の資格を持っている人には少し手厚く、学校図書事務員には臨時職員手当並みという中身になっているというふうにお伺いしました。

水俣市の場合、やはりちょっと他市と比べて、もう少し司書がきちんと充実していく必要があるのかなという感想を持ちました。

出水市も日本一の読書のまちということを目指しておられるんですが、議会の中でも日本一、日本一と、もういいかげんにやめんかとかいう意見もございました。日本一の中身というのは、東京の三鷹市などが先進地のようなんですけども、こういう意味を託したいということで日本一と言っているということなんですけど、まず、子どもを大切にす。そして、子どもに夢を託すまちです。多分、子どもに夢を託すというのは、子どもの生きる意欲のようなものを醸成させていくような、そういうことの意味で日本一を目指すという、そういう中身なんだそうです。

私は、どうしても読書のまちを目指していくについても、私の小さいときからの経験からしても、図書館の先生からお話を聞いたことが、物すごく自分の中では本を読みたいという意欲が沸いたというのを覚えてますし、学校図書館法においても、司書教諭を置かねばならないというふうになっておりますので、ぜひ、現場の先生方の意見も聞きながら改善していただけないかなというふうに、これは要望にしたいと思ひます。

次に、土曜授業なんですけれども、伝統芸能に触れたり地域のことを知ったりとか、とてもいい中身だなということで、ああこんなことが今の子どもたちはあつていいなというふうに私も思ったんです。ただ、学校の先生のほうからのお話を聞いたところ、やはり今までは土曜日はずっと休みであつて、土・日、持ち帰つて仕事をしたりとかしていただけたけれども、土曜授業をするということになると土曜授業の計画を立てたり、それから土曜授業の準備をしなければいけないということになって、やはりもう労力がかかるし大変だという意見を聞きました。

それで、できれば改善をするということで、私は何も知らずに本当に恐縮なんですけど、やはり地域独自の行事とかにもっと出向くようにして、教職員の労力をできれば削減していただくか、または地域の力をかりたり、やる気のある保護者にも計画から参加してもらつたりして、教員のほうから地域のほうに力をシフトしていただけないかというふうな感じを持っていますので、それを1つの質問にしたいと思ひます。

次に、教職員の勤務時間ですけれども、3人の方に電話して聞いたのは、朝7時20分から夜7時半ぐらいまでという方がおられたり、若い先生では14時間ぐらい学校にいるという人もおられ

ました。もちろん、中学校では、部活動の指導などがあって土曜日や日曜日もつぶれています。あと、ちょうど10名文書で質問して、先生方から提出をしていただいたんですが、その平均がちょうど12時間になりました。学校にいる時間というのが12時間になります。でも、その12時間の中身もいろいろあるんですけれども、夜中まで学校で仕事をする先生もおられるわけです。

先ほど答弁いただきましたように、教育委員会のほうでは勤務時間の記録報告書とかを出すということになっているんです。そのとき、100時間ぐらいいを超えた場合は医者を紹介しますと、お医者さんに診てもらおうというのも、それは先生の体を心配してのことなのかもしれないんですけれども、ちょっと私は実は首をひねってしまったんですが、その前に何か対策が立てられないのかなというふうに思いました。

例えば若い先生の場合、勤務時間の記録報告書というのも、100時間超えていると書くと、そういうふうに医者を紹介しますよというふうになるし、面倒くさいので、100時間超えているけれども、超えていると書かないというふうな人もおられました。ベテランの先生では、もう100時間超えてるといつも書くけれども、特にそれを書いても改善がないままで来たので、もう提出することに意味がないのではないかとというふうに思うという、そういうのも文書の中に入っていました。

これが今の現状かと思うんです。さらに、これは余り知らなかったんですけども、私も学校現場に少しいたんですが、こんなことがあるのかと思ひまして、精神面でちょっときついという中身で、子どもに授業の評価をさせる授業評価アンケートを出させる。それからまた自己評価カード、自分で評価をする。または学力向上のために平均何点を取らせるという目標を上げる。先生が言われていましたけど、目標、計画、目標、計画に追われるという、教員のほうは精神面での疲労をますます募らせているんじゃないかということいろいろな話を聞きながら感じました。

具体的な要望ということで今質問をしたいと思うんですが、夜中まで学校で仕事をするというある女性の先生が、もう体力的にも限界ですということで、具体的にこのように要望を書かれておられました。1つは複式学級の解消あるいは支援の先生をふやしてほしい。また施設面でも予算の拡充をしてほしいということが書いてありました。

先日、予算で電子黒板というのが出まして、それにはすごく皆さん喜んでおられて、よかったということだったんですけども、そして、疑問に思っているということの中身で、長くなって申しわけないんですが、1年間見もしないような資料をつくったり、書類づくりでパソコンばかりに向かっていたり、もう本当に昼休みも生徒と話をする暇がないという先生がおられるという実情でした。

済みません、具体的な要望とまぜこぜになりましたけれども、これをどうすれば改善することができるのかということ、2番目の質問としたいと思います。

○議長（大川末長君） 福島教育次長。

○教育次長（福島恵次君） ありがとうございます。

1つ目の質問は、土曜授業にかかわって、土曜授業のほうは評価をしながらも、地域とのふれあい交流であれば、学校の授業ではなくて、地域へシフトしたらというそういう内容ではなかったかなと思います。土曜授業の趣旨を御理解いただいている中での質問だと聞いたところです。

子どもたちの取り巻く現状は、塾通いであったり部活動であったり、非常に忙しい子どもたちがたくさんいて、なかなか地域に足が運べない状況が一方ではあるということ。しかし、そういう中で、水俣を誇りに思う子どもたちをつくるには、やはり地域の中で育つということが必要だということで、この土曜授業の始まりも迎えたところです。ですから、地域独自の行事に子どもたちがもっと参加をとるところを大事にしながら、この土曜授業はまだ始まったばかりですので、この趣旨を生かすためにはちょっと時間がかかると思っています。ですから、ことしは各学校で試行錯誤していただきながら、課題を出して、また来年、再来年としていきたいというふうに思っています。

これまでは、当然平日に行ってきた総合的な学習の時間をこの土曜授業に移したわけですが、3時間取れますので、平日3時間連続でカリキュラムを組むということは大変難しいことでした。そこに1つの特徴がありますので、ぜひそこは御理解いただきながら、議員御指摘の保護者の協力あるいは地域独自の行事への参加を、この土曜授業の中で組み入れながら、取り組んでいきたいと考えています。

2点目の質問については、学校の運営上、大変大きな課題だと思っています。今回御質問いただいたことを大変うれしく思いますし、このことを議論するためには膨大な時間が必要です。切り口としては、幾つか今御指摘があったところを切り口としなければならないところですが、その前に私なりのこの問題についての考えを述べさせていただきたいと思いますが、よく教育は人なりと言われていました。前教育長もおっしゃっていました。子どもを育てる教師という人、そしてその中心に立つべき子どもという人、そういう意味だろうと解釈していますが、やはりその1番目の子どもを育てる教師という立場でいうと、教師が力を発揮しなければ子どもは育たないという側面、あるいは教師の力が発揮できる環境や状況を整えるという側面、そして根本的な教師が子どもを育てるという力量を持つという側面、いろんな側面があります。議員御指摘のところは、この3つにかかわっていたかなと思っているところです。

教師は、本来、どの先生方も情熱も使命感も、そして経験を積むにつれ、教育に対する喜び、教育の達成感というものを土台に置きながら日々向き合っていると思います。この3つの情熱や使命感や達成感が少し衰えてきたときに、先生方は負担感を感じたり、私は負担感というよりも疲労感じゃないかなと思っています。議員御指摘のところもその疲労感にかかわるところではな

いかなと思っています。その疲労感をどのようにして取り除いて、本来の教師の力を発揮させるのか、そういうことだろうと思いますが、冒頭に述べたとおり、これは相当な議論を重ねていかなないと一側面だけで解決できるような問題ではありません。例として、私2つ学校現場から感じることを申し上げます。

1つは、教師がやはりすぐに結果を求められる。だから、結果を求めるために急がなければならないという課題が私は学校現場にはあると思っています。なかなか任せてもらえない、いろいろな子どもの減少で、すぐ結果を求められる、これは家庭からだけではなくて、私たち行政も反省しなければならないところもあると思います。

もう一つの例としては、近年教育現場では、個に応じた指導という言葉がよく使われます。これは非常に大事な側面ではありますけれども、個に応じた指導というのは、例えば学習面でいうと、一人一人の学習状況を把握して授業を進めるという側面、そういったところが大事なわけですが、近年はその家庭の子育ての考えに応じた、そういう個に応じた教育が求められている。そのようなところに困難さが非常に増大して、先生方の疲労感を生んでいるんじゃないかなと思います。

集団を育てるわけですから、近年は難しくなってきましたけれども、一律の指導とか、あるいは絶対守らなければならないルールの指導だとか、そういったことの指導がちょっとしにくい状況になってきました。そのようなところに、私は学校現場が抱える根本的な問題があるんじゃないかなと思っています。

総論で申し上げましたけれども、議員から御指摘がありましたように、平均12時間という話もありました。この辺は二百数十名いる職員の平均をとったことはありませんけれども、議員が話をされた中の平均値ではないかなと思います。

それから、これはもう法律でやはり超過勤務が多い職員については、やっぱり健康状況を把握して、行政として相談に乗りながら医者につなぐという役割がありますので、これが意味がないということではないんじゃないかなと思っています。

それから、教育現場の話で、授業評価、自己評価、それからさまざまな目標の話がありました。子どもによる授業評価については、学校長の判断でそれを学校経営とか授業力向上に生かすという判断をして行われている状況です、一律ではございません。自己評価については、全部の学校で自分の職務について振り返るということで行っています。

複式授業の解消、本市にも複式授業がありますけれども、学校統合等を今後また問題というか、そういうところが出てくれば、適切に対応しなければならないと思っています。

支援員については、さまざまところから御意見いただいて、現在24名配置しておりますが、支援員が必要だという声というのは、裏返すと支援員が大変活躍をしているということ、そして

支援員が必要な子どもたちがふえてきたということを踏まえて考えていきたいと考えているところです。

施設拡充についても、電子黒板の話がありましたけれども、できれば各学級1台を目指していきたいところですけど、まずは学校1台からスタートして検証してまいりたいと思っているところです。

大変御指摘ありがとうございました。さまざまなことを参考にしながら、また施策に生かしていきたいと思っています。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 時間が押してきましたので、最後の要望にさせていただきたいと思うんですが、原発の記事がいっぱい載っているのと思って南日本新聞をたまたま読んだんです。その中に鹿児島県の中学校の先生が、女性教諭がみずから命を絶ったという中身が書いてあったんですけども、中身を言うとまた長くなりますので、私がやっぱり申し上げるまでもなく、教員の体の健康、心の健康というのがあってこそ、子どもたちへの豊かな教育というのを結んでいくというふうに思いますので、ぜひ現場の声を酌み上げていただいて、具体的に向き合っていただけないかというふうに思いまして、これは最後要望にさせていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（大川末長君） 次に、農林水産業の振興と働く場の確保について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、農林水産業の振興と働く場の確保について順次お答えいたします。

まず、森林の間伐での雇用は増加しているのかとの御質問にお答えします。

森林の間伐作業は毎年約200ヘクタールを水俣芦北森林組合が行っていますが、この組合で雇用されている作業員は平成23年度が26名、平成24年度が22名、平成25年度が19名と年々減少しています。この中で、国の緑の雇用事業により、毎年二、三名が作業員として雇用されていますが、この3年間で6名がやめておられるなど、間伐等を効率的に行える現場技能者の確保が進んでいない状況にあります。従事者が減少している要因は、高齢化に加えて、賃金の問題や重労働であるということもあり、定着率が悪いことなどが挙げられます。

次に、休耕田活用事業での新しい展開はあるのかとの御質問にお答えします。

本市における休耕田活用事業には、寄ろ会みなまが実施している菜の花を活用したまちづくり事業での菜の花栽培を初め、水俣特産焼酎づくり実行委員会が行っている芋焼酎水俣あかりの原材料となるカライモ栽培など市民協働での取り組みがあります。また、休耕田を活用した市民

農園の開設や農地バンク推進事業による農地の貸借のほか、耕作放棄地緊急対策事業による耕作放棄地の農地への復元を支援するなど、市の事業としても休耕田の有効活用への取り組みを行っているところです。

平成26年度からの新しい展開としましては、国の農地中間管理機構が創設されたことにより、農業担い手に対する農地集積が加速化され、優良農地の耕作放棄地化の抑制や休耕地の有効活用などが期待されるところです。さらには、中山間地の休耕田に、ソバ、大豆、エゴマなどを耕作し、棚田を保全する取り組みや、休耕地を活用した集団園地の整備を行う構想など、民間での取り組みもお聞きしているところです。

今後、農業者の高齢化や担い手不足により耕作の放棄が懸念される農地がある中で、国・県の制度を活用しながら、農地の有効活用を図っていきたいと考えております。

次に、農産品のブランド化等で期待できる取り組みはあるかとの御質問にお答えします。

甘夏、デコポン、茶、サラダタマネギなどの基幹作物以外で期待される農産品としましては、JAあしきたを中心に取り組んでおられる抑制カボチャと太秋柿があります。抑制カボチャにつきましては、サラダタマネギ収穫後の農地の有効活用策として導入しておりますが、低コストで栽培でき、通常のカボチャより高糖度で、国産カボチャが少ない冬場にかけて市場に出荷し、好評を得ています。また太秋柿は、中山間地を中心に新たな品種として栽培していますが、都市圏の市場等に出荷し、高い評価を受けているところです。

また、水産業では、本地域で最も漁獲量の多いシラスについて、漁協や飲食業組合、観光団体等とも連携を図りながら、ブランド化に向けた取り組みを推進しているところです。

今後も、安心・安全な水産ブランドの確立につながるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、農産品の加工場などをふやすことで雇用拡大はできないのかとの御質問についてお答えします。

本市においては、主に農家の女性グループを中心とした小規模農産加工施設で加工が行われ、農産品の有効活用と農家所得の向上が図られてまいりました。一方で、株式会社など法人による農産加工の取り組みについても、湯の児スペイン村における甘夏等の加工場に代表されるとおり、本地域の貴重な雇用の場となっております。また、最近の動きとしましては、果樹農家において法人組織を立ち上げ、かんきつ類の生産・販売以外に、ジュースや各種加工品を開発し、一部販売を開始している事例もございます。

このように、本地域の特性を生かした農産品の加工場の取り組みをふやしていくことは、議員御指摘のとおり、本市の産業振興並びに雇用拡大にもつながる有効な方法であると認識しているところです。

今後は、引き続き、生産者や関係団体等が取り組む、農産品等の新たな加工品の開発や販路開拓等の取り組みに対し、国・県等の助成制度を活用しながら、市としても積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 地球温暖化とか、さまざまな問題を考える上で、間伐の重要性というのはさらに増していると思います。さらに、水俣市もバイオマス発電事業という模索も挙げておられますけれども、その前に、間伐で森に入る働き手というものの育成が大事ではないかなというふうに思っています。大変きつい労働ですので、個人の利益に還元するというのも必要ですし、森林組合の方とか愛林館の沢畑さんなども一生懸命森のほうに目を向けてくれるように、川や海を守るといった価値ある仕事だということを伝えているということなんです。1つ、熊本県の特定間伐などの実施の促進に関する基本方針というのが平成25年にできているんですが、これは国の年平均3.5%のCO₂削減といいますが、吸収量になっていて、11万6,000ヘクタール、年平均で1万4,005ヘクタールを間伐していくという目標が、平成25年から32年までということで目標値が立てられているんですが、水俣市の場合、この検討の整合性という取り組みになっているのかどうか、働き手の確保も含めた上で答弁をしていただきたいというふうに思います。

それと、時間がありませんが、水俣で1つの取り組みをいたしました。まちづくりの円卓会議の中で芋焼酎をつくらうということになりまして、平成25年から私どもでやり始めたんですけども、今、4号瓶で去年は2,000本、それからことしは4,000本、来年は8,000本にしようかということで、もうそういう予想を立てているんですが、3つ表彰されています。熊本県から、それからグリーン購入ネットワークというところと、それから、わがまちの政策自慢という賞なんですけれども、その中のグリーン購入の中で本当にうれしかったのは、水俣あかりという名前で私たちはつけたんですが、水俣という名前を商品名につけて、水俣市の環境地域総合力をブランド化した点が評価されましたというのをいただいたんです。いろんな企業とか、そういうところがグリーン購入には入っておられるんですけども、私は水俣というのは安心・安全なものをつくっていくそういうブランド、水俣という名前が昔は本当にいろんな差別につながったりしましたが、私たちは水俣というのを誇りに思って、水俣という名前をつけた産品をもっと売っていくべきじゃないかと思っておりますので、市長の御意見といえますか、聞かせていただけないかというふうに思います。

○議長（大川末長君） 西田市長、時間がありませんので、簡潔明瞭に。

○市長（西田弘志君） 水俣のブランドといえますと、水俣あかり、私も見せていただきました。

私も商店街にいたときに、初恋通りというのは水俣のブランドとして発信していこうと思ってい

たものございますので、水俣をもっと押し出していきたいというふうな思いでございます。

○議長（大川末長君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩をします。

午前10時43分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。

自民党創水会の谷口明弘です。

連日、テレビはワールドカップ一色となっております。残念ながら日本チームは初戦は敗退してしまいましたが、試合終了後の日本人サポーターが観客席のごみを拾い集めるシーンは世界中から称賛の声を集めているそうです。西田市長のお子さんもサッカーをやっておられたと思いますが、スポーツには人々に夢や希望、勇気を与える不思議な力があります。2020年には東京でオリンピックも開催されます。市長も2020年東京オリンピックに水俣出身の選手を輩出するなど夢のある目標を掲げられたらいかがでしょうか、カヌー競技などはその可能性が非常に高いと思います。

幕末の思想家、吉田松陰はこのように言っています。夢なきものに理想なし、理想なきものに計画なし、計画なきものに実行なし、実行なきものに成功なし、ゆえに、夢なきものに成功なし。市長にはぜひ、市民に夢を抱かせるような政策を掲げていただきたいと思います。

さて、質問に入ります。

大項目1、平成26年度一般会計補正予算について。

いよいよ、西田市長になって初めての事業予算が議会に上がったわけですが、市民から預かった税金を投入する以上、公平性を保ち、費用対効果を最大限にしているかをチェックするのが我々の役割であるという観点から、投資的経費に予算計上された特に2つの事業についてお尋ねします。

(1)、みなまた環境まちづくり推進事業（環境大学院拠点整備）について。

①、3月議会でも環境大学院については質問しましたが、市民の関心と大きな希望を持って長年検討が重ねられてきた環境大学院設立の願い、残念ながら、現時点では常設の大学の設置は実現しそうにありませんが、まずは実現可能なことから手をつけるということで、大学間の連携、大学院の拠点を整備し、短期ゼミの学生から水俣市に呼び込んで交流人口をふやそうという動き

に対して、私も大いに期待を持っている市民の一人でございます。

今議会に施設整備の設計予算として3,751万円を計上されたわけですが、環境大学院の拠点整備とは、いわゆる箱物をつくるわけです。今後、さらに巨額の建設費や維持管理に継続的に市の税金を投入するわけですから、慎重な議論が必要です。そこで、まずこの予算3,751万円の内訳についてお尋ねします。

②、先日、全議員を対象にした予算説明の場で、施設の建設候補地は旧水俣第三中学校跡地を考えている旨の説明がありました。市内には、学校再編に伴って多くの学校施設が閉校後、十分な利活用がされないままの建物が多く存在します。そこで、旧第三中学校跡地はそれで決まりなのかお尋ねします。

③、その場合、解体費用と建設費は幾らくらいと試算されるのか、国や県の補助金なども踏まえて、主な財源はどのようになるのかをお尋ねします。

(2)、プレミアム商品券発行事業について。

これも3月議会で公平性や事業の効果、実施時期などの問題点を私なりに指摘したつもりですが、今議会に事業予算として1,384万円の事業費が計上されました。前回、市長は答弁の中で、過去の実施例から商品券の使用先が幾つかの店舗に集中したことや、購入上限を1人当たり10万円としたことで、家族全員で購入する家庭もあり、多くの世帯に行き渡らなかったという反省点もあります。今後、プレミアムつき商品券を発行する際には、これらの問題を踏まえ、不公平感を是正するような商品券の発行に努めてまいりたいと考えておりますと発言されております。あれから3カ月でどのように対策を講じられたのか、また効果的な実施の時期について、以下質問します。

①、市内小売店の消費需要拡大と活性化に資するとしながら、実際は7割から8割近くが大型店舗に商品券の使用が集中していたという結果について、その対策をどうするのか。

②、過去2回の実施実績から、実際プレミアム商品券を購入できたのは平成21年度実施時が1,652人、平成22年度は発売金額が2倍の2億円3,000万円になったことから、購入できた人数が2,572人です。1人当たりの購入平均は1回目が6万533円、2回目が7万7,760円、しかも上限いっぱい10万円で購入された方が1,569人、全体の61%を占めます。発売は先着順であったために、平日にもかかわらず4日間で完売し、買えなかった人もいたと聞きます。人口2万6,000人からすると、1割未満の方だけがその恩恵にあずかったわけですが、お金に余裕がある方あるいは情報に敏感な人は得をするといった状況になっております。多くの世帯に行き渡らなかったことへの反省から、公平性に努めるための対策はどうするのかお尋ねします。

③、発行時期について、消費税の増税による消費需要の落ち込みに資するためにと答弁されました。既に6月、これから準備となると早くて秋ごろの実施となるとと思いますが、どうせなら来

年見込まれる消費税10%増税時に実施されてはいかがかと思いますが、執行部のお考えをお聞きします。

大項目2、第5次水俣市総合計画第2期基本計画について。

(1)、定住化の促進について。

①、先月8日、日本創世会議人口減少問題検討部会が全国1,800の市町村の約半分に当たる896の自治体で、2040年には消滅の可能性が高いという衝撃的な試算結果を発表しました。その中に水俣市も含まれております。ニュースを聞いて不安に感じられた市民の皆さんも多いのではないかと思います。この試算結果について水俣市の見解をお伺いします。

②、人口減少に歯どめをかけるには、当然、新しく水俣に人が住んでいただく必要があります。今回取りまとめられた第5次総合計画第2期基本計画に新たに定住化の促進が重点事業として加えられました。重点事業という位置づけた割には、中身を見ると、維持すべきあるいは目指すべき人口の数値目標などは見当たらず、あるのは窓口への相談件数10件と、およそ重点事業と呼ぶには寂しい目標設定となっております。まず、第2期基本計画に掲げている主な取り組みの中の2つの事業が定住化にどれくらい効果が期待できるのかという視点から、U I Jターンの受け入れ体制の整備とは具体的にどうすることなのか。それと地域おこし協力隊事業とはどのような事業かお尋ねします。

(2)、企業誘致による産業振興について。

働く場所の確保は今市民が一番望んでいることであります。ところが、現状は水俣市でも倒産する企業が相次いでおり、3月末には水俣国際カントリークラブが営業を終了しました。3月議会で市長は真野議員の質問に答えて、自分のセールスポイントは民間出身であり、民間は結果を出さなければ経営が成り立たない。商工会議所、青年会議所、P T A活動、商店街活動で培った経験と人脈をフルに生かして頑張ると答弁されました。

そこで、①、市長は企業誘致への取り組みをどのようにしようと考えているかお尋ねします。

②、産業振興戦略（仮）策定事業に係る旅費について、定住促進と地域での就職に関する視察に48万円の予算が計上されておりますが、視察候補地3カ所の先進事例の取り組み内容はどのようなものかお尋ねします。

大項目3、市民の声から。

(1)、花火大会について。

先日、ある市民の方から、ことしの花火大会は湯の児に戻るとですかという問い合わせがありました。私はことしは花火大会は実施されないんですよと答えると、とても残念そうにしていられました。過去50年以上も継続して実施されてきた花火大会がことしは実施されない。まだ事実を知らない市民の方も多いのではないのでしょうか。

私が小学生のころ、まだ家に車がなかったときでした。当時、水俣川で実施されていた花火大会を見にいきたいとだだをこねて、母はある晩、自転車に私を乗せて長野の坂あたりまで連れていってくれて、花火のバンバンと打ち上がる音と、わずかにかすかに見える花火を遠くで眺めた経験がございます。家族連れにとっては、夏の風物詩として、この花火大会のイベントがなくなるとするのは非常に寂しいことだと思います。

そこで、①、ことし、花火大会が実施されない理由は何かお尋ねします。

②、また来年以降の見通しはどうなっているかお尋ねします。

(2)、日本一長い運動場について。

昭和63年にJ R山野線が廃止となった跡地を市が買い取り、市民の健康づくりに利用されることを目的として、平成9年に日本一長い運動場として供用開始した水俣市内から久木野地区までを結ぶ約14キロメートルの市道ですが、東部地域に住む中高生の自転車通学路として、あるいは市内の皆さんの散歩道として、あるいはサイクリングやジョギングを楽しむ多くの市民の皆様にご利用されており、建設された当初の目的にかなった利用法をされているのではないかと感じます。ただし、道路の維持管理において、除草作業などは地元住民のボランティアによる協力があって成り立っているような現状があります。

そこで、今後の管理・運用について、以下質問します。

①、利用者の数は把握しているか。

②、のり面を含む維持管理はどのようになっているか。

以上で本壇からの質問を終わります。市長及び執行部の具体的かつ明解な答弁をお願いいたします。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、平成26年度一般会計補正予算については私から、第5次水俣市総合計画第2期基本計画については総務企画部長及び産業建設部長から、市民の声からは産業建設部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、平成26年度一般会計補正予算についての御質問にお答えをいたします。

まず、みなまた環境まちづくり推進事業（環境大学院拠点整備）について、3,751万円の内訳はどのようになっているかとの御質問についてお答えいたします。

予算の内訳につきましては、まず、高等教育・研究活動拠点施設の設計に係る経費としまして、2,500万円を高等教育・研究活動における研究・連携の充実や事業展開及び支援体制の検討

と確立、そのほか、大学院教育の展開に関する調査や産学官連携の展開に向けた可能性調査など、実際に研究室等を誘致し、活動を展開していく際の支援や連携の具体化のための経費を982万6,000円計上しております。このほか、集中講義の受け入れや、拠点施設を利用し研究活動、地域連携を検討する大学や先生の受け入れに関する経費を66万6,000円、大学や研究機関への営業活動、国や県など関係機関との打ち合わせに要する経費については201万8,000円を計上しているところです。

次に、拠点施設の候補地は旧水俣第三中学校跡地で決まりかとの御質問にお答えをいたします。

現在のところ、先日の真野議員の御質問にもお答えをいたしました。旧水俣第三中学校校舎跡地を第1番目の候補地として考えております。今回、整備を予定している高等教育・研究活動拠点施設は、学生や研究者が水俣で行う短期間のフィールドワークや集中講義の受け入れだけでなく、水俣に長期間滞在し、水俣の資源を活用して行う研究活動や、年間を通して定期的に行う授業やゼミ活動、研究活動の拠点として整備しようとするものであります。

また、教育や研究に際しては、地域の事業者、住民の皆さんと連携し、水俣の地域づくり、産業おこしや商品開発などに関する研究と実践を通じて、地域振興、経済振興、地域課題の解決に寄与する場とすることも目的としております。そのため、学生や研究者が地域で活動しやすく、かつ事業者や住民の皆さんと連携しやすいもの、場所である必要があります。お互いが行き来しやすく、さまざまな活動が地域の方にも見える場所で行われることで、より交流や連携した研究活動を促進し、設置の効果を高めるものと考えております。

候補地といたしましては幾つかの施設、遊休地が挙がっておりましたが、このような利用者の活動に関する利便性も含め、施設の設置目的に適した立地条件とあわせ、現在の利活用状況や今後の事業実施のスケジュール等を考慮し、平成23年度から検討を重ねた結果、旧水俣第三中学校校舎跡地を第一候補地としたところであります。

次に、その場合、解体費用と建設費は幾らくらいと試算されるのか。また主な財源はどのようなものかとの御質問にお答えをいたします。

解体費用につきましては、教育委員会の試算によりますと、アスベストの分析等も含め、約4,000万円程度になるものと見込まれます。また、建設費に関しましては、研究内容等により施設内容が違ってくるため、現在、関係する方々と検討を進めているところであり、費用にも幅がありますが、現在のところ3億円程度を見込んでいるところでございます。

なお、主な財源については、建設費に関しましては、環境首都水俣・芦北地域創造補助金の対象となる見込みですので、これまでと同様に必要経費の8割を国が負担し、熊本県と水俣市がそれぞれ1割を負担するという割合で御支援いただくため、現在、環境省や熊本県と協議を進めているところでございます。

なお、解体費用につきましては、環境首都水保・芦北地域創造補助金の補助対象外となり、補償対象となりません。しかしながら、拠点施設の整備とあわせて実施することにより、過疎対策事業債などの有利な財源を活用することが可能となるものと見込んでおります。

次に、プレミアム商品券発行事業について、まず幾つかの大型店舗に集中することへの対策をどうするのかとの御質問にお答えをいたします。

本市でプレミアム商品券発行事業を実施した平成21年度、22年度の実績によりますと、事業所面積が1,000平米以上の、いわゆる大規模小売店舗から換金請求の割合は、平成21年度で84%、平成22年度で約70%と大きな割合を占めております。

昨日、谷口議員にもお答えをいたしました。大規模小売店舗への集中緩和対策としては、取扱店舗として事前に登録していただいた大規模小売店舗、中小小売店舗のどちらでも使用できる共通券と、中小小売店舗のみで使用できる専用券の2種類を組み合わせ商品券の発行を検討しているところでございます。

例えば、プレミアム振興券1冊を500円11枚つづりで構成し、うち6枚を共通券、5枚を中小小売店舗専用券とするセット販売により、比率の平準化を図るものであります。

次に、商品券が多く世帯に行き渡らなかったことへの反省から公平性に努めるための対策はどうかとの御質問にお答えをいたします。

商品券の発行に当たり、平成21年度は1冊1万円、500円掛ける22枚つづりを1万冊、平成22年度は1冊1万円、500円掛ける23枚つづりを2万冊発行してはりましたが、今回は1冊当たりの金額を引き下げ、1冊5,000円、500円掛ける11枚つづりを2万冊発行する予定にしております。また、1人当たりの購入金額の上限の引き下げや、土・日等の休日にも販売を行い、より多くの方々に御購入いただけるよう計画しております。

次に、発行時期を消費税10%増税時にしてはどうかとの御質問にお答えします。

消費税率については、来年10月に10%とさらなる増税が予定されており、一層の消費の冷え込みが想定されますが、ことし4月の増税後においても、その傾向は顕著であります。

国の統計調査であり、消費者の生活への意識を表す消費動向調査によりますと、昨年の増税前の平成25年4月、5月の指数がそれぞれ44.5ポイント、45.7ポイントであり、増税後のことし4月、5月の指数がそれぞれ37.0ポイント、39.3ポイントと対前年比で大きく減少しており、消費者意識の冷え込みをあらわしております。また、市内商店街等の小売店舗においても、前年の同時期と比較しても、売上げが落ち込んでいる傾向にあると伺っております。商店会連合会からも商品券発行に係る要望書が提出されているところでございます。

本来であれば、ことし4月の消費増税時点での事業実施が時期としては1つの契機ではございましたが、骨格予算のため実現できておりませんでしたので、年末商戦を見込んだ今年10月から

の商品券発行とし、おのこの店舗の利用者、お得意様拡大を図ることにより、地域経済活性化の一助としたいと考えております。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 2回目の質問をします。

私は、環境大学院設置については基本的に賛成です。拠点となる施設も整備する必要があるでしょう。しかし、その場所は旧第三中学校跡地ではないと私は思います。主な理由は3つです。

まず、旧第三中学校跡地の利用価値はもっとほかにあり、性急に結論を出すべきではないということ。2つ目は、その旧第三中学校跡地は建設コストが高過ぎるということ。3つ目は、水俣市の今後を占うような大きな施設の整備を議決機関である議会に説明もなく、旧第三中学校跡地ありきで進められていることです。

3つの理由を深く掘り下げます。

まず、旧第三中学校跡地の利用価値について。きのう真野議員も指摘しましたし、福田議員も何度か取り上げておられますが、水俣市の将来像を含め、水俣市のランドデザインをしっかりと見据えた上で候補地を選定をすれば、医療センターや体育館で不足している駐車場の充実を図るためにも、浜グラウンドの機能の移転先として旧第三中学校跡地は適地であると私は考えます。

3月時点のこの質問の中では、旧第三中学校跡地が第一候補地であるような印象は全く感じませんでした。ところが平成26年4月25日に開催された環境大学・環境学習円卓会議の議事録を拝見しましたが、それによると、資料1に基づき説明、この資料1というのは、けさ議員各位にお配りした資料ですけれども、旧水俣第三中学校跡地を第一候補とする旨提案とありという記述があります。つまり市役所から円卓会議のメンバーに対して旧第三中学校跡地を候補地として提案しているのです。

きのう市長は答弁で、円卓会議で答申があったと答弁されましたが、先に提案し、旧第三中学校跡地に議論を誘導したのは執行部ではありませんか。この資料1というのは、勤労青少年ホームと旧水俣高校商業棟、旧第三中学校跡地の3つを候補地として工事の規模、難易度、安全性、保全の状態、建設コスト、メリットデメリットなどをそれぞれ比較検討したものです。

一番目を引くのは建設費です。公民館分館の場合は5,000万円から1億円程度、旧水俣高校商業棟については3,000万円から8,000万円、旧第三中学校跡地の場合は、先ほどの答弁にもありましたように3億円から3億5,000万円というような数字がこの資料に載っております。解体費用がさらに別途4,000万円かかるという今の答弁もございました。ほかの施設と比較して3倍から4倍のコスト高です。

さきに答弁がありましたように、今回計上された旧第三中学校跡地を候補地とする設計予算2,500万円は、この3億円から3億5,000万円という概算から算出された金額です。納税者の目線

からいえば、当然、旧第三中学校跡地はコストがかかり過ぎる。同じ機能が確保できるのであれば、できるだけ安く上げてほしいと考えるのが市民感覚だと思います。それに今でも市民の中に旧水俣高校はまだ使えたという声が根強くあります。ほかにも以前から閉校後の施設の利活用を地域住民を初め議会でも再三お願いしているにもかかわらず、この環境大学で検討すらされていない旧深川小学校跡地や石坂川小学校、湯出中学校などの耐震強度も問題なく、旧第三中学校跡地のように取り壊さずに改修だけで使える建物もたくさんあります。また、きのう真野議員が提案されたように水天荘跡地の活用だって課題のままです。

ほかにも旧第三中学校跡地には懸念材料があります。万が一水俣川が氾濫した場合、建物自体が浸水する可能性も排除できません。さらに、学生をバスで迎え入れた場合には大型バスも入ってきません。学生がいない期間は市民講座等にも利用するという案があるそうですが、現在水俣市にある施設、例えば公民館やもやい館などはそんなに利用率が高いのでしょうか。

そこで市長にお尋ねします。きのうの答弁では、旧水俣第三中学校跡地が第一候補と、ほかの施設もまだ可能性があるような答弁がございましたが、今回の予算を議会で可決された後で、ほかの候補地に変えられるのですか。2,500万円もかけて設計をして変更は難しいと思いますが、変更できないなら議会や市民にもっと説明をして、候補地の決定を見直すべきではないかと思いますが、その点についてお答えください。

もう一つ、環境大学院構想について、これまで水俣を訪れる研究者は主に社会科学系の先生が多いと思いますが、多くの市民が期待しているのは、同じ環境分野でも再生エネルギーの研究開発などの自然科学や応用化学を研究している研究者たちではないかと思います。そのためには、まず現在使用されている水俣環境大学院構想というネーミングがいかにも社会科学専門機関といった印象を与えるので、例えば水俣環境産業大学院構想など、自然科学の分野も研究対象に入るようなネーミングに変更してはいかかかと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

プレミアム商品券について、今回も指摘しましたが、水俣市には現在1万2,517世帯あります。1世帯当たり1カ月食費に1万円使っても、既に1億2,000万円の消費需要があります。1カ月1万円生活とテレビでやっていますが、もっと食費にはかかるはずで、食料品などを扱う水光社やロッキーなどのスーパーに集中したのも、食料品を中心とした買い物に使われたことを裏づけております。中小の小売店の消費を喚起するには、今回の事業に商店街も一緒になって、プレミアム商品券発売時期に合わせて特売などのセールをすとか、プレミアム商品券を利用したお客様にお店独自のサービスを打ち出すとか、フラワースタンプを2倍にするとか、商店街側の企業努力がないと、効果は一過性にとどまると考えます。

商店会連合会からも要望書が提出されていると答弁がありましたが、市長も公約で掲げられたからには何が何でも実施したい政策なのだと思います。やるからには、そのような商店街も巻き

込んだ形での仕掛けをお願いされ、市民も商店街も市役所もみんながよかったと思える制度での実施が必要と思いますが、市長のお考えをお聞きします。

2つ目、多くの市民に行き渡る制度の構築について、私も担当課とのヒアリングの中で、販売上限の引き下げや、大型店に集中しないような商品券の仕組みについて提案しましたが、幾つか取り入れられたようですので、そこは評価します。

商品券の販売方法についてですが、先着順ではなく、事前に購入申込書を発行して、購入希望が上限を超えたら抽せんにすれば公平性が保たれると思いますが、どうお考えでしょうか。これが2つ目の質問です。

3つ目、実施時期についてです。ただいま答弁では、年末商戦を見込んだ10月から12月の実施を考えているとのことですが、年末商戦などはお歳暮の購入や正月に向けての準備など、むしろ消費者の購買意欲が高まる時期ではないでしょうか。それに小売店としてもできるだけ、年末は現金を持っていたいと考えるのが普通ではないでしょうか。

それより、来年予想される消費税10%増税時であれば、プレミアム分が10%なので数字も合うし、政策の説得力も持つと思われませんが、いかがお考えなのか。我々としましては実施方法や時期についてそのような附帯決議つきであれば賛成もやぶさかではありませんが、どうお考えか。10月実施にこだわられるのか、市長のお考えをお尋ねします。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長

○市長（西田弘志君） 大学院構想につきましては、宮本前市長からずっと懸案でいろんな形で私も話を聞いております。もともと大きい大学をつくるという構想ではありませんでした。ですから、大学ができるという話があったときに、市民の中で4年制の大学ができるとか何かそういったイメージが最初できたのは私も知っておりますけど、その後ずっとやっていく中で、そういったもんじゃありませんよということをずっとこの議会でも宮本前市長も言われていたと思います。最終的に今、大学院大学、連携大学院大学で拠点の整備をしようということに落ちついてきました。大学院の計画もずっともう何年もやって、最終的にここでやっと明かりが見えてきたというふうに思っております。それは、担当課等が非常に一生懸命やっていただきまして、私も環境省にもいろんな形でお願いにも行きました。

その中で、先ほどの予算の件なんです。予算だけ言われますと3億円、すごく高い感じがしますが、最初の答弁で言いましたように、補助金のその辺の見込みがあるということで、負担割合の国8、県1、市1は御存じだと思いますが、環境省の予算をそういったところに使えるということが確約できたものですから、私は旧第三中学校跡地のほうを進めているところでございます。

別に税金を使うからその辺が大きいお金を使うのがどうなのか、私もあれですけど、一番大きいお金を使うのは旧第三中学校跡地です。そうしたら経済効果も当然あるわけでございますし、旧第三中学校跡地を使う点といいまして、利便性ということがきのうも言うておりました。町なかで一番やりたい。市民にわかる形で環境大学院をやりたい。そして、行き来するような市民と一緒に交流できるような場所ということをいろんな選定をした中で、旧第三中学校跡地が第一候補ということでございます。

見直しができないかというお話でございますけど、旧水俣高校の商業棟、きのうも話があったと思います。商業棟につきましては、いろんな考えの方がいらっしゃるのではないのでしょうか。同窓会の同窓会館、また看護系の学校にも使えるんじゃないか、そういったところがありますので、今後、県とお話することは可能なんです。きのうも答弁で言いましたように、買い上げるとか借りて使うとかいうのは、うちの財源を使うことになりますので、非常に厳しいというふうに思っております。そこを今から、3月まで高校生がおりましたんで、県のほうも今からならお話がある程度できるかもしれません。その辺を要望して、実際無償でできるような形等があれば、また検討に入ることは可能かとは思いますが、2,500万円と今回出させていただいたのは、旧第三中学校跡地でやったときに、そのくらいの設計費がかかるので、これは当然上げさせていただきたいと思っております。2,500万円で、もし旧水俣高校になった場合は、予算はそんなに使わないと思えますけど、実際、今の現時点では旧第三中学校跡地が非常に第一候補でございますので、2,500万円の予算を上げさせていただいたところでございます。

それと、環境大学院のネーミングにつきましては、環境大学院、それに産業をつける、そういったことも検討はできるかと思えますし、内容につきましてもその産業系のものも当然、大学院で勉強していただく方は、今までの水俣に来られたような自然科学系の方もいらっしゃるでしょうし、水俣には国立水俣病総合研究センターもございますので、そういった水俣病、水銀関係の方、勉強される方もいらっしゃるかもしれません。また、地域の経済、そういったものに地域の企業の方にプラスになるような大学院の方が来ていただくというのもメリットと思えますので、ネーミングに関しては別にこだわってはおりません。

それと、プレミアム商品券につきましては、商店街の方も一緒にやるのはいろんな発行するのに対して、プレゼントとか倍のセールとか何かそういうのをやる、それはもう当然だと思っております。それは私も言うていきますし、今までもやっていらしゃった方もおられますので、今後やっていただきたいなというふうに思っております。

それと、事前申し込みにつきましては、今うちのほうではその事前申し込み自体は余り検討しておりませんでしたので、今のを受けまして、今後担当課等とお話はしていくのは可能かと思っております。

それと、10月にこだわるのかということですけど、きのうも言いましたが、基本的には4月に打ちたかったのが一番です、もう消費税が上がったときにです。早目早目にやっていると、やっぱりこういった経済対策というのは後手に回ると余り効果を発揮しないというふうに思っております。国のほうも今回、臨時福祉給付金等、これも消費税の経済対策だと思っておりますけど、すぐもう夏場から始まります。

私は、商売やっていて、いろんな方を見て、成功する人、失敗する人、たくさん見てきております。もう26、30年ぐらい見て、大体その方でわかるんです。やっぱり失敗する方は決定が遅いというのがあるんです。後手に回ってしまうという方が多いです。だから、自治体もやっぱりそういうものに倣っているように感じるんです。商売を成功している方と、自治体の運営の部分も非常に近い部分があると思います。全く同じではありませんけど、やっぱり決定が遅いのは致命的でありますし、後手に回ってほしくない。やっぱりそれと2つ目は見えを張っていらっしゃる方はやっぱり失敗します。身の丈に合ったところがやっていると、水俣の身の丈に合った事業をやっていくのが必要だと思いますし、3番目にはやっぱり裏切らないということです。商品とか、サービスを裏切ったお店はやはりうまくいっておりません。水俣市としましても市民に裏切ることのないようにしていきたいというふうに思っております。

谷口議員も事業をやっていらっしゃって、事業をやっていらっしゃるとわかると思います。今非常に厳しいと思いますけど、まあ谷口さんのところはいいと思いますが、ほかの方は非常に厳しいときで、いろんな形で、早い形でやはりこういったものは打っていくのが私は必要だと思います。来年10%に上がるでしょうけど、秋の景気を見てから10%に上げるということですが、そのときに上げる、そういった経済対策というのは、やはり後手のように私は感じます。やはり今までの経験を踏まえますと、なるべく早目早目にやっていくことが必要であるというふうに感じております。

以上でよろしいですか、はい。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では、3回目の質問です。

環境大学院について、旧水俣高校の商業棟を利用するという案は、今から県との調整などがあるというようなお話でしたけれども、県の教育委員会との調整に時間がかかると懸念されても、それこそ、そこは国や県とのパイプ、政治の出番でしょう。場合によっては、我々市議会議員も市民の要望に応えるためには汗をかく覚悟がございます。環境大学院構想が実を結べば、市内の最高学府となるわけで、水俣の知のシンボルとなる存在です。南福寺の八の字坂の上に大学生が学んでいるということを想像するだけでわくわくするではありませんか。私個人としては、地元の深川小学校跡地も強くお勧めします。

そこで改めてお尋ねしますが、候補地の選定は、コスト面も考慮して選考の過程を議会にも相談しながら、改めて白紙の状態を考えることを約束できないかお尋ねします。

プレミアム商品券についてですが、事業費に係る一般財源からの歳出は1,400万円弱になるわけですが、事業実施後にしっかりとした効果の検証が必要と思います。過去2回の実施時の事業の効果の検証においては、各店舗での使用枚数の数字はございますが、前年同月比との売り上げの比較などがなく、その効果確認が十分とは言えません。一過性に終わる可能性も高い政策だけに、雰囲気だけ楽しんで終わりではいけませんし、また今回認められれば、市長は来年消費税増税時にももう一回というお話があるかもしれませんので、今回実施時には事業効果の検証を徹底してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

実施時期について、あくまでも10月にこだわられるのでしょうか。市長だけのお考えではなく、今、私が申し上げた意見も参考にされ、手柄を焦るのではなく、商売人がよく使う言葉に二八というような言葉もあります。2月、8月は消費が冷え込むという、需要が冷え込む。そういったところも勘案されて、実施時期については十分市民感覚で判断してもらいたいと思いますが、もう一度お聞きします。実施時期について、再度検討する気はないでしょうか。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 環境大学院につきましては、議会に相談というか、今後流れの中で全員協議会等でお話を担当課からできるとは思っております。今後、秋に向けて進めていきますので、議会のほうにもお話ししていきたいというふうに思っております。

次のプレミアム商品券につきましては、検証をしていくことでございますけど、それは当然やっていきたいと思っています。

済みませんけど、私、はっきり言いまして商店街のためにこういったのを打つものでは全然ございません。水俣のお金を回すことについて、こういったことを打っているものでございます。ただ単に商店街のところにお金が回るからとか、そういったものでこういった施策をやっているのでは全然ございません。水俣にお金が回っていくことが、そして消費が拡大することが、最終的には税金という形で水俣市に返ってくるわけでございますし、いろんな形で水俣の小売店、商店街以外の小売店も当然入ってくるわけでございますので、プレミアム商品券は、そういった水俣全体のお金を回すという認識をしていただきたいというふうに思っております。

それと、時期につきましては、それは議員のお考えで、来年やってもいいんじゃないかということだと思いますけど、先ほど言いましたように、後手に回ると余り経済効果もないというふうに、私はそういった思いでございますので、谷口議員の感覚と私の感覚が違うのかもしれませんが、私が今までずっとやってきた中では、やはりこういったものは先に先にやったほうがいいと

いうふうな思いでございます。

○議長（大川末長君） 次に、第5次水俣市総合計画第2期基本計画について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、第5次水俣市総合計画第2期基本計画についての御質問に順次お答えいたします。

まず、定住化の促進について、日本創生会議人口減少問題検討分科会の推計によると、全国1,800の市町村の約半分に当たる896の自治体で消滅の可能性が高いという、その中に水俣市も含まれるが、市の見解はいかがかとの御質問についてお答えいたします。

今回の水俣市の将来推計人口によると2010年には2万6,978人だった人口が、2040年には6,157人、約60%減少すると推定されております。しかし、ここ数年の水俣市の人口動態を見てみますと、転入・転出による増減数は以前からマイナスではありますけれども、ここ近年は減少数が少なく、つまり人口規模が少なくなってくると、その減り方も少なくなってきました。さらに、出生数においては、ここ10年ぐらいは200人前後で横ばいの状態を維持しておりますので、将来推計人口が示すほどの人口減少にはならないのではないかと考えております。

次に、定住化の促進、重点事業との位置づけの割には中身が相談件数年10件と低い目標設定となっているが、U J I ターン受け入れ体制の整備、地域おこし協力隊事業とはどのような事業なのかとの御質問についてお答えいたします。

指標の目標設定は、あくまで企画課窓口で直接相談がある件数を想定しております。実際には、庁内や各地域においてもっと相談があると思われそうですが、指標として企画課で把握できる件数を目標値として設定させてもらっております。相手方のある相談ですので、より相談しやすい体制づくりに今後さらに努めてまいりたいと考えております。

また、U J I ターン受け入れ体制の整備については、就職、起業、新規就農、住宅、子育てなどの支援制度を充実させることではありますが、まずは水俣で働けることをふやすことが重要であると考えております。現在は、新規就農支援事業や空き店舗対策事業、企業誘致対策事業などの就労支援を推進しており、水俣に定住していただくためには、さらなる制度の充実を図っていく必要があるものと考えております。

地域おこし協力隊事業については、都会を離れて豊かな自然環境や歴史・文化などに恵まれた地方で暮らしたい、地域おこしにかかわりたいという都市部の優秀な人材、つまり地域おこし隊員を新たな地域の担い手として受け入れ、地域力の維持・強化、地域の活性化を図っていくという取り組みです。具体的には、都市住民を受け入れ、地方公共団体から地域おこし隊員として委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援などのさまざまな地域協力活

動に従事していただき、地域の活性化に貢献してもらいます。

このように定住促進を図る対策については、それぞれ市内各課において対応している状況ですので、今後も市内で調整を図り、各自治会や地域団体等とも連携を進め、水俣へ移住を希望される方にもわかりやすく集約し、市内外へ向けて情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、企業誘致による産業振興について順次お答えいたします。

まず、企業誘致への取り組みの考え方につきましてお答えをいたします。

最近の国内の企業立地情勢を見てみますと、国内における工場等の立地は徐々に回復傾向にあるものの、新興国等の旺盛な需要に対応するため、依然として、生産拠点の海外移転が続いております。さらに、自治体間の誘致合戦の激化や用地確保への投資が困難なことなど、本市のような地方都市にとって、新規に工場等を誘致することは、ますます厳しくなるものと考えております。

一方で、最近地方におきましては、既に誘致している企業の研究・開発部門の誘致、IT・デザイン等の創作活動や地域資源を活用した事業、また、地域課題や社会課題の解決を図るコミュニティビジネスを展開する社会的企業等、高度な知識や知恵を用いて新たなビジネスを生み出していく企業の誘致や、そのような高い能力を持つ人材の誘致に力点を置いた取り組みが増加しつつあります。

これらに共通して言えることは、自然環境や地域社会とのつながりに恵まれた地方圏への立地が好まれるということであり、本市の環境は非常に適しているものと考えます。また、これらの業種は事業規模は大きくないものの、付加価値の高い製品、サービスの提供や地域と密接に関連した事業を展開しており、経済波及効果に加え、地域への知の集積、効果も期待されるほか、用地取得やインフラ整備にかかる投資も比較的安く済むものと考えられます。

本市といたしましては、これまでの誘致活動に加え、今申し上げましたような知的生産活動を行う企業、知恵を用いて本市の地域資源や特性を十分に活用する人材やビジネスの誘致も今後は必要であると考えています。

次に、産業振興戦略策定事業に係る視察候補地の取り組み内容についてお答えいたします。

本年度、策定予定としております産業振興戦略では、先ほど申し上げましたように、事業誘致・人材誘致の可能性を探るほか、就職や進学等で水俣を離れたものの、再び水俣に戻りたいと思われている方、また移住してこられた方が、仕事を持ちながら、安心して暮らしていくための仕組みづくりについても検討を行うこととしております。

今回、予算計上させていただいております視察の候補先としましては、このように移住や定住促進につきまして、仕事やなりわいという視点での取り組みが先進的なところを検討しております。

まず、1つ目の候補地としましては、本市とも深い縁がございます長野県飯田市を検討しており、特徴的な取り組みとしましては、ワーキングホリデー、結いターンプロジェクトが挙げられます。ワーキングホリデーとは、同市において90年代後半から行われてきた取り組みで、都市住民を招き、農家と寝食をともにしながら農作業を体験してもらい、就農と定住に結びつけることを目的とした取り組みです。

また、結いターンプロジェクトでは、進学や就職で一旦地元を離れた若者のUターン支援や市外からの移住者に対応するため、市役所に専門部署を設け、相談やマッチング、地元への就職に向けた若年者を対象とした地場産業に関するキャリア教育等、総合的に定住促進へ向けた取り組みを進めておられます。

2つ目の候補地としましては、徳島県神山町を検討しております。同町では、十数年ほど前から、若手の芸術家をまちに受け入れ、地域内の各所に作品を展示してもらう取り組み、アーティスト・イン・レジデンスが有志を中心に行われてきており、この活動に端を発した民間のNPOによる移住支援が功を奏し、現在では、大都市のIT企業のサテライトオフィスの立地や都市圏からの移住者が増加しております。特に、活動の中心人物である大南信也氏は創造的過疎という言葉を用い、過疎化を受け入れた上で、芸術・IT・デザインといったクリエイティブ人材の誘致を進めながら、自立可能な地域づくりを目指しておられます。

3つ目の候補地としましては、ふるさと鳥取県定住機構を検討しております。こちらは鳥取県が中心となって設立した公益財団法人ですが、県内への移住・定住に関する情報提供やコーディネート、就職支援、若年者のふるさと就職支援、無料職業紹介事業等、さまざまな取り組みにつきましてワンストップで対応できるような仕組みを構築されております。本市にとりましても、同機構の支援機能や取り組みは大いに参考になるものと考えております。

現状ではこれら3カ所の候補地から2カ所の訪問を検討はしておりますが、今後、戦略を策定していく段階で、より本市にとって参考となる事例につきましても研究を行いながら、視察先の選定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ただいまの答弁の中で、将来推計人口が示すほどの人口減少にはならないのではないかと考えると答弁いただきました。私もぜひそうあってほしいと願いますし、そのための政策を今の段階から打ち出す必要性を感じております。

さて、国も50年後に人口1億人を維持する政策目標を掲げ、少子化対策への予算配分を拡充するとしており、また、6月14日には地域活性化を推進するため、安倍首相みずから本部長とする地方創生本部を政府に設けると表明しました。都市と地方の交流や観光を通じたまちおこしの支援に省庁横断で取り組む狙いがあり、今月中に策定する新たな成長戦略に盛り込むと報道されています。具体的な地方活性化策として地方自治体が都市部から若者を誘致して定住を働きかける地域おこし協力隊について、2013年度978人の参加者を3年間で3,000人までふやす考えを示しました。まさに今回水俣が重点事業に上げた事業に対して、国がお墨つきを与えたようなものです。

私はこの地域おこし協力隊というのは、いわゆる海外青年協力隊みたいなイメージで捉えたんですけれども、ぜひ、水俣市もこの制度を積極的に進めていって、やる気のある若者を1人でも2人でも水俣に呼び込んでいただきたいと思います。

先ほど、就職、起業、新規就農、住宅子育てなどの支援制度の充実、何より働けるところをふやすのが重要と答弁されましたが、私もそのとおりだと思います。しかし、現在の状況は各課ばらばらで対策を打っている感が否めません。他の自治体に引けをとらない部分も十分あると思いますが、市民にそれが十分に伝わっていないと感じます。

そこで、今回安倍総理が示したように、市長みずからがリーダーシップを発揮し、常陸太田市のように少子化・人口減少対策課の設置や、現在ばらばらの各課の対策に横断的関係を図られてはいかかかと思いますが、その点について市長のお考えをお聞きします。

また、兵庫県養父市などは人口わずか2万5,000人の過疎のまちですが、安倍首相が進める国家戦略特区の指定地域に新潟市とともに農業特区指定されました。全国で6つの地域が指定された。これは昨年8月に総務省が募集した特区構想に自治体が手を挙げるという方法で募集が行われたけれども、水俣市もこのような特区構想に積極的に手を挙げる自治体であってほしいと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

企業誘致による産業振興については、先ほど答弁にあった移住や定住促進の先進事例について、実は先月我々も徳島県神山町に視察に行っていました。過疎化の進む山間の小さなまちに芸術やITを使って、手に職のある人材を戦略を持って移住、またはサテライトオフィスを誘致するといった内容でした。大変興味深く学んできたわけですが、私もどの自治体でも工場型企業の誘致をあの手この手の補助金を出して競い合う中、今後は大規模な工場などの誘致は実現性に乏しいと、先ほどの産業建設部長の御意見にも同意する部分があります。もちろん、その努力は続けなければなりません。しかし、先ほど申し上げたように、ITを駆使すれば、住むところは都会に限定されなくてもよいという働き方が広まりつつあるわけで、実際の、都会の喧騒を離れて田舎暮らしをしながら、生活の糧はITで稼ぐといった働き方や価値観が徐々に広がり始めています。そのような人の中から、将来、ビルゲイツのような人があらわれないと

も限りません。クリエイティブな仕事をする若者を、自然豊かで海と山の温泉があり、知的好奇心をくすぐる要素もたくさんあるこの水俣に移り住んでもらうのは大変将来性のあることと思います。

そこで、知的産業などの誘致に今後地方の自治体は積極的になっていくと予想されますけれども、そのためには高速ITインフラなどの整備が必要と考えますが、市はどのように考えるかお尋ねします。

以上です。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 少子化等の課の統合とか、いろんな横断的なものということでございますけど、これは機構改革等を、本来は自分が入った時点で組織を動かしたかったんですけど、ちょっと時間的なものもございませんでしたので、今、担当をつけて機構改革のほうもちょっと進めさせていただいたところでございます。

特区等は、まだ今から私のほうもいろいろ調べさせていただいてやっていければなというふうには思っておりますし、知的産業の高速インフラは…ですね、それと地場企業の誘致に関しましては、誘致が難しいというのはもう今、なかなか…

（「議長、それは市長には求めています」と言う者あり）

○市長（西田弘志君）（続） いいですか、じゃ以上です。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 今お尋ねのありました水俣市における高速ITインフラの整備についてということでございます。徳島を視察されたということで御承知かと思いますが、徳島の場合は県のほうで地デジの難視聴地域の対応という形で、県の事業としまして県下全域に光ファイバーを敷設したということでお聞きをしております。

熊本県の場合は、そういった県で全体的にカバーするという事業はないということ聞いております。水俣市におきましても、市の中心部につきましては既に民間レベルでファイバーが敷設をされておるとことでございますけれども、どうしてもやはり山間地域につきましては、今のところ民間レベルではそういった計画はないというようなところでございますので、公設でいくのか、あるいは民間事業がされる中で補助金を負担するのか、いろんなやり方があるということでお聞きをしておりますが、今後ちょっとこころり辺も含めまして研究をさせていただければと思っております。また、ちょっと現実的に方針が定まっているというところではございませんので、研究をさせていただければと思っております。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 時間もないので次の項目も進めたいので、ぜひ、この高速ITなどのインフラ整備は、恐らく今後地方自治体はそういった部分に乗り出してくるのではないかと非常に予想されますし、工場型の立地はそれはあるにこしたことはありませんが、なかなか厳しいというのは私も肌で感じますし、その努力は続けていかななくてははいけません。今後はそういったクリエイティブな仕事、そういった部分にも目を向けていただきたいなと思って、これは要望として終わります。

○議長（大川末長君） 次に、市民の声からについて答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、市民の声からについて順次お答えします。

初めに、花火大会についてのうち、まずことし花火大会が実施されない理由は何かとの御質問にお答えします。

水俣の花火大会は、湯の児地区やエコパーク水俣など水俣市内でこれまで50回以上に渡って行われてきた歴史と伝統があります。特に湯の児地区での花火大会は県内でも珍しい海上での花火大会ということで、湯の児温泉に宿泊された方や市民、近隣市町の方にも楽しんでいただく本市の夏の風物詩として開催されてまいりました。これらの花火大会は、これまでみなまた観光物産協会が事業主体となり、市内企業からの協賛金や本市からの補助金等を財源に開催しておりました。しかし、ここ数年さまざまな課題があり、ことしは花火大会を開催しないことになりました。

その原因といたしましては、まず、社会情勢が年々厳しくなり、協賛金がなかなか集まりにくい状況になっていることが挙げられます。平成24年度は全事業費378万3,700円のうち、一般協賛金及び募金が約154万9,000円、みなまた観光物産協会の自己負担金が81万2,000円、水俣市の補助金が131万2,000円となっておりますが、この協賛金は、平成22年度は約197万円でしたので、2年で約43万円の大幅な減額となっております。

次に、駐車場の問題があります。湯の児地区全体で、数年前まで900台程度の駐車場を確保し、見物客に対応しておりましたが、要崎においてメガソーラー発電施設が立地したことから、駐車場が300台程度減少しました。また、これまで花火大会を担ってこられたみなまた観光物産協会が協会単独での運営は厳しく、実施体制の問題もあることなどの状況も踏まえ、本年は花火大会の中止を決定されました。

次に、来年以降の見通しはどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

市としましては、花火大会は長い歴史がある夏の風物詩であり、多くの市民が楽しみにしているイベントでもあることから、来年の開催に向け、みなまた観光物産協会や商工会議所などの各種団体、湯の児地区の皆様などと協議を重ねながら、一つ一つの課題を解決していきたいと思っております。

次に、日本一長い運動場について順次お答えします。

まず、利用者の数は把握しているかとの御質問にお答えします。

利用者の数につきましては、調査しておりませんので、把握をできておりません。

しかし、通勤・通学や健康づくりのためのウォーキング、ジョギングをされている方などで毎日、多くの方々に利用されていると認識しております。

次に、のり面を含む維持管理はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

市で管理する道路は総数427路線、実延長約330キロメートルあり、このうち日本一長い運動場は、約13キロメートルになります。その日本一長い運動場の維持管理作業の多くは、道路の通行や隣接地に支障が出るところの草刈り、倒木の伐採処理、外灯の球がえ、側溝の土砂撤去などであり、地域住民の方の御協力や職員による対応、シルバー人材センター等への委託により行っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 花火大会については、市長も民間出身で花火大会の思い入れはあられると思いますので、担当課任せにせずに、市長も人脈をフルに活用して、来年度、再開に向けて努力していただきたいと思います。これは要望で終わります。

日本一長い運動場についてですが、どこの市道もそうでしょうか、除草作業などは、地域住民やボランティア団体の協力なくしては維持管理は難しい現状があります。しかし、日本一長い運動場ののり面は旧国鉄から引き継いだためか、のり面の表面にはいわゆる線路の敷石のような砂利が表面に敷き詰められており、傾斜のあるのり面で草刈り作業を行う場合、地域住民の高齢化などもあり、滑りやすく作業がしにくく大変危険であります。維持管理がしやすいように防草シートなどを張ることなど考えられないかお尋ねします。

次に、旧水俣高校グラウンド横ののり面ですが、現在、水俣高校野球部の保護者の皆さんが草刈りをしていただいております。旧第三中学校グラウンドののり面ですけれども、あそこは階段状に工事がしてあり、除草作業は安全にできて、さらに試合を観戦する際にはベンチがわりに利用でき、非常に重宝します。維持管理がしやすいように、除草作業の安全性も加味して、旧第三中学校グラウンドのようなのり面を旧水俣高校グラウンド横ののり面に設置できないか尋ねします。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 2点お尋ねをいただきました。

まず1点目、防草シートの件でございますけれども、昨年もそういった防草シートの御要望がございまして、一部の地域につきましては、防草シートをお配りさせていただきました、地域の

方に張っていただくというようなことも行っております。ただこれは、全面、全線ということになりますと、総延長かなり距離がございますので、財源等の問題もありまして、対応につきましてはなかなか厳しいかなと思っておりますが、優先順位等も踏まえながら、予算の範囲内でできる限りやっていきたいと思っております。

それと2点目が、旧水俣高校グラウンドののり面を旧第三中学校ののり面のように平面に階段状にできないかというようなことですが、これまで水俣高校の保護者の皆様にはそういった形で御協力いただきまして、大変感謝をいたしたいと思っております。

ただ、こういった形で地元の方々の御協力がなければ、なかなか道路ののり面等の維持管理というのはできないかと思っております。防草シートと同じように限られた予算の中でということになりますので、階段状にしますとこれもかなりの工事費がかかるということですが。維持管理につきましては、そういった危険性あるいは緊急性等を勘案しながら、必要性の高いところからやらせていただくというところがございますので、現時点ではかなりベンチ式にするというのは難しいということと考えております。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 日本一長い運動場について、再度質問しますが、今回この問題を取り上げるに当たり、インターネット等でいろいろ調べてみました。すると、県外からわざわざこの道路に来て、自転車で走るためにサイクリングに来て走る様子を動画でYouTubeに投稿している人がおりました。ほかにもブログなど多くの投稿がヒットしました。そのほとんどが田園風景の中を走る自転車歩行者専用道路をすばらしいと評価するものばかりでした。

また、市内から散歩やランニングで利用されている市民の方々も多くいます。今後、この道の利用価値として、第5次総合計画にある重点事業、花と緑のまちづくりの中で日本一の花と緑の散歩道兼サイクリングロードとして、のり面にツツジ、アジサイや、芝桜を植えたり、藤棚のトンネルをつくって活用したらどうかと思います。そうすれば、ただ草刈りするよりも、花の管理のほうが地域住民のボランティアの意欲も湧くと思いますし、東部地域の連携にも一役買うと思いますが、どのように考えるかお尋ねします。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 運動場の中にツツジを植えたりとかいうようなところでの御提案いただきましたが、実際ツツジを植えますと、植えたことによって間に生えてきた草を取ったりとか、そういったまた別の手間がかかってくるというような状況もございますので、今、うちのほうで維持管理等々も進めておりますが、なかなかそこらについての対応は難しいかなというようなことと考えております。ただ、植栽等あるいは後の維持管理も含めまして、そういったことを担っていただけるような団体等のもし申し出があれば、そういったところとも連携をとりなが

ら、どういったことが支援できるかというのも検討させていただければと思っております。

○議長（大川末長君） 以上で谷口明弘議員の質問を終わります。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時5分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の川上紗智子でございます。

最後ということで、よろしくお願いします。

今回の議会、これまで5人の方が質問をされてきましたけれども、聞けば聞くほど今というときが原子力発電所の問題、それから集団的自衛権の問題、この2つをとって考えてみたときに、今、この時代に生きている大人の責任が、また大人の決断がこれほど問われているときにはないんじゃないかというふうに思います。

修学旅行で長崎に行ったときに長崎原爆資料館を見ました。何てひどい戦争だったんだろう、何でこんな幼い子どもたちが犠牲にならなければならなかったんだろうか、誰がこんな戦争をしたんだ、怒りとそれから悲しみ、それから恐怖があったことを覚えています。でも、そういう思いをした後で、日本国憲法を学んだときに、だからこの憲法をつくったんだなというのをしっかりと実感したことを覚えています。

政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が存することを宣言し、この憲法を確定する、そして憲法9条で、もう二度と海外で戦争をしない、武力は持たないと書いてあります。

知覧の特攻平和記念会館に行ったときも同じ思いがしました。怒り、悲しみ、けれども、日本にはこの憲法がある。この憲法をしっかりと守って、この方向へ実現していけば、二度とこんなことはしないんだというふうに私は確信をしていたんですが、最近、最初は憲法そのものを変えようということで、総理大臣のほうから言い始めて、憲法を変えるための法律をつくってきました。けれども、それではどうもうまくいかないということで、今行われようとしているのが内閣の解釈を変えて憲法の中身を変えようとしています。えーって思いました。皆さんはどうだったでしょうか。そんなに憲法って簡単に換えられるんですかというふうに思いました。

公務員は、天皇から始まって、内閣総理大臣、そして国家公務員、国会議員、地方の議員、地

方公務員、全て憲法を尊重し、擁護する義務を負っています。そういう人たちが憲法改正を言う権利はないというふうに憲法の世界では、そういう解釈がされています。なぜなら、それらはみんな憲法によって縛られる側、権利を制限する側にいるからです。唯一憲法改正を言えるのは、国民だというふうに言われています。今行われていることは、一体何なのでしょう。

きょうの新聞では、どうも公明党がまとまらなくて賛成しないから、22日までには閣議決定はできないだろうというような新聞記事が踊っていました。そこで安心しているわけにはいきません。もし閣議決定されれば、本当にこの日本は180度変わってしまうというふうに言っても言い過ぎではないんじゃないかと思うんです。戦争をしない、海外で戦争をしない国から海外で戦争できる国になってしまう。今本当に考えて私たちは行動しなければならない、そういう思いを持って、きょうは質問させていただきます。

安倍首相が異様な執念を燃やす集団的自衛権の行使容認に、自民、公明の与党による密室協議が国会を蚊帳の外に置いて、国民の不在のまま加速をしています。歴代内閣は、戦争を放棄し、戦力の保持を禁じた憲法9条のもとで許される自衛権の発動は、日本に対する急迫不正の侵害、日本への武力攻撃が発生したことを要件にしてきました。一方で、集団的自衛権の発動とは、他国への武力攻撃があったとき、日本が一緒になって武力を行使することを内容としており、9条のもとでは許されないとしてきました。この憲法解釈は自衛隊ができた1954年以来今日まで、ただの一度も変更されていません。今、与党協議の場に出ている、自民党から出されている提案は、海外で戦争しないという戦後日本の出発点を根幹から否定するものとなっています。

こんな中で、自治体の長の皆さん方、中でもこの問題についての積極的な声、反対の声が上がっています。なぜかといえば、戦争で脅かされるのは地域住民の命です。住民の命を守ること、それが究極的には自治体の長の役目だと私は思います。だからこそ、いろんな方がいろんな立場を超えて発言をしていらっしゃるのだろうと思います。

例えば、広島市の松井市長は、広島市議会の平成25年度第3回定例会の一般質問において、このように答えていらっしゃいます。

集団的自衛権の行使については、歴代の内閣において我が国を防衛するための必要最小限度の自衛権行使の範囲を超えることから、平和主義を掲げる現行憲法下では許されないという解釈が維持されてきております。現在の平和な日本があるのは、こういった解釈を踏まえた外交政策が展開され、また、それを多くの国民が支持してきたからであるというふうに考えており、そのこと自体、重く受けとめるべきであると考えております。

したがって、国に対しては今後とも憲法99条に規定する憲法尊重擁護の義務を負っている者として、憲法前文において、日本国民が全力を挙げて崇高な理想と目的を達することを誓っていることを踏まえた対応をするよう求める立場を維持していきたいというふうに考えておりますと、

このように議会で答弁をされております。そこで、西田市長の政治姿勢について伺います。

1つは、政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使の容認について、市長の見解はいかがでしょうか。

また、2つ目は、立憲主義についての市長の認識はどうでしょうか。

次に、新幹線鉄道の騒音・振動問題についてお尋ねします。

この問題では、これまでも何度か私は取り上げてきました。市の職員、担当課の皆さんが直接住民のところに出向き、話を聞き、写真も撮り、しっかりとした資料をつくり、また市として鉄道・運輸機構やJR九州に申し入れするなどしていただいております。私も何度か鉄道・運輸機構やJR九州に申し入れに参りましたが、振動や騒音の測定値が環境基準を下回っているにもかかわらず、こんなにひどい被害が出ているんだということを市の職員が見つけた資料を見せて話をしますと、しっかりと耳を傾けてくれる担当者もおられました。しかし、現在のところ、騒音振動の問題が軽減したという事実は残念ながらありません。

そこでお伺いします。市として今年度この問題についてどう取り組んでいこうと思っていられるのでしょうか。

2つ目に、今後の騒音振動測定計画はどうなっているのでしょうか。

次に、この新幹線鉄道の騒音振動問題についても大きく関係がありますが、新たに出てきた問題についてお尋ねをいたします。フリーゲージトレイン走行試験計画の問題です。フリーゲージトレインとは、線路の幅の違う在来線と新幹線の線路、どちらでも走れる車両のことですが、それが開発をされ、長崎のほうの新幹線で使われようとしています。そのための事前の走行試験を熊本・鹿児島中央間の在来線と、新幹線の線路を使ってやるというものなのですが、このことについてお尋ねをしたいと思います。

1つ、この計画について、市はいつ、どのような説明を受けたのでしょうか。

2つ目、鉄道・運輸機構、JR九州が、沿線住民に対して説明会を私はずひ行うべきだと思いますが、市はどのようにお考えでしょうか。

次に、就学援助についてお尋ねをします。

昨年の8月から生活保護の基準が切り下げられ、それに基づいて基準をつくっている就学援助を受ける対象範囲が狭められている自治体も出てきているようですが、水俣市はどうでしょうか、お尋ねをいたします。

また、本市の就学援助支給品目はどのようなものでしょうか。そしてその単価には、4月から上がった消費税増税分が加算されているのでしょうか。

最後に、給食費の無償化についてお尋ねをいたします。

1つ、学校給食の無償化について、水俣市はどのように考えているか。

2つ目、熊本県内における学校給食の完全無償化及び一部補助を行っている自治体並びにその内容はどのようなものかお聞かせください。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の政治姿勢については私から、新幹線鉄道の騒音・振動問題については福祉環境部長から、フリーゲージトレイン走行試験計画については総務企画部長から、就学援助について及び給食費の無償化については教育次長から、それぞれお答えいたします。

初めに、私の政治姿勢について順次お答えします。

まず、政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使の容認について私の見解はどうかという御質問にお答えいたします。

憲法と自衛権をめぐる政府の見解は、戦後さまざまな変遷を経て、現在では、直接国が攻撃された場合に限って個別的自衛権が例外的に認められるとして運用されています。集団的自衛権の行使については、憲法の解釈の見直しにより容認しようとする動きがありますが、このような重要な問題を解釈の見直しにより解決しようということにはさまざまな意見が出ているところでありますので、やはり、幅広い国民的な議論を踏まえた上で、慎重に対応すべきものであると考えております。

次に、立憲主義について私の認識についてお答えいたします。

立憲主義とは、憲法によって国家権力を制限し、個人の権利・自由を保護しようという、これまでの歴史の変遷から生まれた考え方であると認識しております。このたびの集団的自衛権を発端とした憲法論議については、国民が安心して暮らせる社会づくりのため、国民的な議論が高まることを期待しております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございました。

自治体の市町村長さんたちの動き、全国的に本当にいろんな方が発言をされておりますけれども、特に目立つのが北のほうです。東北ではいろいろな方々が山形県、宮城県、秋田県、市町村長さんたちが集まって、これだけは許せないということでアピールも出されたりしています。

これは東北6県市町村長のアピールなんですけれども、私たち市町村長の究極の使命は住民の命と暮らしを守ることです。住民を殺す戦争は絶対に反対です。そのためにこの会を結成しましたというようなことで、今、物を言わなければということで声を上げていらっしゃるというふう

に思います。残念ながら、南のほうではなかなか余り目立ってはいないというふうに思っているんですけれども、ぜひこの問題については、はっきりと物を言っていただけないかなというふうに私は思っています。

この問題の解釈会見でやっちゃおうというようなことが言われ始めたときに、私の頭に浮かんだのは、私ごとですけれども、自分の息子が戦場に行くことになるんじゃないかというふうに、前もちょっと思ったことがあるんですが、今度はいよいよかなと、このままいけばというふうに思いました。同時に、今自然災害がとつてもいろんなところで起きています。そのたびに若い自衛隊の皆さん方が災害現場に来て、いろんな活動をして、被害に遭った人、現地の自治体の人たちを私は励ましているというふうに思います。

そういう自衛隊員は住民の皆さんの命を助けるために何とか役に立ちたいと思って、具体的にはわかりませんが、そうじゃないかと思うだけですが、助けたいと思ってやっていらっしゃると思うんです。これまではそういう自衛隊の皆さん方は憲法9条があって、武力行使はしない、戦闘行為がある戦場には行かないということで、自分も殺されることはなかったし、相手の敵の兵士も殺すことはなかったわけです。だけど、今度本当に変わってしまえば、海外に出て行って相手の国の敵の兵士を殺すことになるかもしれない。自分も命を失うかもしれない。今で言えば、兵士ではなくて何にも罪のない市民を殺してしまうことだってあり得るといふ戦争です。そういうことを本当にさせていいのかという思いがふつふつと湧き起こってきました。

けれども、NATOの諸国は、集団的自衛権の行使ということで行きました。やっていた仕事は後方支援活動ですけれども、たくさんの人たちが犠牲になりました。それに加えて、NATO軍の空爆によってアフガンの市民の人たち、兵士じゃない人たちがたくさん命を落としました。生きて帰ってきたNATOの兵士の皆さん方の中には、PTSDという精神的に参ってしまって病気になる人たちもいて、そして自殺をする人たちもいるということが報道をされています。

戦争というのは、そういうものだということを改めて考えたときに、軽々しくやっている今の安倍内閣のやり方をきっぱりととめなければいけないというふうに思うんです。ぜひ、いろんな立場の違いを超えて、私たち日本共産党、皆さんと力を合わせてこの動きをとめたいというふうに思っています。市長におかれましては、水俣市民の命を守る、暮らしを守るという立場で言うべきときにははっきり物を言っていただきたい、このことをお願いしてこの質問は終わります。

○議長（大川末長君） 次に、新幹線鉄道の騒音・振動問題について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に新幹線鉄道の騒音・振動問題についてお答えいたします。

まず、市として、今年度どう取り組んでいくのかとの御質問にお答えします。

本市としましては、住民の皆様が実際に新幹線鉄道による騒音・振動について困っておられることは十分お聞きしております、住民の皆様の不安を解消していくことは市の責務であると考えております。昨年は、JR九州や鉄道・運輸機構に対して当時の宮本市長が直接申し入れを行っておりますので、引き続き、西田市長からも機会を捉えて申し入れ等できないか考えております。

次に、今後の騒音・振動測定計画はどうなっているのかとの御質問についてお答えします。

騒音・振動測定については昨年度も実施しておりますが、本年度も環境省が定める新幹線鉄道騒音測定評価マニュアル等に準じて、昨年と同一地点において実施する予定であります。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 部長は直接住民の方の話を聞かれたことはありますか。八代市も相当被害があるんですけども、水俣市はトンネルの部分とかも結構あって、水俣市民でいえば、ごく限られた地域での問題ではあるんです。けれども、夜眠れない、一回起きたらもう寝れないとか、布団では寝れない、ベッドにしないと振動で寝れないとか、そういうことを言っている方のお家の犬走りには亀裂が走っている、壁にはひびが入っているというようなことがあっているわけです。私も最初聞くだけだったんですけど、行って見て、やっぱりそこに住んでいけば、それは大変な問題なんです。振動の被害は恐らく年月がたてばたつほど、高速で走る新幹線がふえればふえるほど、ひどくなるんじゃないかなという可能性はあると思います。ただ、今の現状を私はぜひ見ていただきたいなというふうに思いますので、機会がありましたら、部長も出向いていただければなというふうに思います。

それで、ことしも騒音の測定、振動の測定をしていただくということで、本当にありがたいことだというふうに私自身は思います。なぜならば、環境基準で物を言うと、騒音の基準も振動の基準も基準より下だということになるんです。それは振動の基準がそもそも私は高過ぎるんじゃないかというふうに、人が住むのに妥当な基準なのかというふうに思います。基準はさておき、実際に被害が出ていけば、どうにかすべきだということになると思うんです。だから、実態をまず市が調べていただくというのは、本当に個人ではそんな測定はできませんので、住民の皆様さん方にとっては頼りになる存在だなというふうに思いますので、ぜひ答弁にあつたとおり、ことしも測定をしていただきたいなというふうに思います。

担当課の方の話によると、そもそも夜中に走る新幹線の環境基準はないんだというふうにおっしゃったのを聞いて私はびっくりしました。夜中に回送列車とかも走るんですが、その環境基準はない。環境基準がないから、夜中に測定をしても比較するものがないんですとおっしゃったんですけども、そうであっても、夜中に走る新幹線があれば測定をしてもらえないかというふ

うに考えています。ぜひ、これは御検討していただきたいというふうに思います。

それと、やはり騒音・振動測定は時間がかかりますし、その場にずっといなきゃいけないということなどありますので、人数的には人も必要かと思いますが、ぜひ手配をして、体制をとっていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

以上でこの問題は終わります。

○議長（大川末長君） 答弁要りますよね。

（「何か決意があれば、ぜひ」という者あり）

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長、答弁ございますか。

松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、直接行ってみたいことはないかというようなことですけれども、実際にまだ私も行って見たことはありません。担当の話の聞いたりとか、写真とか見て、文書的には知っておりますけれども、実際には見ておりませんので、直接私も実態を見ていきたいと思えます。

○議長（大川末長君） 次に、フリーゲージトレイン走行試験計画について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、フリーゲージトレイン走行試験計画について順次お答えいたします。

まず、この計画について市はいつ、どのような説明を受けたのかとの御質問にお答えいたします。

本市は、本年3月13日に本市企画課において、フリーゲージトレイン走行試験を行うことについて説明を受けております。内容については、鉄道・運輸機構の担当者から、今後開業予定の長崎新幹線においてフリーゲージトレインの使用を予定しているため、JR九州にお願いして、ことし8月から九州新幹線八代以南についても走行試験を行うことにしたとのことでございました。

具体的には、2つの試験があり、1つ目が性能確認試験で、試験車両の性能確認及び線路などへの影響確認のための試験です。試験走行は4月から八代以北で始まっておりますが、水俣においては、九州新幹線を利用して8月上旬から始まり10月中旬にかけて行われます。時間帯としては、営業時間が終了した夜中の0時から午前4時ごろ、1日1ないし2往復で、週に2ないし3日程度行われます。また、速度については時速270キロメートル以下の走行で行うとのことでした。

2つ目の試験は、営業時間帯の走行試験です。車輪などの部品や軌道の磨耗やこれに伴う走行状態などの必要なデータの収集・分析を行うための耐久走行試験とのことです。水俣においては、本年10月下旬から平成29年3月末まで新幹線を利用して、1日最大3往復程度、時速260キロメー

トル以下での走行となり、営業時間の午前6時から深夜0時ごろまでの予定とのことです。

次に、鉄道・運輸機構、JR九州が沿線住民に対して説明会を行うべきと思うが、市はどう考えるかとの御質問にお答えいたします。

九州新幹線においては、新水俣駅近くの住民の方などが騒音や振動において不安に思っておられるとお聞きしておりますので、市といたしましても、鉄道・運輸機構に対して、市民への周知をお願いしましたところ、6月15日号の広報みなまたにおいて、フリーゲージトレインの夜間走行試験についてのお知らせを鉄道・運輸機構が掲載しているところです。説明会の開催については、関係する沿線自治体の動向を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 部長にお尋ねしますが、フリーゲージトレインの走行試験の説明を受けられて、住民にとってどこが問題だというふうにお考えになったのでしょうか、それが1つです。

それと、お尋ねですが、新幹線の最高速度というのは時速260キロメートルだったというふうに私は思っています。それが今度は最高時速270キロメートルまで出すということで、これはすごいなと思うんですが、これって大丈夫なんだろうかというふうに思うんですけど、そして期間が8月上旬から10月中旬というふうに広報には書いてあります。時間は午前1時から4時ごろの夜間と書いてありますが、いわゆる深夜に走ることになるんです。

それで、8月上旬から10月中旬とあるけど、いつ走るんでしょうか。それと、1時から4時ごろとありますが、何時に走るんでしょうか。また、実際に走る前には、住民に対していつ走ります、何時ごろ走りますというお知らせはあるんでしょうかというのを、まず2回目の質問としてお聞きいたします。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 第2回目の御質問でございますけれども、まずどこが問題かということでございますが、直接私も申し入れをお聞きしているわけじゃございません。今回の質問で、新聞にもございましたけれども、その辺ちょっと勉強させていただきましたが、まずどこが問題かという前に、本来、九州新幹線じゃなくて長崎のほうに走ること、何か大前提としてまだ長崎県と、それから佐賀県の対応が違っている、考え方が違っているというようなこともございます。

そのようなこともございますので、果たしてこの試験をどう利用できるのかというののもちょっと私も個人的にはわからない部分でございますけれども、まずはやはり時間外に深夜になりますし、そうなれば当然やはり音というのも今まで以上に問題になる可能性はあるのかなと、そういう面です。ただ、やはりこれは長崎地区の方にとっては、望まれていることであるならば、ど

こかで試験をする必要がございますので、果たしてこちらのほうの住民の犠牲にならないように試験をできれば一番ベストじゃないかなというふうには感じております。

それから、時速270キロメートルのスピードの問題でございますけれども、確かに新幹線の上限の制限というものもございますので、それが時速10キロメートルを超えたときにどのような影響があるのかというのは、私も専門家ではございませんので、よくわかりませんが、そこにつきましては十分そのような影響がないように運転をやっていただければなというふうには思っております。

それから、いつ走るのかとか時間についてでございますけれども、これについては全然うちのほうにはまだ情報等ございません。それと、お知らせについてもどのようになるのかということも、まだ現在はつかめておりません。これでよろしいでしょうか。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 確かにこのフリーゲージトレインを長崎のほうで走らせることについては、賛否が分かれているようで、実際に走るのかどうかはまだ本当にわからないという状況だと思います。それなのだという気持ちは私もすごくありますけれども、そもそも騒音と振動の問題というのは、開業当時からなかったわけじゃないと思いますけど、全線開通してから、通過列車がふえてから特にひどくなっているんです。そういう意味では、これは試験ではありますけど、通過列車がふえる。しかも今までより時速10キロメートルオーバーの列車が走るということですので、未知の分野に入ることになると思うんです。ですから、どんなことが起きるかわからないなと私は思っています。

今でさえ、先ほども言いましたけれども、いろいろな生活上、大変だということがある。そこに加えて重ねて、こういう試験をその地域でやるというのはいかがなものかということで、先日は市長に対して、ぜひこんなことは夜中にやるのはやめてほしいとか、制限速度は時速270キロメートルも出すのはやめてほしいとか、そういう申し入れをしてほしいという申し入れを私たちのほうはしておりますけれども、それはどのように検討をされているかということをお尋ねしたいのが、3回目です。

それともう一つは、この広報に載せてくださったのは、やっぱり市の担当者の方が言ってくださったから載せたというふうに思います。八代市のほうはこういうことはしていないんです。ただし、八代市の住民運動はすごく広範囲にあるものですから、自治会長さんたち何人かで集まって交渉もしていらっしゃると思いますので、自治会の集まりにちょこっと来て、おまけのように説明をしたみたいなんです。だから、こういうふうきちんと広報には載せていないというふうに聞いておりますけれども、ただ、これを見てもわからないと私は思います。まず、これを開くかというのがとても心配です。

実際に関係する人たちにきちんとこの情報が伝わるようにするためには、どうしたらいいかというのをぜひ鉄道・運輸機構などにまで行って、声を上げてほしいんですけども、先ほど私が質問したことについて情報がないというお話でしたが、その情報は一番住民にとって必要な情報なんです。教えるか教えないかはわかりませんが、ただ、いろんな質問が来ても市では答えられないことがあるのは当たり前だと思うんです。だからこそ、先ほど説明会のお話をしましたけど、ここに載って、こういう情報が市民に渡ればいろんな疑問がわいてくると思います。鉄道・運輸機構の電話番号は書いてありますが、やっぱり高齢者の人たちが電話して言うというのは大変だと思うんです。わからないこともわからない。きちんと関係する住民の皆さん方に説明をする場を持つように、沿線の動向を見てではなくて、一応水俣としてぜひするように申し入れをしてほしい、要望してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。ぜひ、やっていただきたいということで3回目の質問とします。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 第3回目の御質問でございますけれども、住民への周知につきましては、直接市のほうも要望していきなと思っております。議員さんのほうから申し入れがございました件につきましては、その後の対応と考へまして、また検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、就学援助について答弁を求めます。

福島教育次長。

（教育次長 福島恵次君登壇）

○教育次長（福島恵次君） 次に、就学援助について順次お答えします。

まず、生活保護基準の引き下げに伴って、就学援助の対象範囲を狭める自治体があるようだが、水俣市はどうなっているかとの御質問にお答えします。

就学援助は、生活保護を受給している要保護世帯と市がこれに準ずると認めた準要保護世帯の児童・生徒が公平・平等な教育を受けられるよう、市が保護者に対し援助を行うものです。議員御指摘の生活保護基準額の引き下げについては、平成25年8月に行われております。本市の準要保護世帯の認定基準は、世帯の収入が生活保護基準額の1.3倍以下を目安としておりますので、その影響が懸念されましたが、今年度の認定審査の結果、非該当となった世帯はありませんでした。また、もし、この基準を上回る世帯があったとしても、失業等による経済状況の急変により、援助が必要な場合もありますので、金額のみにより該当・非該当を決定するのではなく、民生委員や学校長の所見も踏まえ、総合的に判断するようにいたしております。今後も児童・生徒が安心して学べるよう適切な対応をしてまいりたいと思っております。

次に、本市の就学援助の支給品目は何か。また、その単価は4月からの消費税増税分が加算さ

れているのかとの御質問にお答えします。

本市では現在、就学援助の支給品目として学用品費、通学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、医療費を支給しております。これらの単価につきましては、ことし4月に消費税率が引き上げられたことに伴う増額改定がなされており、例を挙げますと、小学校の学用品費が年額1万1,100円から1万1,420円に、校外活動費が1,510円から1,550円に、修学旅行費が2万600円から2万1,190円に、同じく中学校の学用品費が2万1,700円から2万2,320円に、校外活動費が1,510円から1,550円に、修学旅行費が5万5,700円から5万7,290円にと増額となっております。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 就学援助の支給品目で、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費というのが生活保護の基準の変更に伴って、2010年度から国のほうとしては加えるというふうに言っているようにすけれども、これがないというのは何か理由があるのでしょうか。

○議長（大川末長君） 福島教育次長。

○教育次長（福島恵次君） 1つ確認ですけれども、クラブ活動費というのは、全国で名前、名称が違うと思います。これは部活動費と捉えてよろしいですか。

議員御指摘の支給品目については、平成22年4月に要保護世帯の児童・生徒の生徒分は国庫補助の対象と認められております。それに伴いまして、要保護世帯に対しては、生活保護の制度から教育扶助費という形で、今おっしゃられた品目については支給が行われております。また、準要保護世帯に対しても、これまでの支給は指摘のとおり行っておりませんが、認定基準が水俣市では生活保護基準額の1.3倍以下というふうに定めておりますので、生活保護基準額を超える収入を一定額認めておりますので、その分に対応していただけるんじゃないかなと判断をしているところです。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 実際に就学援助を支給されている家庭ではどうなのかということはお聞きになったことはあるんでしょうか。今、消費税も上がって、いろんな意味で生活が楽になることはないというふうに思うけれども、できれば、出せるものであれば出していただいたほうがいいのではないかというふうに思いますが、検討のほうはされる余地はあるでしょうか。

○議長（大川末長君） 福島教育次長。

○教育次長（福島恵次君） お尋ねの実際、対象となられている家庭に聞いたことがあるかというのは、現在支給していない準要保護世帯のPTA会費、部活動費ということについてということですか。それについては、聞いたことはございません。しかし、単に支給する支給しないではな

くて、対象家庭と学校と、あるいはこういう教育行政としっかり内容を把握していくということは重要だと思いますので、その辺については、行政として実際の状況についてお話しする機会は今後持ちたいなと考えているところです。

それから、出せるものであればということですけど、現時点では、これらの品目についての必要保護世帯への支給は考えておりません。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、給食費の無償化について答弁を求めます。

福島教育次長。

（教育次長 福島恵次君登壇）

○教育次長（福島恵次君） 次に、給食費の無償化について順次お答えします。

初めに、学校給食の無償化について本市はどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

本市の給食費は小学校1食225円、中学校1食265円で県下でも安価な給食費で運営をしております。さらに、今年度は消費税増税後も給食費は値上げせずに、地元産の野菜や安い食材を使用するなど、安くておいしい給食を提供することに努力しているところです。現時点での給食費無償化は考えておりません。

次に、県内における完全無償化及び一部補助を行っている自治体並びにその内容はどうかとの御質問にお答えします。

県内には現在のところ完全無償化を実施している自治体はございません。一部補助を行っているのは、近隣で言いますと山江村、相良村、県北の南関町など14町村となっています。内容としては月額80円から2,000円までの定額補助となっています。その他2町村では、米代を全額補助、地元食材に年間40万円の補助している自治体もございます。14町村のうち、調理場の規模が1,000食から3,000食の町村が3、あとは500食以下の規模の町村が11でした。給食費の一部補助については、他市町村の場合も、本市と同規模の給食センターでは実施していないという現状であります。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 今の答弁で給食費の無償化についての基本的な考え方を意向も含めてお聞きしたつもりだったんですけど、できるかできないかという問題ではなくて、この問題をどういうふうに捉えるかということで答えていただきたかったんですが、前回私が質問したときには、学校給食法で施設とか人件費については自治体が負担するようになっているんだ、食材については保護者負担と書いてあるというふうに言われたんです。ところが、私はそのとききちんと反論できな

かったんですけれども、よそでは全額補助しているところとか一部補助しているところとかあるわけで、それで、法律で保護者負担と書いてあるからということで終わるのかなというふうにそのときは思いました。実際は、自治体が補助をしてはいけないということは一言も書いていないわけです。本来、学校給食は特に義務教育の場合、義務教育の一環ですから、義務教育の無償化という点では学校給食も無償にするということは1つの考え方としてあるわけです。けれども、実態として、どこまでできるか、自治体ごとにどこまでできるか、国がやらない限りは自治体の状況で決まってくるというのは、それは当然だと思うんです。

それで、今のは原則論を申し上げましたけれども、確かに県内では小規模の自治体でしか行われていないという実態があります。ただ、全国に目を移せば、市レベルでもこれがうちの売りだ、子育て支援をばっちりやるんだというのがうちの売りだということで、特に注目をされていたのが兵庫県だったと思いますが、相生市というところは幼稚園から中学校まで給食費を無料にしているということで、それでぜひうちで子育てをしてくださいみたいな、そういうセールスを、宣伝をやっているというところもあります。

ですから、給食費の無償化というのが原則論は原則論として置いておいて、今、人口流出に歯どめをかけるとか、若い人たちに来てもらって、この水俣で住んでもらうとか、子育てはここでしてもらって、そういう理由で給食費を一部補助したり無料にしたりしているところがあるというふうに私は思っています。それは、なかなか給料が上がらないもとの、そして出費が多い子育て世代にはとても歓迎されることだというふうに思うんです。

そこで、市長にお尋ねしますが、子育て支援、人口流出防止、そして人口を、逆に来てもらう、こっちに住んでもらうという観点からして、この給食費の無償化の問題、補助の問題を検討するお考えはないでしょうか。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 給食費の無償化、今回医療費を中学生まで拡大したわけですけど、こういったものも子育て支援の1つでありますし、住みやすい、子育てしやすい水俣という部分では、手厚くやっていきたいという思いはございます。

給食費を検討というか金額等を試算はしております。その中で今のうちの財源では非常に厳しいというのは、各担当課来られていろんな議論をする中で、現状では今は非常に厳しいというふうには思っております。しかし、そういった部分はありますけど、人口をどうやってふやすかという議論はいつもここでもやっておりますし、Iターン、Uターン、Jターン、そんな中で水俣の魅力ということは、子どもを、家族は多いほうが水俣に住んでいただければ、それだけお金が落ちるわけでございますので、そういったものは積極的に本当にやっていきたいという思いはあります。今のところは、現状では財源が見合わないというのが私の見解です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 わかりました。今、子育て世代で給食費の問題で一番負担感があるのは、2人、3人、4人と子どもを持っていらっしゃるところです。4人が一遍に小中学校に通えば、1カ月に払う給食代は、現金としては相当になります。だから、これはもう何とかならないかという気持ちは物すごくあられると思います。ですから、一遍には無理でも多子世帯の例えば2人目から半額とか、3人目は無料とか、そういう前向きに支援をする手だてはないかというのを検討してほしいということを最後をお願いして私の質問を終わります。それはいかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） やり方は言われたように2人目、3人目を補助する、よく保育園で2人目から半額とかいうのもありますけど、そういうのにつきましては、まだ議論はしたことがございませんので、担当課等と議論はしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時32分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第36号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第2、議第36号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第36号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第3、議第36号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第38号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

○議長（大川末長君） 日程第4、議第38号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第39号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第5、議第39号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第40号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第6、議第40号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第41号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第7、議第41号水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第42号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第8、議第42号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第43号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

○議長（大川末長君） 日程第9、議第43号平成26年度水俣市一般会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第44号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（大川末長君） 日程第10、議第44号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第45号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（大川末長君） 日程第11、議第45号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第46号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大川末長君） 日程第12、議第46号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第47号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(大川末長君) 日程第13、議第47号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第48号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(大川末長君) 日程第14、議第48号平成26年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第49号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(大川末長君) 日程第15、議第49号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第36号から議第49号まで議案14件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長(大川末長君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月25日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、24日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時37分 散会

平成26年6月25日

平成26年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

表 決

平成26年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成26年6月25日（水曜日）

午前10時51分 開議

午後0時59分 閉会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 13人

市長	（西田弘志君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（松本幹雄君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）	総務企画部次長	（本田真一君）
福祉環境部次長	（川野恵治君）	産業建設部次長	（緒方康洋君）
総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）	水道局長	（前田仁君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部企画課長	（水田利博君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第4号

平成26年6月25日 午前10時開議

- 第1 議第36号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第37号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第38号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第4 議第39号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第40号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第41号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第42号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第43号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第9 議第44号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議第45号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議第46号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議第47号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議第48号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第14 議第49号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 陳第1号 特定秘密保護法撤廃の意見書提出を求める陳情について
- 第16 陳第2号 特定秘密保護法撤廃を求める意見書採択の陳情について
- 第17 陳第3号 九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に反対する決議を求める陳情について
- 第18 陳第4号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情について
- 第19 請第1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について（平成25年6月）
- 第20 陳第5号 住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について（平成25年12月）
- 第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
総務産業委員会

1 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について（平成25年6月）

1 陳第3号 行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について（平成25年12月）

1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第22 議第50号 副市長の選任について

第23 議第51号 教育委員会委員の任命について

第24 議第52号 教育委員会委員の任命について

第25 議第53号 固定資産評価員の選任について

第26 意見第3号 水俣病被害者にかかわる医療給付費の国民健康保険負担分について自治体に負担が生じないように財源措置を求める意見書について

第27 意見第4号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書について

第28 決議第1号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）に対する決議について

第29 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時51分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案4件、議会運営委員会発議の意見書案1件、谷口眞次議員外6人から意見書案1件、及び谷口明弘議員外1人から決議案1件の提出がありましたので、議席に配

付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、藤本壽子議員及び川上紗智子議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（大川末長君） この際、お諮りします。

藤本壽子議員及び川上紗智子議員から、去る18日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって、藤本壽子議員及び川上紗智子議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

平成26年6月18日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成26年6月20日

水俣市議会議員 藤 本 壽 子

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

発 言 取 消 申 出 書

平成26年6月18日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成26年6月20日

水俣市議会議員 川 上 紗 智 子

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

日程第1 議第36号 専決処分の報告及び承認について

- 専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議第37号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第38号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 議第39号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第40号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第41号 水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第42号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第43号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第44号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第45号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第46号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第47号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第48号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第49号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 陳第1号 特定秘密保護法撤廃の意見書提出を求める陳情について
- 日程第16 陳第2号 特定秘密保護法撤廃を求める意見書採択の陳情について
- 日程第17 陳第3号 九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に反対する決議を求める陳情について
- 日程第18 陳第4号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情について
- 日程第19 請第1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について
- 日程第20 陳第5号 住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について
- 議長（大川末長君） 日程第1、議第36号専決処分の報告及び承認についてから、日程第20、陳第5号住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情についてまで、20件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長 淵上道昭議員。

(総務産業委員長 淵上道昭君登壇)

○総務産業委員長(淵上道昭君) ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第36号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要したため専決処分を行ったものである。

改正の主な内容は、地方法人税の創設に伴う法人市民税の税率の引き下げ、軽自動車税の標準税率の改正に伴う税率の引き上げ、固定資産税における償却資産の課税標準の各特例措置で市町村の条例で定めるべき割合の規定の追加等であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、原動機付自転車の税額がこれまでの1,000円から2,000円へと2倍、90cc以下のバイクも1.8倍ほどと大きな上げ幅となっているが、4輪の商用車は1.25倍であり、庶民の足に対しての税額の上げ幅が大きくなるというのは、今回の税法改正は矛盾があるのではないかとただしたのに対し、今回の国の改正は、自動車税とのバランスや急激な引き上げの幅等を総合的に勘案して、原則1.5倍引き上げるという基本原則が示されている。ただ、50cc等税額の小さいものについては、徴税コストとのバランスを考慮して最低2,000円と決められている。また、営業用車両が1.25倍とされているのは中小事業者等への影響が考慮されているものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第37号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要したため専決処分を行ったものである。

改正の内容は、国民健康保険税の算定における課税限度額の引き上げと低所得者軽減措置の拡充であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第38号平成25年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため専決処分を行ったものである。

補正の内容は、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行ってのる。

財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整している。

このほか繰越明許費の補正として、第5次水俣市総合計画印刷業務を追加している。

なお、地方債の補正として、公共事業等（耐震改修促進事業）を廃止し、過疎対策事業外5件の限度額の変更をしているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第39号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣病資料館における語り部講話事業の充実を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤職員の勤務条件を改善するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、学校の特別支援教育支援員については通勤費用の支給対象となるかとただしたのに対し、特別支援教育支援員は非常勤の特別職に当たり、今回の費用弁償支給の対象外であるが、今後、特別職については、勤務形態など実情を調べ手当の必要性について検討してまいりたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第42号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、湯の鶴温泉保健センターの改装に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号平成26年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費の調整のほか、市長選挙の実施に伴い当初予算を骨格予算としたため、政策的事業に係る経費や投資的経費を追加する、いわゆる肉付け予算として編成したものである。

補正の主な内容は、第2款総務費に、みなまた環境まちづくり推進事業、第5款農林水産業費に、中山間地域等直接支払事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、地産地消とみなまたブランドづくり推進事業、第6款商工費に、プレミアム商品券発行事業、低炭素着地型観光商品開発

事業、水俣観光PR事業、地場企業支援事業、産業振興戦略策定事業、第7款土木費に、道路ストック総点検事業、昭和・白浜町線歩道整備事業、袋インター関連道路整備事業、都市再生整備計画関連事業、市営牧ノ内団地整備事業、耐震改修促進事業、第8款消防費に、消防防災施設整備事業などを計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

なお、債務負担行為の補正として、家屋評価システム借上料外1件を計上している。

また、地方債の補正として、自然災害防止事業外1件を追加、公共事業等（耐震改修促進事業）を廃止、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、環境大学院の設置場所は第三中学校跡に特定し、設計費用2,500万円を予算計上しているのかとただしたのに対し、第三中学校跡を第1候補と述べたが、水俣高校跡や深川小学校跡などいくつかの候補地も慎重に検討していきたい。2,500万円の設計費も建物新築の場合の上限の金額で予定するもので、旧第三中学校ありきではないとの答弁がありました。

また、農業振興の各種補助制度の周知方法についてただしたのに対し、農業推進員や農業委員の方を通じ周知したり、新しい制度については、該当者に案内をして説明会を実施しているとの答弁がありました。

また、プレミアム商品券の発行時期や大型店用、小売店用の割合等については、商店会連合会や商店街以外の各商店の声も聞き、精査していただきたいし、10月発行で売れるのかどうか、時期は再考されるべきと思うがどうかとただしたのに対し、商店街や関係者の方々と意見交換等を行ってまいりたいとの答弁がありました。

本案に対しては、委員から、第6款商工費第2項総合経済対策費に計上されている誘致企業立地促進補助金を削除する修正案が出されましたので、まず、修正案について質疑、討論及び採決を行いました。

討論においては、これまで補助金を認めない理由となった事柄については、全て正されてきた。補助金も要綱に合致している以上、予算計上はすべきということで今回の提案がされており、修正案には反対であるという意見と、この補助金に関する出発点が一企業に便宜を図るような動機が不純なものであったことが問題であり、修正案には賛成であるという意見に分かれましたので、採決の結果、可否同数となり、委員長において修正案を可決すべきものと裁決しました。

次に、委員から、第2款総務費第1項総務管理費に計上されている脱原発を目指す首長会議負担金を削減する修正案が出されましたので、修正案についての質疑、討論及び採決を行いました。

討論においては、この会議の目的は、新しい原発をつくらない、できるだけ早期に原発をゼロ

にする方向性を持ち多方面に働きかけるものとなっており、本市議会が2011年6月と12月に行っている意見書の中身とも一致している。したがって、この予算を削減する修正案には反対であるとの意見と、一般の市民は市長がこの会に参加することが即原発反対との見方をするとと思われるため、誤解を招くような団体には加入すべきでなく、修正案に賛成であるという意見に分かれませんでしたので、採決の結果、賛成多数で、修正案を可決すべきものと決定しました。

次に、修正部分を除くその他の部分については、特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会で可決した議第43号の修正案は、お手元に配付のとおりです。

また、修正可決された議第43号については、第2款総務費第1項総務管理費第8目企画費に計上された高等教育・研究拠点施設設計委託料及び第6款商工費第1項商工費第2目商工業振興費に計上されたプレミアム商品券発行事業に対しては、さまざまな事業内容や政策手段等に関する問題点を指摘する意見が出されたことから、この議案に対して附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致で附帯決議を付することに決しました。

議第43号に対する附帯決議として、本委員会の審査において出された各意見等を真摯に受けとめ、事業内容、事業の実施時期など、再度検討、精査されたい。

次に、議第47号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,709万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ14億3,769万9,000円とするものである。

補正の内容は、第1款公共下水道事業費において、職員の人事異動等に伴う人件費の調整のほか、水俣市浄化センター建設工事及び白浜雨水ポンプ場改築実施設計業務に係る委託料、古城・丸島地区の雨水幹線整備工事費等を計上している。

財源としては、第3款国庫支出金、第4款繰入金及び第7款市債をもって調整している。

なお、債務負担行為の補正として、水俣市浄化センター建設工事委託を追加している。

このほか、地方債の補正として、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額を変更しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、白浜雨水ポンプ場改築工事の内容と着工時期等についてただしたのに対し、今年度実施設計を行い、平成27年度から28年度にかけて工事を行うものである。内容としては機械設備の減速機、ポンプ用ディーゼルエンジン、空気圧縮機等、電器設備として主幹盤、電源盤、コントロールセンター、水位計等の更新を予定しているとの説明がありました。

また、古城地区雨水幹線整備工事の場所についてただしたのに対し、昨年度からの継続で田平団地横の水路の整備を行うものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第49号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成26年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2,676万円増額して、補正後の収益的収入の額を5億9,134万6,000円とし、収益的支出の額を2,758万6,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億4,472万4,000円とするものである。

また、第4条に定める資本的支出の額を186万7,000円減額して、補正後の資本的支出の額を7億1,859万3,000円とするものである。

補正の内容は、会計制度の改正に伴う繰延収益に係る調整と、職員の人事異動に伴う人件費の調整を行うものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第1号特定秘密保護法撤廃の意見書提出を求める陳情について及び陳第2号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の陳情について申し上げます。

これら2件の陳情は、同様の趣旨であるため一括して審査を行いました。民主主義の基本的な原則は情報の公開であり、この法律により特定の項目が秘密にされ、国民の目に触れないということは自殺行為にも等しいと思うので、これらの陳情は採択すべきという意見と、この法律は、国民を守るために必要であると思うので、これらの陳情には賛成しがたいという意見とに分かれたため、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳第3号九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に反対する決議を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、原発の再稼働は極めて危険であると考えため採択すべきという意見と、本市議会では平成23年に原発の廃止を求める趣旨の意見を採択はしているが、これは即時廃止ということだけでなく、産業経済や国民生活にも多大な影響があり、条件整備も行いながら、将来的に廃止を目指していくものである。したがって、本陳情には賛成しがたいという意見とに分かれたため、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳第4号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、本陳情の採択に伴い、別途意見書を提出しておりますことを申し添えます。

最後に、平成25年12月に提出され継続審査となっております陳第5号住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、陳情の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第38号平成25年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等に伴い、予算措置に急務を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行った。

財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正としては、過疎対策事業債の限度額を変更しているとの説明を受けました。特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第41号水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども医療費の助成対象者年齢を引き上げるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、子ども医療費助成対象者年齢を引き上げたことにより、対象となる人数は何人増加するのかただしたのに対し、増加する対象人数は735名であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号平成26年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、社会参加促進事業、第4款衛生費に、子ども医療費助成事業、太陽エネルギー利用システム導入補助事業、エコ住宅建築促進総合支援事業、水俣病資料館整備事業、第9款教育費に、小中学校施設耐震化推進事業、公立小中学校ICT整備事業、公民館施設整備事業などを計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、身体障がい者補助犬管理助成事業において、自治体が盲導犬利用へ助成するのは熊本県内では水俣市が初めてということだが、特別な事情があるのかただしたのに対し、特別な事情はなく、盲導犬を利用している方から補助の要望を受けたためであり、他市では獣医師会などが補助を行っている例があるとの答弁がありました。

また、生ごみ処理機制作費について、生ごみ処理機キエーロの普及活動計画についてただしたのに対し、生ごみ処理機キエーロは現在モニター調査を実施しており、夏以降に協力者に対し、キエーロを使用しているときのおいや状況についてアンケート調査や座談会を実施し、その中の意見を参考にして生ごみを収集している地域と収集していない地域のバランスを考えながら普及を進めていくとの答弁がありました。

また、市内の小中学校への電子黒板導入についてただしたのに対し、市内各学校に1台ずつ電子黒板を設置し、授業で使用しながら、今後の活用について検証していくとの答弁がありました。

また、電子黒板について先進地からデメリット情報はなかったただしたのに対し、早くから導入している地域からのデメリットは聞いておらず、本市で実際に使用しデメリットがあるかについても検証したいとの答弁がありました。

また、今年度は久木野小学校の外壁補修と非構造部材の耐震工事が予定されているが、ほかの小中学校も非構造部材の耐震工事を進めていくのかただしたのに対し、今年度は久木野小学校、平成27年度は水東小学校体育館と久木野小学校体育館のつり天井の撤去を予定している。最終的には市内全小中学校の非構造部材の耐震計画をたてているとの答弁がありました。

また、読書のまちづくり人材育成支援事業についてただしたのに対し、読書のまちづくり推進による人材育成支援事業を市内業者に委託し、その業務に携わる人を3名雇用する。その3名に企画運営やイベント運営等の研修や書店運営に関する研修を受講してもらうことで、民間でも本を活用した事業の展開や新しい業種の開拓につながっていくと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第44号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ193万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億3,665万4,000円とするものである。

補正の内容としては、人事異動等に伴い人件費を第1款総務費において減額し、第8款保健事業費で増額している。

財源としては、第9款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、現在の国保特別会計財政調整基金の残高についてただしたのに対し、平成25年度決算で約4億7,250万円との答弁がありました。

また、この残高から1億7,512万9,000円を繰り入れるのかただしたのに対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第45号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

ます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ477万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,912万6,000円とするものである。

補正の内容としては、人事異動等に伴い第1款総務費において人件費を減額し、財源としては第3款繰入金を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ317万6,000円増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ32億8,276万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費において人事異動等に伴う人件費の増額、第3款地域支援事業費において任意事業等の増額を計上しており、財源としては、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第48号平成26年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入の額を1億1,000万円増額し、補正後の資本的収入の額を5億6,303万7,000円とするものである。

補正の内容としては、地方公営企業法第17条の2第1項第2号の規定に基づく一般会計負担金を増額するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、平成26年度は一般会計から病院事業への繰り出しがここ数年で1番多くなっているように感じるが、病院改築等に伴い費用がかかったことによるものと考えてよいかただしたのに対し、そのとおりであり、設備投資に伴い地方交付税算定額が増加したためとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請第1号年金2.5%削減法を廃止する意見書提出に関する請願について申し上げます。

本請願については、過去の物価スライドを行わなかった分を段階的に元に戻すという考えから年金2.5%を削減する法律が決められたため意見書を上げることには賛成しがたいとの意見や、消費税が上がったことで負担がふえているにもかかわらず、最低年金で生活している方々から2.5%を削減することは問題があると思うので意見書を上げることには賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年6月23日

総務産業常任委員長 淵上道昭

水俣市議会議長 大川末長 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第36号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第37号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第38号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成25年度水俣市一般会計補正予算(第9号)付託分	承認	全員賛成
議第39号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第40号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第42号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第43号	平成26年度水俣市一般会計補正予算(第1号)付託分	修正可決	可否同数 賛成多数
議第47号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第49号	平成26年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
陳第1号	特定秘密保護法撤廃の意見書提出を求める陳情について	不採択	賛成少数
陳第2号	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の陳情について	不採択	賛成少数
陳第3号	九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に反対する決議を求める陳情について	不採択	賛成少数
陳第4号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情について	採択	全員賛成
陳第5号	住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について	採択	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年6月20日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 大川末長 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第38号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成25年度水俣市一般会計補正予算(第9号)付託分	承認	全員賛成
議第41号	水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第43号	平成26年度水俣市一般会計補正予算(第1号)付託分	原案可決	全員賛成
議第44号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成

議第45号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第46号	平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第48号	平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
請第1号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について	不採択	賛成少数

議第43号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）に対する修正案1

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり提出します。

平成26年6月25日

提出者

総務産業常任委員会

委員長 瀧上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

議第43号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）修正案1

平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）を下記のとおり修正する。

第1条中「1,787,351千円」を「1,787,321千円」に、「14,215,122千円」を「14,215,092千円」に改める。

第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
18 繰入金		186,411	523,097 523,127	709,508 709,538
	1 基金繰入金	186,411	523,097 523,127	709,508 709,538
歳入合計		12,427,771	1,787,321 1,787,351	14,215,092 14,215,122

歳出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		1,580,554	109,025 109,055	1,689,579 1,689,609
	1 総務管理費	1,240,605	106,632 106,662	1,347,237 1,347,267
歳出合計		12,427,771	1,787,321 1,787,351	14,215,092 14,215,122

(参考)

平成26年度水俣市一般会計歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

1. 総括

(歳入) (単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
18 繰入金	186,411	523,097 523,127	709,508 709,538
歳入合計	12,427,771	1,787,321 1,787,351	14,215,092 14,215,122

(歳出) (単位：千円)

款	既定額	補正額	計	補正後の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,580,554	109,025 109,055	1,689,579 1,689,609	33,750		3	75,272 75,302
歳出合計	12,427,771	1,787,321 1,787,351	14,215,092 14,215,122	754,712	387,500	215,474	429,635 429,665

2. 歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	161,054	429,635 429,665	590,689 590,719	1 財政調整基金繰入金	429,635 429,665	財政調整基金繰入金 429,635 429,665
計	186,411	523,097 523,127	709,508 709,538			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	67,810	10 40	67,820 67,850				10 40	19負担金、補助及び交付金	脱原発をめざす首長会議負担金 0 30 熊本市防衛協会負担金 10	
計	1,240,605	106,632 106,662	1,347,237 1,347,267	33,750		3	72,879 72,909			

議第43号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）に対する修正案2

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり提出します。

平成26年6月25日

提出者

総務産業常任委員会

委員長 瀧上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

議第43号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）修正案2

平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）を下記のとおり修正する。

第1条中「1,787,351千円」を「1,762,351千円」に、「14,215,122千円」を「14,190,122千円」に改める。

第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
18 繰 入 金		186,411	498,127 523,127	684,538 709,538
	1 基 金 繰 入 金	186,411	498,127 523,127	684,538 709,538
歳 入 合 計		12,427,771	1,762,351 1,787,351	14,190,122 14,215,122

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 商 工 費		261,490	215,691 240,691	477,181 502,181
	2 総 合 経 済 対 策 費	167,691	73,198 98,198	240,889 265,889
歳 出 合 計		12,427,771	1,762,321 1,787,351	14,190,092 14,215,122

(参考)

平成26年度水俣市一般会計歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

1. 総括

(歳入) (単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
18 繰 入 金	186,411	498,127 523,127	684,538 709,538
歳 入 合 計	12,427,771	1,762,351 1,787,351	14,190,122 14,215,122

(歳出) (単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補正後の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 商 工 費	261,490	215,691 240,691	477,181 502,181	19,621		110,045	86,025 111,025
歳出合計	12,427,771	1,762,351 1,787,351	14,190,122 14,215,122	754,712	387,500	215,474	404,665 429,665

2. 歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	161,054	404,665 429,665	565,719 590,719	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	404,665 429,665	財 政 調 整 基 金 繰 入 金 404,665 429,665
計	186,411	498,127 523,127	684,538 709,538			

3. 歳出

(款) 6 商工費

(項) 2 総合経済対策費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 総合経済対策費	167,691	73,198 98,198	240,889 265,889	10,621		8,000	54,577 79,577	2 給 料	△252	一般職給 252
								3 職員手当等	△165	扶養手当 156 通勤手当 38 時間外勤務 440 期末勤勉手当 211 住居手当 36 児童手当 240
								4 共 済 費	91	地方公務員共済組合負担金 91
								9 旅 費	1,313	普通旅費 1,263 費用弁償 50
								11 需 用 費	18	消耗品費 一般事務用品 18
								13 委 託 料	10,504	地場企業処遇改善支援業務委託料 524 創業支援セミナー及びフォローアップ業務委託料 1,148 企業信用調査委託料 80 産業振興戦略策定業務委託料 8,752
								14 使用料及び賃借料	189	県民節電所システム使用料他 189
								19 負担金、補助及び交付金	61,500 86,500	企業立地奨励交付金 3,100 新商品・新技術開発支援事業補助金 3,000 みなまたエコタウン協議会補助金 150 地場企業販路拡大支援事業補助金 2,000 熊本県中小企業団体中央会負担金 150 誘致企業立地促進補助金 0 25,000 地場企業新産業・雇用創出促進補助金 50,000 中小企業団体中央会九州大会負担金 100 地域資源開発補助金(ふるさと財団助成金) 3,000
計	167,691	73,198 98,198	240,889 265,889	10,621		8,000	54,577 79,577			

議第43号 平成26年度一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議

平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）のうち、下記の事項について、慎重かつ真摯に対応することを強く求める。

記

1 みなまた環境まちづくり推進事業について

みなまた環境まちづくり推進事業は、高等教育・研究機関の設置及び誘致に関し、拠点施設を整備するにあたり、施設整備に係る設計を行うと同時に整備後の事業展開、産官学連携等に係る調査検討を行うものであり、市民の関心も極めて高い事業である。

ただ、本市の厳しい財政状況の中、施設の建設費や維持管理費など多大な予算を支出する当該事業拠点整備の候補地選定については、市民の理解と協力が不可欠である。

よって、かかる状況に鑑み、高等教育・研究拠点施設概要パンフレット印刷事業及び高等教育・研究拠点施設設計委託料事業の執行にあたっては、以下の事項を付するものとする。

- (1) 多くの市民に関心を持ってもらえる高等教育機関となることを目指し、パンフレットの印刷に入る前に、水俣連携環境大学院構想を水俣連携環境産業大学院構想など、自然科学分野も想起できるようなネーミングを検討すること。
- (2) 旧第三中学校跡地が第一候補との考えを改め、再度、旧水俣高校商業棟跡地、市の遊休施設である水天荘跡地、深川小学校跡地の利用を比較検討すること。
- (3) 水俣市の他の施設との位置関係や将来のまちのあり方をあらゆる角度から検討し、しっかりとしたグラウンドデザインを描いたうえで、候補地を選定すること。
- (4) 設計や設計のためのボーリングなどの調査を行う前に、議会に報告し、広く市民に情報を公開し市民の理解を得ること。
- (5) 高等教育機関の整備により、研究の成果が地域の産業と経済の活性化に寄与し、高等教育機関の施設が多くの市民に愛される施設となるよう努力すること。

2 プレミアム商品券発行事業について

プレミアム商品券発行事業は、消費税増税に係る経済対策であり、市内の消費の喚起により地域経済活性化に寄与するものとして市長が選挙公約で掲げた政策を具体化する事業である。

ただ、本市の厳しい財政状況の中、事業に係る付加価値（プレミアム）10,000千円及び事業に係る人件費、印刷費などの経費3,829千円の支出を伴う事業であるだけに、前回実施時の反省点も踏まえ、商店街と大型店との利用格差を是正するための仕組み、多くの世帯に行き渡らなかった不公平感を是正する仕組み、その効果を最大限にするための実施時期など慎重に検討する必要がある。

よって、かかる状況に鑑み、プレミアム商品券発行事業の執行にあたっては、以下の事項を付するものとする。

- (1) 商店街を初めプレミアム商品券取扱店には、プレミアム商品券利用期間中に、消費者を呼び込む営業努力を促すなど官民連携の事業となるよう市が積極的に働きかけること。
- (2) 多くの世帯に行き渡る仕組みを講じること。
- (3) 実施時期は、さまざまな検討を行い最も適切な時期に行うこと。
- (4) 過去2回の事業効果の確認は十分とは言えず、今回の事業実施後、速やかに商店街各店を初め参加各店の売り上げ向上にどの程度貢献したか及び事業実施の効果の確認ができるデータを明示すること。

以上、決議する。

平成26年6月23日
水俣市議会総務産業委員会

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「議長」「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 総務産業渕上委員長にお尋ねします。

議第43号平成26年度水俣市一般会計補正予算第1号中、田中商店への企業立地促進補助金をゼロとする修正案が出され、賛成多数で可決されたのを委員長報告であります。今議会前に田中商店及び弁護士から議会へ代表する議長宛てに要望書が出されたと聞いております。当然、担当の総務産業委員会には資料として出され、議案審議に生かされたと思っておりますが、要望書の内容はどのようなものだったのか、要望書の取り扱いにはどのような議論がなされたのかをお尋ねをします。

○議長(大川末長君) 渕上道昭議員。

○総務産業委員長(渕上道昭君) ただいまの質問にお答えします。

この要望書等については、なかなか意見の集約ができなかったということになっていたようでございますので、あまり深く議論をしなかったなと思っております。

以上です。

○議長(大川末長君) 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 まず、要望書は出されたのかということと、出されたとすれば、その内容はどのようなものであったのかというのを聞いておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(大川末長君) 渕上道昭議員。

(「暫時休憩を願ひます」という者あり)

○議長(大川末長君) 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 開議

○議長(大川末長君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

渕上道昭議員。

○総務産業委員長(渕上道昭君) お答えします。

田中商店さんから具体的にそのようなことは、委員会にはいただいております。ですから、委員会の中でも、もんでおりません。

○議長(大川末長君) 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 委員会には、その資料が出てこなかったという答弁ですけれども、やはり弁護士ないし田中商店から要望書が出れば、議会に出てくれば、やはりそこら付近については真摯に議論

をし、結果としてその修正案が出たとしても、そこら付近は真摯に議論すべきだろうと。今回は処理がなされていないのかなというふうに考えます。

終わります。

○議長（大川末長君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

岩村龍男議員から陳第3号について、谷口明弘議員から陳第1号及び陳第2号について、藤本壽子議員から陳第3号について、川上紗智子議員から請第1号について、福田斉議員から議第43号修正案について、真野頼隆議員から議第43号の修正案及び請第1号について、谷口眞次議員から陳第1号及び陳第2号について、緒方誠也議員並びに野中重男議員から議第43号の修正案について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は、議第43号平成26年度水俣市一般会計補正予算について、脱原発を目指す首長会議負担金の減額修正案が出されておりますけれども、この修正案に反対の立場で討論いたします。

原発は、国民の大きな関心事になっております。苛酷事故が起きたら、放射能を浴び、がんなど健康被害が発生するのではないか。中でも、子どもに対する影響は、最も大きいのではないか、危険ではないか。さらに、自分が所有している土地とか家屋も放棄しなければならなくなるのではないか。家族や近所との生活も壊されるのではないか。そのような不安や危惧が広範にあります。

そして、この原発については、直ちになくさなければいけないと思う人もおられますし、再生可能エネルギーで賄えるようになるまでの間、仕方なく動かしてもいいのではないか、あるいは少しずつ減らしていったほうがいいのではないか、このように考える方もおられます。この傾向は、新聞や通信社の世論調査でも、すぐなくす、あるいは少しずつ減らすと答えた人が7割から8割に達していることから示されているというふうに思います。

つまり、この脱原発という国民の意思は、7割8割の国民の合意になっているということでもあります。脱原発を市長選挙の公約に掲げた西田市長は、2月の選挙で市民の信任を得ています。

ここで脱原発を目指す首長会議の目的は、まさにこの脱原発であるということと、それを裏づける規約はどのようになっているのかということを紹介したいと思います。

会議の目的は、①新しい原発はつくらない。②できるだけ早期に原発をゼロにするという方向

性を持ち、多方面に働きかけるというふうになってます。この目的は、水俣市議会が平成23年に2回も政府に送付した意見書にも合致しておりますし、これは修正されるべきものではないというふうに思います。脱原発という多数の民意に沿って、市長がこの会議に参加するのは当然のことだというふうに思います。

よって、今回の減額修正案は、否決されるべきものでありまして、市議会が良識を持ってこの修正案を否決されることを願って、私の修正案への反対討論を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、福田斉議員。

○福田 斉君 新政同友クラブの福田斉です。

私は提案のありました議第43号総務管理費、脱原発を目指す首長会議負担金に対する修正案について賛成の立場で討論いたします。

今回の提案された予算は、前市長の後を継ぐ形での3万円というわずかな金額でございますが、その負担金支出の提案でありました。そもそも私は、脱原発を目指す首長会議への参加自体も含めて見直す時期であろうかと考えます。

まず、参加自治体の全国状況ですが、全国約1,800名の首長がおられる中で、わずか98名にとどまっています。わずか5%余りでございます。熊本県内でも山江村と水俣市の2つだけとなっております。この組織率の余りにも低い現状を見たとき、果たして何を持って全国自治体を対象とした首長会議と言えるのか、水俣市が参加することで何を発信し、何を得ようとするのか私には見えてきません。

環境問題を語るときのよくあるパターンで、水俣市は公害を経験した町であるがゆえにという対外的なよくあるポーズづくりではないでしょうか。そのようなことに、たとえ微々たる金額ではありますが、市民の血税を支出するわけにはいきませんし、首長会議そのものに参加するか否かを改めて考える時期にきているのではないかと私は思います。

脱原発問題に関しては、3.11の原発事故以来大きく世論も高まっております。再生可能エネルギーへの転換は、世界の潮流として語られてきました。一方、化石燃料使用量増加に伴いCO₂による新たな環境問題が再燃しておりますが、原子力発電はクリーンエネルギーとして今でもその位置づけは変わりありません。

3.11以降は、確かに代替エネルギーへの転換による脱原発が強く叫ばれております。水俣の6月市議会でも再稼働に反対する陳情も出ております。陳情書の中身にちょっと触れますけれども、陳情書には、水俣が負の遺産を生かして環境にこだわったまちづくりの中で、水俣の地域資源を生かして、風力や水力、太陽光、地中熱などの推進に取り組んでいると現在の水俣を大きく評価されておられます。

しかし、陳情者が言われるように、水俣市の現状は本当にそうでしょうか。風力については、

反対運動によって進出が阻止されました。水力発電については、水俣市ではなく、地元JNCが持つ企業の固有の私的財産でございます。地中熱発電に至っては、我々議員はその構想さえ耳にしたこともありません。

水俣という、ある意味のネームバリューを使って背伸びせざるを得ないような行政の考え方は、変えていかなければならないと私は思っております。もう少し身の丈に合わせ、今回の脱原発を目指す首長会議そのものへの参加の目的と意義を見直してほしいと思います。

水俣だからこそ参加するというのではなく、水俣だからといって参加する必要もないという考え方も市民の意識の中にあることを行政は謙虚に受けとめなければなりません。

わずか3万円という微々たる負担金の額を、ここでどうこう語るものではございません。首長会議の趣旨に賛同して全国から参加する自治体が今後ふえるとも思えませんし、執行部にあつては、この問題を精査していただき、真に水俣の自主性を発信できるような事業への参加をお願いしたいと思います。

最後になりますが、そもそも所管の常任委員会ですっきりと時間をかけて議論し、決定された案件について、異議が申し出されること自体、委員会軽視とされても仕方のないことであると私は言わざるを得ません。改めて議員の皆様の御理解をお願いし、討論を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、緒方誠也議員。

○緒方誠也君 平成26年度水俣市一般会計補正予算第1号修正案、誘致企業立地促進補助金をゼロとすることに反対の立場で討論します。

この問題は、平成22年11月に株式会社田中商店より新規古紙リサイクルシステムの提案があり、水俣の環境施策に合致するとして覚書を結び、平成23年9月26日、当時の真野議長立ち合いのもと立地協定が結ばれ、11月25日には市議会に対して紙施設現地説明会も開催されました。

田中商店は設備投資をし、5人の雇用をして誘致企業立地促進補助金を申請されました。市は誘致企業立地促進補助金交付要綱に合致しており、平成23年12月議会に2,500万円の補助金交付を提案され、否決されました。今回で6回目となります。

この間、執行部は、議会の理解を得るために、誠心誠意対応してきています。入札事業者への説明会・意見交換会を4回実施、実施時期の延長、随意契約を競争入札に戻し、地元企業への補助金制度の構築、覚書の破棄、責任をとっての市長謝罪等々であります。

議長立ち合いのもとで立地協定をして、企業は工場を建設した。市は、当然条例要綱にのっとり支払う立場にあり、今後の企業誘致活動、地元企業の事業拡大、今後の企業支援等々全般を左右する案件であり、市民利益につながる将来を見据えた案件であることから、議会の了解を得る努力をしながら、何回も出し続ける問題と前宮本市長は議会答弁されています。

西田市長も3月議会は提案を見送り、慎重に検討され、さらに田中商店からの要望書等を考え

あわせ、今後の水俣市への影響を勘案されて6回目の提案をされています。

議会にも要望書が提案されていることも考慮し、慎重に議論した上で、何回も言いますが、議長立ち会いのもとでの立地協定がなされたこと、議会の問題提起に執行部が丁寧に対応していること、今後の水俣づくりへの影響を考慮して修正案を撤回し、立地企業が事業活動を強め、働く場の少ない水俣での雇用の確保・拡大に努力していただくような環境づくりをする、事業撤退、訴訟等が起きないようにすることも議会の務めではないでしょうか。

よって、この修正案に反対です。

○議長（大川末長君） 次に、真野頼隆議員。

○真野頼隆君 私は、議第43号平成26年度水俣市一般会計補正予算第1号中、誘致企業立地促進補助金を削除する修正案について賛成の立場で討論いたします。

過去5回、宮本前市長時代に否決された誘致企業立地促進補助金が、何の進展もないまま、市長がかわったからといって今回提案されたことに対して、疑問を感じます。

西田市長は、谷口眞次議員の一般質問の中で、提案理由を対外的な評価と信用を得るべき水俣市が、要綱の交付要件に合致している案件に対して、いまだ補助金を交付していないという事実を重く受けとめ、判断したと述べていますが、我々が問題としているのは、これまで競争入札により処分していた古紙を、同業他社を無視した形で田中商店1社と随意契約の覚書を締結することで、田中商店に古紙中間処理施設を設置させ、誘致企業として認め、2,500万円の補助を行うものでありますが、これは公平・公正であるべき行政が、1社への利益誘導あるいは利益加担であり、厳にあってはならないことであります。

このことは、出発点が間違っているのであり、随意契約の覚書を破棄し、市長がすみませんでしたと言って済まされる問題ではありません。

また、私が議長の時に、立地協定が結ばれましたが、執行部は随意契約の覚書の所在を隠し、私を立地協定の締結に立ち会わせたことに対し、だまされた思いで憤りを感じております。

よって、今回の修正案に賛成であります。

次に、請第1号年金2.5%削減法を廃止する意見書提出に関する請願について反対の立場で討論いたします。

現在の年金額は、本来の年金額の水準より2.5%高く、この特例水準により毎年約1兆円の給付増となっており、過去の累計でも約7兆円過剰な給付があったと指摘されております。

確かに厚生年金の平均受給月額が年々下がっていて、国民の生活を圧迫しているとは思いますが、一方では高齢化社会の拡大により、年金財政はますます逼迫している状況です。

したがって、将来の現役世代の高負担につながらないようもとの水準に戻し、年金対策については、消費税による何らかの措置で対応すべきと考えます。

よって、この請願には反対であります。

○議長（大川末長君） 次に、谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私は、陳第1号特定秘密保護法撤廃の意見書提出を求める陳情について及び陳第2号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の陳情についての2件について、反対の立場で討論します。

昨年2013年12月6日に特定秘密保護法が成立しました。安倍総理は、国民の生命・財産を守るために一刻も早く特定秘密保護法を制定する必要があったと述べています。

その意味は何か、中国公船による尖閣諸島周辺への領海侵入事案や中国が東シナ海に一方的に設けた防空識別圏、さらにはそれに関連する戦闘機の30メートル近接事案などの挑発行為、これらはいつ何どき偶発的な重大事故が起きても不思議ではない状況にあります。また、北朝鮮の核やミサイルの脅威、さらには、同盟関係にありながら、日本批判を繰り返す韓国の朴槿恵政権など、日本を取り巻く環境は厳しさを増しております。また、緊迫するイラク情勢やクリミア問題など、世界的に見てもエネルギーを巡る世界各国間の対立は深刻さを増しております。

そのような中、もはや日本は一国では我が国を守れません。基本的立場を同じにする欧米や東南アジア諸国と強力な信頼関係を築いて、中国や北朝鮮の脅威に協力して備える必要があります。そのためには、関係各国で情報を共有する必要がありますが、これまでの日本では、例えばアメリカからもたらされた重要な軍事情報が、国家公務員や国会議員から漏れてしまい、日本はスパイ天国であるとやゆされるような状況がありました。

今回の法律は、それら防衛、外交、スパイ活動、テロ活動など明らかに一定期間秘密にしておくべき内容について、それを取り扱う立場にある国家公務員や政治家を対象に、秘密を漏れいした者には罰則を設けるといふものです。

残念ながら多くの国民は、その法律を実際読まれた方は少ないと思います。そこへきて、ある大手新聞を初めとするメディアが、特定秘密保護法反対の記事を連日アピールしたことで、国民の間に大きな誤解を招いてしまいました。

一番よくある誤解は、戦前の治安維持法のように言論統制を行う法律だというのですが、治安維持法は、全ての国民を対象にする法律でしたが、特定秘密保護法は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定める（第1条）ものであり、その対象は一般国民ではありません。

規制対象になる特定秘密の取扱者は、主として国家公務員ですが、政治家も含まれます。政治家の情報管理は緩いと言わざるを得なく、例えば2001年の同時多発テロのとき、当時の外務大臣がアメリカ国防総省の避難先を記者会見でしゃべってしまうという大きな問題が発生しました。それ以降、アメリカは、軍事機密を日本に教えてくれなくなったそうです。

報道の自由が侵害されるというのも誤解があります。報道機関は、第22条で除外されており、規制対象ではありません。特定秘密の取扱者の秘密漏えいを共謀し、教唆し、又は煽動した者(第25条)は処罰されますが、だましたり、おどしたりして秘密情報を得たら処罰されるのは当然であります。

また、情報を取り扱う公務員が、例えば、薬物中毒とかアルコール中毒とかテロリストと関係があるかないかなどの事前審査、いわゆる適正評価を受けることは当然のことと思いますし、全ての公務員を対象にしたものではありません。民間人に関しても、防衛秘密に携わるなど限られた範囲の人に限られます。普通に生活している国民が、ある日突然逮捕されるようなことはあり得ません。

陳情者の陳情書に書かれている内容を確認しましたが、今、指摘しましたような点について誤解に基づくと考えられる記述が見られます。

したがって、今回の2件の陳情に対して反対であります。議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

○議長(大川末長君) 次に、谷口眞次議員。

○谷口眞次君 無限21議員団の谷口眞次でございます。

私は、陳第1号特定秘密保護法撤廃の意見書提出を求める陳情及び陳第2号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の陳情について、同趣旨でありますので2件を一括して賛成の立場で討論をいたします。

昨年12月臨時国会で成立しました、この特定秘密保護法の一番の問題点は、やはり国民の広範な世論に背を向けて、十分な審議もしないまま、数の力で押し切った成立過程に、まず大きな問題があります。昨年11月7日に議論が始まった衆議院の特別委員会は、26日までの約45時間。28日に審議入りした参議院特別委員会は22時間で、合計の約67時間です。衆議院での45時間という数字だけ見てみますと、消費増税関連法案が約129時間でした。郵政民営化関連法案で120時間、教育基本法改正案は106時間でありました。いずれもこれらの審議時間には遠く及んでいません。この法案の審議は、決して十分とは言いきれません。

2つ目の問題は、特定秘密の定義が曖昧で、秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が極めて高いということでもあります。処罰範囲が歯どめなく広がる恐れがあるほか、秘密指定は何度でも延長可能で、内閣が認めれば永続的に情報開示を拒むことができるなど、懸念される点が余りにも多すぎる点であります。

しかも、この法をチェックする機関として衆参両院に情報監視審査会を新設するとしています改正国会法がきゅうきゅうに成立をいたしました。その委員の中には、衆議院で与党が6名、野党から2名ということでもあります。さらにこの審査会は、国会に未公開、秘密会議であります。

政府からの独立性や客観性の担保が、全くありません。

国として、特に厳格な管理が必要な情報があることは、私も否定はしませんが、政府が持っている情報は本来、国民が共有すべき財産であります。このことが大前提ではないでしょうか。政府が秘密に指定したものが妥当かどうか、主権者である国民がチェックすることが、人の命を守る第1の道であります。そのためにも国民の知る権利、報道の自由を守らなければなりません。

本陳情にもあるように、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとくじゅうりんするものであります。民主主義の基本的理念が、根本的に欠落している違法立法であると言わざるを得ません。

戦争は、真実を覆い隠すことから始まると言われております。戦争の道へ進むような特定秘密保護法や集団的自衛権の行使容認など、未来の子どもたちにこのような法律を残すような政治でいいのでしょうか。水俣市議会として良識ある慎重なる判断をお願いしたいと思います。今一度、世論の意見に耳を傾け、もっと議論を深めるべきであると考えます。

よって、この陳第1号及び陳第2号の陳情の趣旨に賛同し、賛成討論といたします。

○議長（大川末長君） 次に、岩村龍男議員。

○岩村龍男君 自由民主党創水会の岩村でございます。

私は、陳第3号九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に反対する決議を求める陳情について、反対の立場で討論いたします。

経済産業省資源エネルギー庁は、原発が動かないことで電力に占める化石燃料の依存度は88%となり、1973年の第1次オイルショックの時の80%より高い水準になっていると指摘しています。化石燃料を多く使うことで、温室効果ガスがふえるのはもとより、電気料金についても、家庭向けで平均2割、工業産業向けで平均3割値上げになっております。ほとんどの企業が電気料金の上昇部分を自社製造やサービスの価値に転嫁できず、値上げの影響で当期の利益が減益と見ている企業が大多数であります。本日の熊日新聞にも掲載されております。せっかく回復しつつある景気にも影響が考えられます。

また、現在は自然エネルギーが普及しつつありますが、普及するほど、家庭が負担する電気料金は、高くなる仕組みになっております。自然エネルギーを普及させるために電気料金に上乗せする賦課金は、4月以降、平均的な家庭で月約225円の負担となっております。今後もふえ続けると言われております。

このようなことを踏まえ、地元の経済も川内原子力発電所に依存する部分も考えられます。水俣市の一方的な態度の表明については、慎重に慎重を期することが大切だと思います。

水俣市議会においては、平成23年に原子力発電の廃止を求める意見書に同意し、政府に上げた経緯はありますが、いろいろと条件整備をしながら、徐々に廃止すべきということで、今すぐ廃

止すべきとの内容ではなかったはずであります。

現状では、直ちに廃止できるような環境は整っていないため、今回の九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に反対する決議を求める陳情については、反対をいたします。

○議長（大川末長君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

私は、陳第3号九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に反対する決議を求める陳情について、賛成討論をいたします。

この陳情には、再稼働に反対する理由として次のことを挙げています。

1番目に、30キロメートル圏内の住民の避難計画は、まだ策定半ばであります。水俣市は、出水市の6,650人の避難者を受け入れることになっていますが、施設の準備、バスの確保、燃料の確保、スクリーニングの場所、機器の準備、防護服の備えなど多くのことが未定であります。さらに、要援護者の受け入れは、福島では避難途中で亡くなった人が多く出たことを考えると、最も重要な課題であります。しかし、まだほとんど手がついていないというのが実情でございます。

さらに、水俣市自身も避難しなければならない地域ではないかという指摘もあります。このような中での再稼働には、賛成できないという趣旨でありました。

2番目に、九州電力は、火砕流が川内原発の敷地に到達していたことを認めておりますけれども、何の根拠もないまま原発運転中に大火砕流が起ることを否定しています。これについては、火山噴火予知連絡会の藤井会長なども、超巨大噴火がいつ起きても不思議ではない時期だと警告しています。その危険性については、新聞報道などでも伝えられていることであります。

3番目に、鹿児島島の南日本新聞が行った世論調査によりますと、川内原発の再稼働に県民59.8%が反対しています。市民団体が薩摩川内市民を対象に行ったアンケートでも、回答者の86%が反対という結果が出ていますと陳情者は反対の理由を語る述べられておられます。

私は、この水俣市に住む陳情者の思いは、子どもや孫の命を守りたい、故郷を失いたくない、原発災害による人々の分断、そして悲しい別れ、それらを回避したい、その純粋な思いからだと思っています。私が今思いますのは、何よりもまず政府と水俣市は、このCO₂削減を含め再生可能エネルギーを進めること、このことが1番肝心だと思っています。

そして最後に、5月21日、大飯原発差し止め訴訟の判決があり、司法の場で国民の意思が代弁されました。その内容は、人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めができる。原子力発電所の稼働は、法的には電気を生み出すための一手段であって、憲法上は、人格権より劣位に置かれるべきものである。さらに、しかるところ、大きな自然災害、戦争、原子力発電所の事故以外、これほど広範にこの権利が奪われるということは考えにくい。よって、この差

しとめが認められるのは当然であると断じています。

今、水俣市民は、この人格権を守ることが出来るのか、その歴史的な正念場に立たされていると私は思っています。水俣病の教訓についてよく語られます。その教訓は、いくつもあると思いますが、そのどれもが、この判決が述べている人格権の軽視の上にあったことを忘れてはならないと私は思っています。

この生存の権利を守りたい、それが私がこの陳情書に賛成する理由であります。何とぞ趣旨を御理解の上、満場一致での採択をお願いいたします。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、川上紗智子議員。

○川上紗智子君 日本共産党の川上紗智子です。

私は、請第1号年金2.5%削減法を廃止する意見書提出に関する請願について、賛成討論を行います。

まず最初に、私は、年金というのは高齢者にとって命綱だと考え、その考えのもとに今日は発言をしたいと思います。

国会は、2012年11月16日の衆議院解散当日、2013年10月から3年間で年金の2.5%を削減するという法案を、ほとんど審議することなく可決成立させてしまいました。その削減の理由として挙げられたのは、物価スライド特例水準の解消ということでありましたが、これは2000年から2002年に消費者物価が下がったとき、当時の政府が高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために、年金を引き下げないで据え置いたという措置です。10年以上も前のことですが、この10年間、10年以上たって、今、高齢者の暮らしは当時と比べてよくなっているのでしょうか。

この間、食料品を初め、生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活は年々厳しさを増してきています。しかも、この4月に消費税が引き上げられ、そのもとで、もし年金の大幅引き下げがどんどん進むならば、本市の8,000人を超える国民年金受給者を初め、多くの高齢者の生活に深刻な影響を及ぼします。

さらに、この特例水準の解消、2.5%の削減のことですが、これは今後、毎年0.9%以上もの年金を削減するというデフレ下のマクロ経済スライドの導入に道を開き、限らない年金削減の流れがつくられようとしています。これでは、若い世代の将来の不安をさらに広げるものとなるのではないのでしょうか。

年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。高齢者の大幅収入減は、高齢化の進んでいる水俣市のような地方の地域経済に大きな影響を与え、消費を冷え込ませ、自治体の税収減にも直結することは言うまでもありません。

2013年10月に1%、2014年4月に1%と、2.5%削減のうちの2%が、実は既に削減をされて

います。そうであったとしても、遅きに失したかもしれませんが、今後予想される際限のない年金削減の流れにストップをかけるために、今、私たちは声を上げなければならないのではないかと思います。

高齢者の多い地方自治体、この水俣市から、その生活実態を踏まえ、将来を考え、削減中止を求める声を上げていくことは当然であると考えます。

よって、この請願がより多くの賛同を得られることを願って、賛成討論を終わります。

○議長（大川末長君） 以上で通告による討論は終わりました。

暫時休憩します。

午後0時12分 休憩

午後0時21分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を行います。

これから採決します。

議第36号専決処分の報告及び承認についてから、議第38号専決処分の報告及び承認についてまで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本3件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第39号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第42号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本4件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第43号平成26年度水俣市一般会計補正予算第1号を採決します。

本件に対しましては、総務産業委員会から修正案2件が出されておりますので、まず、これら

2件の修正案について採決します。

まず、修正案1、脱原発を目指す首長会議負担金を削除する修正案についてお諮りします。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

総務産業委員会の修正案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立多数であります。

したがって総務産業委員会の修正案は可決されました。

次に、修正案2、誘致企業立地促進補助金を削除する修正案についてお諮りします。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

総務産業委員会の修正案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立多数であります。

したがって総務産業委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決しました。

お諮りします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長(大川末長君) 次に、議第44号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号から、議第49号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第1号まで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(大川末長君) 次に、陳第1号特定秘密保護法撤廃を求める意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(大川末長君) 次に、陳第2号特定秘密保護法撤廃を求める意見書採択の陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(大川末長君) 次に、陳第3号九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に反対する決議を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたようにご異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(大川末長君) 次に、陳第4号協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、採択とすることに決定しました。

○議長(大川末長君) 次に、請第1号年金2.5%削減法を廃止する意見書提出に関する請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって請願本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(大川末長君) 次に、陳第5号住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、採択することに決定しました。

日程第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について
- 1 陳第3号 行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（大川末長君） 日程第21、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成26年6月23日

総務産業常任委員長 渕 上 道 昭

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第3号	行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について	慎重審査を要するため

	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成26年6月20日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 大川 末長 様

記

事件の番号	件名	理由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成26年6月18日

議会運営委員長 福田 齊

水俣市議会議長 大川 末長 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

(総務企画部長 本山祐二君 退場)

日程第22 議第50号 副市長の選任について

日程第23 議第51号 教育委員会委員の任命について

日程第24 議第52号 教育委員会委員の任命について

日程第25 議第53号 固定資産評価員の選任について

日程第26 意見第3号 水俣病被害者にかかわる医療給付費の国民健康保険負担分について自治体に負担が生じないよう財源措置を求める意見書について

日程第27 意見第4号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書について

日程第28 決議第1号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）に対する決議について

○議長（大川末長君） 日程第22、議第50号副市長の選任についてから、日程第28、決議第1号平成26年度水俣市一般会計補正予算第1号に対する決議についてまで、以上7件を一括して議題とします。

議第50号

副市長の選任について

本市の副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律67号）第162条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成26年 6月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市薄原1535番地

氏 名 本山 祐二

生年月日 昭和29年 8月 7日

（提案理由）

本市の副市長について、本案のように選任しようとするものである。

議第51号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成26年 6月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市南福寺 5 番36号

氏 名 吉本 哲裕

生年月日 昭和27年 1月31日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第52号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成26年 6月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市大園町 1 丁目 9 番 5 号

氏 名 河田 奈保子

生年月日 昭和33年 8月 3日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第53号

固定資産評価員の選任について

本市の固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成26年6月25日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市月浦128番地2

氏 名 本望 実

生年月日 昭和33年7月21日

(提案理由)

職員の人事異動に伴い、新たに固定資産評価員として、本案のように選任しようとするものである。

意見第3号

水俣病被害者にかかわる医療給付費の国民健康保険負担分について自治体に負担が生じないよう財源措置を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月25日

提出者

議会運営委員会

委員長 福田 斉

水俣市議会議長 大川末長様

(別紙)

水俣病被害者にかかわる医療給付費の国民健康保険負担分について自治体に負担が生じないよう財源措置を求める意見書

不知火海沿岸には、水俣病総合対策医療手帳、及び水俣病被害者手帳を所持している住民が多数居住しています。しかし、水俣市を初め関係自治体では、水俣病関係の医療給付費に関する国民健康保険財政への財政措置が国や県から100%されていなく、市町村の保険財政の負担になっています。水俣市の場合、国と県の負担は80%にとどまっています。沿岸市町村でもおおむね同じような状況と考えられます。

環境省・厚生労働省は、水俣病は第三者行為と認めています。そうであるならば国民健康保険財政から水俣病に関する医療費が給付されるのは制度的にはおかしいことです。また、各種水俣病手帳所持者の医療費の自己負担分を国・県が負担する制度は国が決めたものです。このような経過からも自治体の国民健康保険財政への負担分は、国と県において全額財政措置がされるべきです。

このことは、水俣・芦北の首長を初め、沿岸自治体からも同様の要望が出されています。

よって、下記について要望します。

記

1、水俣病にかかわる医療費の給付につき、自治体の国民健康保険財政に負担をかけるのではなく、国と県において十分な財政措置が取られるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月25日

水俣市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

環境大臣 石原伸晃様

厚生労働大臣 田村憲久様

総務大臣 新藤義孝様

意見第4号

協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月25日

提出者議員	谷口真次
"	淵上道昭
"	谷口明弘
"	大川末長
"	岩村龍男
"	福田齊
"	野中重男

水俣市議会議長 大川末長 様

(別紙)

協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書

私たちが日々生活するこの日本社会では、働くことをめぐる環境が大きく変化する中で、生活困窮者の増加や失業と貧困、排除と孤立が社会問題として大きく浮上し、また成果主義や効率優先の価値観が社会全体を覆う中で、働くことや生きることに見出せない人々がふえ続けています。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開しています。この1つである協同労働の協同組合は、働くことを通じて、人と人のつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の1つとして、大変注目を集めております。

しかし、現在この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができないことや、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが広がり、8,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。誰もが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きること困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

国においても社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、協同労働の協同組合法の速やかなる制度を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月25日

水俣市議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
厚生労働大臣	田村憲久	様
総務大臣	新藤義孝	様
経済産業大臣	茂木敏充	様
衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様

決議第1号

平成26年度一般会計補正予算（第1号）に対する決議について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月25日

提出者議員 谷口明弘
" 淵上道昭

水俣市議会議長 大川末長 様

(別紙)

平成26年度一般会計補正予算（第1号）に対する決議

平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）のうち、下記の事項について、慎重かつ真摯に対応することを強く求める。

記

1 みなまた環境まちづくり推進事業について

みなまた環境まちづくり推進事業は、高等教育・研究機関の設置及び誘致に関し、拠点施設を整備するにあたり、施設整備に係る設計を行うと同時に整備後の事業展開、産官学連携等に係る調査検討を行うものであり、市民の関心も極めて高い事業である。

ただ、本市の厳しい財政状況の中、施設の建設費や維持管理費など多大な予算を支出する当該事業拠点整備の候補地選定については、市民の理解と協力が不可欠である。

よって、かかる状況に鑑み、高等教育・研究拠点施設概要パンフレット印刷事業及び高等教育・研究拠点施設設計委託料事業の執行にあたっては、以下の事項を付するものとする。

- (1) 多くの市民に関心を持ってもらえる高等教育機関となることを目指し、パンフレットの印刷に入る前に、水俣連携環境大学院構想を水俣連携環境産業大学院構想など、自然科学分野も想起できるようなネーミングを検討すること。
- (2) 旧第三中学校跡地が第一候補との考えを改め、再度、旧水俣高校商業棟跡地、市の遊休施設である水天荘跡地、深川小学校跡地の利用を比較検討すること。
- (3) 水俣市の他の施設との位置関係や将来のまちのあり方をあらゆる角度から検討し、しっかりとしたグラウンドデザインを描いたうえで、候補地を選定すること。
- (4) 設計や設計のためのボーリングなどの調査を行う前に、議会に報告し、広く市民に情報を公開し市民の理解を得ること。
- (5) 高等教育機関の整備により、研究の成果が地域の産業と経済の活性化に寄与し、高等教育機関の施設が多くの市民に愛される施設となるよう努力すること。

2 プレミアム商品券発行事業について

プレミアム商品券発行事業は、消費税増税に係る経済対策であり、市内の消費の喚起により地域経済活性化に寄与するものとして市長が選挙公約で掲げた政策を具体化する事業である。

ただ、本市の厳しい財政状況の中、事業に係る付加価値分（プレミアム）10,000千円及び事業に係る人件費、印刷費などの経費3,829千円の支出を伴う事業であるだけに、前回実施時の反省点も踏まえ、商店街と大型店との利用格差を是正するための仕組み、多くの世帯に行き渡らなかった不公平感を是正する仕組み、その効果を最大限にするための実施時期など慎重に検討する必要がある。

よって、かかる状況に鑑み、プレミアム商品券発行事業の執行にあたっては、以下の事項を付するものとする。

- (1) 商店街を初めプレミアム商品券取扱店には、プレミアム商品券利用期間中に、消費者を呼び込む営業努力を促すなど官民連携の事業となるよう市が積極的に働きかけること。
- (2) 多くの世帯に行き渡る仕組みを講じること。
- (3) 実施時期は、さまざまな検討を行い最も適切な時期に行うこと。
- (4) 過去2回の事業効果の確認は十分とは言えず、今回の事業実施後、速やかに商店街各店を初め参加各店の

売り上げ向上にどの程度貢献したか及び事業実施の効果の確認ができるデータを明示すること。
以上、決議する。

平成26年6月25日

水 俣 市 議 会

○議長（大川末長君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、議第50号から議第53号までについて、西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

はじめに、議第50号副市長の選任について申し上げます。

本市の副市長に本山祐二氏を選任したく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、昭和55年4月1日に水俣市職員として採用後、総務企画部財政課長、福祉環境部健康高齢課長、総務企画部税務課長、総務課長、福祉環境部次長を経て、総務企画部長として現在に至っております。

これまでの行政実務経験の豊かさに加え、人格、識見ともにすぐれ、副市長として誠に適任であると存じます。

次に、議第51号及び議第52号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、本市の教育委員会の葦浦博行委員が平成26年3月31日をもって任期満了となられましたので、後任に吉本哲裕氏を任命したく、また、河田奈保子委員の任期が6月30日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命したく御提案申し上げる次第であります。

両氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

次に、議第53号固定資産評価員の選任について申し上げます。

本案は、本年4月1日に実施いたしました市職員の人事異動に伴い、固定資産評価員である税務課長が交代いたしましたので、新税務課長の本望実君を選任しようとするものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第50号から議第53号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 次に、意見第3号について、議会運営委員長福田斉議員。

（議会運営委員長 福田斉君登壇）

○議会運営委員長（福田 斉君） 水俣病被害者にかかわる医療給付費の国民健康保険負担分について自治体に負担が生じないよう財源措置を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由

の説明にかえさせていただきます。

不知火海沿岸には、水俣病総合対策医療手帳、及び水俣病被害者手帳を所持している住民が多数居住しています。しかし、水俣市を初め関係自治体では、水俣病関係の医療給付費に関する国民健康保険財政への財政措置が国や県から100%されていなく、市町村の保険財政の負担になっています。水俣市の場合、国と県の負担は80%にとどまっています。沿岸市町村でもおむね同じような状況と考えられます。

環境省・厚生労働省は、水俣病は第三者行為と認めています。そうであるならば国民健康保険財政から水俣病に関する医療費が給付されるのは制度的にはおかしいことです。また、各種水俣病手帳所持者の医療費の自己負担分を国・県が負担する制度は国が決めたものです。このような経過からも自治体の国民健康保険財政への負担分は、国と県において全額財政措置がされるべきです。

このことは、水俣・芦北の首長を初め、沿岸自治体からも同様の要望が出されています。

よって、下記について要望します。

記

1、水俣病にかかわる医療費の給付につき、自治体の国民健康保険財政に負担をかけるのではなく、国と県において十分な財政措置が取られるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 次に、意見第4号について、提出者代表谷口眞次議員。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 意見第4号について、案文を読み上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書

私たちが日々生活するこの日本社会では、働くことをめぐる環境が大きく変化する中で、生活困窮者の増加や失業と貧困、排除と孤立が社会問題として大きく浮上し、また成果主義や効率優先の価値観が社会全体を覆う中で、働くことや生きることには希望を見出せない人々がふえ続けています。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開しています。この1つである協同労働の協同組合は、働くことを通じて、人と人のつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の1つとして、大変注目を集めております。

しかし、現在この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができないことや、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題

があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが広がり、8,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。誰もが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに関難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

国においても社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、協同労働の協同組合法の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月25日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 次に、決議第1号について、提出者代表谷口明弘議員。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 平成26年度一般会計補正予算第1号に対する決議について、案文を読み上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）のうち、下記の事項について、慎重かつ真摯に対応することを強く求める。

記

1 みなまた環境まちづくり推進事業について

みなまた環境まちづくり推進事業は、高等教育・研究機関の設置及び誘致に関し、拠点施設を整備するにあたり、施設整備に係る設計を行うと同時に整備後の事業展開、産官学連携等に係る調査検討を行うものであり、市民の関心も極めて高い事業である。

ただ、本市の厳しい財政状況の中、施設の建設費や維持管理費など多大な予算を支出する当該事業拠点整備の候補地選定については、市民の理解と協力が不可欠である。

よって、かかる状況に鑑み、高等教育・研究拠点施設概要パンフレット印刷事業及び高等教育・研究拠点施設設計委託料事業の執行にあたっては、以下の事項を付するものとする。

(1) 多くの市民に関心を持ってもらえる高等教育機関となることを目指し、パンフレットの

印刷に入る前に、水俣連携環境大学院構想を水俣連携環境産業大学院構想など、自然科学分野も想起できるようなネーミングを検討すること。

- (2) 旧第三中学校跡地が第一候補との考えを改め、再度、旧水俣高校商業棟跡地、市の遊休施設である水天荘跡地、深川小学校跡地の利用を比較検討すること。
- (3) 水俣市の他の施設との位置関係や将来のまちのあり方をあらゆる角度から検討し、しっかりとしたランドデザインを描いたうえで、候補地を選定すること。
- (4) 設計や設計のためのボーリングなどの調査を行う前に、議会に報告し、広く市民に情報を公開し市民の理解を得ること。
- (5) 高等教育機関の整備により、研究の成果が地域の産業と経済の活性化に寄与し、高等教育機関の施設が多くの市民に愛される施設となるよう努力すること。

2 プレミアム商品券発行事業について

プレミアム商品券発行事業は、消費税増税に係る経済対策であり、市内の消費の喚起により地域経済活性化に寄与するものとして市長が選挙公約で掲げた政策を具体化する事業である。

ただ、本市の厳しい財政状況の中、事業に係る付加価値分（プレミアム）10,000千円及び事業に係る人件費、印刷費などの経費3,829千円の支出を伴う事業であるだけに、前回実施時の反省点も踏まえ、商店街と大型店との利用格差を是正するための仕組み、多くの世帯に行き渡らなかった不公平感を是正する仕組み、その効果を最大限にするための実施時期など慎重に検討する必要がある。

よって、かかる状況に鑑み、プレミアム商品券発行事業の執行にあたっては、以下の事項を付するものとする。

- (1) 商店街を初めプレミアム商品券取扱店には、プレミアム商品券利用期間中に、消費者を呼び込む営業努力を促すなど官民連携の事業となるよう市が積極的に働きかけること。
- (2) 多くの世帯に行き渡る仕組みを講じること。
- (3) 実施時期は、さまざまな検討を行い最も適切な時期に行うこと。
- (4) 過去2回の事業効果の確認は十分とは言えず、今回の事業実施後、速やかに商店街各店を初め参加各店の売り上げ向上にどの程度貢献したか及び事業実施の効果の確認ができるデータを明示すること。

以上、決議する。

平成26年6月25日

水俣市議会

全会一致の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長及び議会運営委員長並びに提出者代表から提案理由の説明がありました本7件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本7件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「議長」「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 自民党創水会高岡です。

私は、議第50号副市長の選任について、反対の立場で討論をいたします。

今回提案された人事案件については、副市長不在であった先の3月議会で提案されるべき案件ではなかったかと思えます。新しく市長になり、行政運営に疎い市長であれば、なおさら早急な対応が望まれたのではないかと思えますが、3カ月空席にしたのは、市長自らの市政運営に対する自信と余裕のあらわれかと捉えます。

今回挙げられた人物を否定するものではありませんが、行政機能の能力アップという面から考えれば、外部からの登用や経済界からの登用等も考えられたのではないかと思えます。この後に挙げられる教育委員の人事案件もしかり、副市長、教育長不在でも3カ月行政機能を采配される手腕がおありなのであれば、この財政難の時代に経費削減の意味からも組織の見直しも含め、再考されてはいかがかと思えます。

よって、今回の提案には反対をいたします。

続けてよろしいですか。

○議長（大川末長君） 続けてどうぞ。

○高岡利治君 次に、議第51号教育委員会委員の任命について、反対の立場で討論をいたします。

この件は、3月で教育委員の任期が切れ、前教育長の葦浦氏が任期切れとなることによる人事

案件と考えます。通常であれば、3月で任期切れとなる葦浦氏がそのまま再任されるものと考えていました。その主な理由をいくつか申し上げますと、葦浦氏は、平成22年の3月議会において前宮本市政の時に任命をされて選ばれた人物であること、その時は前宮本市政を支え、今の西田市政を支える与党の議員全員が賛成した人物であること、当然その当時、市会議員であった西田市長も賛成をした議員の1人であったことなどが再任されるであろうと考えた理由の1つです。

その時、私はこの人事に反対をした議員の1人です。それは、教育行政の中に経験の少ない行政職の人が入って、円滑な教育行政の運営ができるのかとの疑問からでした。しかし、結果は与党議員の賛成多数で同意されました。

ところが、我々の不安をよそに、さすが当時の宮本市長の人物を見る目は大したものだと思います。葦浦氏が教育長に就任してからは、次々と教育改革に乗り出し、数々の実績を挙げてこられました。最初は教育現場も戸惑ったこともあったでしょうが、次第に効果があらわれてきたと感じました。我々反対した議員も何もかもが反対ではなく、賛成をしなかった人事についても本人の努力と実績は、評価をしなければならないと思いました。

その成果の一端を申し上げますと、環境教育の充実のため第一中学校のエコ改修に取り組み、エコスクールの全国大会を開催するなど水俣市をアピール。学校開放を推進するため第一中学校、袋小・中学校で学校支援地域本部事業の導入。第一小学校、第二中学校にコミュニティスクールを導入し、学校、保護者、地域の連携による子どもづくり、学校づくりを推進。教育改革プロジェクトを設置し、土曜授業による学校開放。ふるさと教育水俣科の推進を決定。その副読本に心ゆたかに水俣を策定。いじめ対策事業への取り組みによる市内中学生生徒会全員参加によるリーダー研修の実施。日本一の読書のまちづくりのため第二小学校、緑東中学校を学校読書活動推進校に指定し、研究事業を開催。水俣城跡の発掘の推進により多くの石垣が出土し、城の形状がわかってきたこと。蘇峰生誕150年事業を含むさまざまな顕彰事業の実施。無田湿原の保全活動への取り組み等々、教育の分野で成果を出すには時間がかかると言われている中で、4年の任期でこれだけの成果を出しており、まだまだ数えれば切りがない多くの実績を残していると聞きます。

市民・文化団体・スポーツ団体の要望にも耳を傾け、常に積極的に取り組み、教育関係者の間でも関係者の理解も得ながら仕事を進める姿勢には、評価も高いとの評判です。

宮本前市長も平成22年3月議会での提案理由の中で、葦浦氏は人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員として適任であると述べて提案をしています。西田市長も葦浦氏の評判は悪くないと認めていると聞きますが、いかがですか。そのような人物であるならば、3月議会で再任の提案をすべきであったと思うが、どうお考えなのですか。

本来再任できる人材がいたにもかかわらず、3カ月の空白期間をつくること自体、市長として

の責任を問われる重大な問題だと思いますが、そういう自覚はおありですか。市長は、選挙や3月議会の一般質問を通してノーサイドを唱え、議会との対話、尊重を言っておられる。私も同意見で、大いに賛同するものであります。

人事案件は、市長の専権事項であると私も十分承知している上で、今回の人事案件については、水俣市政の安定と改革を望み、提案もさせていただきましたが、市長からの今回の提案は、我々の考えについても一切の妥協も認めない姿勢を示したものであると言わざるを得ません。宮本市政の継承、選挙後のノーサイドを唱え、議会との対話、尊重を公言する市長の言動の不一致は、到底見過ごすことはできません。市長は選挙中、独善的な市政運営を批判していましたが、今、あなたこそ独善的な市政運営を行っているのではありませんか。我々は、市長の言行一致、信頼回復ができるまでは、反対する以外に方法はないと考えます。

したがって市長は、自らの発言に責任を持ち、早急に議会との関係を修復されるよう期待し、反対討論とします。

次に、議第52号教育委員会委員の任命について、反対の立場で討論いたします。

先の議第51号でも申し上げたように、実績・評価のある人物を再任せずして、この人事案件は再任の提案がなされたという、実に不透明で恣意的な人事案件に関し、到底同意できるものではありません。

よって、この人事案件には反対をいたします。

以上です。

○議長（大川末長君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第50号副市長の選任についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大川末長君） 起立多数であります。

したがって本件は、同意することに決定しました。

（総務企画部長 本山祐二君 入場）

○議長（大川末長君） 次に、議第51号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大川末長君） 起立多数であります。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第52号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大川末長君） 起立多数であります。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第53号固定資産評価員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、意見第3号水俣病被害者にかかわる医療給付費の国民健康保険負担分について自治体に負担が生じないよう財源措置を求める意見書について、及び意見第4号協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書について、以上2件を一括して採決します。

本2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、原案のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） 次に、決議第1号平成26年度水俣市一般会計補正予算第1号に対する決議についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第29 議員派遣について

○議長(大川末長君) 日程第29、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第160条の規定により下記のとおり議員を派遣する。
記

1 TPP協定に関する説明会

派遣目的 説明会に参加し、市民への情報提供と地方の声を届けるため
派遣場所 熊本市
派遣期間 平成26年6月26日(木曜日) 1日間
派遣議員 岩村龍男議員
経 費 議員互助会の中から支出

2 第22回熊本県市議会議員研修会出席

派遣目的 今後の議会活動に資するため
派遣場所 熊本市
派遣期間 平成26年8月19日(火曜日) 1日間
派遣議員 15人以内
経 費 既決予算の中から支出

○議長(大川末長君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長(大川末長君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成26年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午後0時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 大川末長

署名議員 岩村龍男

署名議員 野中重男

平成26年6月第2回水俣市議会定例会（6月2日～6月25日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第36号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	6月2日	総務産業	6月25日 承認	
議第37号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月2日	総務産業	6月25日 承認	
議第38号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	6月2日	各 委	6月25日 承認	
議第39号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	6月2日	総務産業	6月25日 原案可決	
議第40号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月2日	総務産業	6月25日 原案可決	
議第41号	水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月2日	厚生文教	6月25日 原案可決	
議第42号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月2日	総務産業	6月25日 原案可決	
議第43号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	6月2日	各 委	6月25日 修正可決	
議第44号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6月2日	厚生文教	6月25日 原案可決	
議第45号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月2日	厚生文教	6月25日 原案可決	
議第46号	平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月2日	厚生文教	6月25日 原案可決	
議第47号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月2日	総務産業	6月25日 原案可決	
議第48号	平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	6月2日	厚生文教	6月25日 原案可決	
議第49号	平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	6月2日	総務産業	6月25日 原案可決	
議第50号	副市長の選任について（本山祐二君）	6月25日	省 略	6月25日 同意	
議第51号	教育委員会委員の任命について（吉本哲裕君）	6月25日	省 略	6月25日 同意	

議第52号	教育委員会委員の任命について (河田奈保子君)	6月25日	省 略	6月25日 同 意	
議第53号	固定資産評価員の選任について (本望実君)	6月25日	省 略	6月25日 同 意	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第3号	水俣病被害者にかかわる医療給付費の国民健康保険負担分について自治体に負担が生じないよう財源措置を求める意見書について	6月25日	省 略	6月25日 原案可決	
意見第4号	協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書について	6月25日	省 略	6月25日 原案可決	

〔決 議〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
決議第1号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第1号）に対する決議について	6月25日	省 略	6月25日 原案可決	

〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	6月2日	真野頼隆	指名推選

〔選 任〕

件 名	選任月日	氏 名
議会運営委員の補欠選任について	6月2日	中 村 幸 治

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第2号	専決処分の報告について	6月2日
報告第3号	専決処分の報告について	6月2日
報告第4号	繰越明許費の報告について	6月2日
報告第5号	繰越明許費の報告について	6月2日
報告第6号	繰越明許費の報告について	6月2日
報告第7号	事故繰越しの報告について	6月2日
報告第8号	予算の繰越しの報告について	6月2日

報告第9号	予算の繰越しの報告について	6月2日
報告第10号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月2日
報告第11号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月2日
報告第12号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	6月18日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6月25日	総務産業	6月25日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	6月25日	厚生文教	6月25日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	6月25日	議会運営	6月25日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第1号	特定秘密保護法撤廃の意見書提出を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 元村 義晴	総務産業	3月13日	6月25日 不採択
陳第2号	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の陳情について	水俣市平町 1丁目3-3 田中 孝典 加藤タケ子	総務産業	5月30日	6月25日 不採択
陳第3号	九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に反対する決議を求める陳情について	水俣市月浦 247-96 永野 隆文	総務産業	6月2日	6月25日 不採択
陳第4号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情について	熊本市中央区 九品寺2丁目 3-5 小林 啓示	総務産業	6月5日	6月25日 採択

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について	熊本市中央区 神水1-30-7 國宗 直	厚生文教	平成25年 5月31日	6月25日 不採択

陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	水俣市江添1072 友田 好二	総務産業	平成25年 6月13日	6月25日 継続審査
陳第3号	行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について	水俣市八ノ窪町 2-7-86 鶴長 千徳	総務産業	11月29日	6月25日 継続審査
陳第5号	住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 加世堂 正	総務産業	12月12日	6月25日 採 択

(参考)

水俣市議会構成一覧表

(平成25年5月31日現在)

議長	大川末長	平成25年5月31日当選
副議長	高岡利治	平成25年5月31日当選
監査委員	牧下恭之	平成23年5月18日選任

常任委員会

(平成25年5月31日選任 平成26年2月28日一部変更)

委員会名	正副委員長	委員			担当書記
総務産業 定数8人	(正) 渕上道昭	大川末長	中村幸治	谷口眞次	岡本
	(副) 谷口明弘	岩村龍男	福田 齊	野中重男	
厚生文教 定数8人	(正) 塩崎信介	高岡利治	川上紗智子	真野頼隆	山口
	(副) 田口憲雄	藤本壽子	牧下恭之	緒方誠也	

議会運営委員会

(平成25年5月31日選任 平成26年6月2日一部変更)

正副委員長	委員			担当書記
(正) 福田 齊	谷口明弘	緒方誠也		鬼塚 深水
(副) 真野頼隆	中村幸治	野中重男		

特別委員会

(平成23年5月18日設置・選任 平成26年2月28日一部変更)

委員会名	正副委員長	委員			担当書記
公害環境対策 定数8人	(正) 渕上道昭	谷口明弘	塩崎信介	緒方誠也	鬼塚 山口
	(副) 中村幸治	田口憲雄	牧下恭之	野中重男	
高速交通対策 定数7人	(正) 谷口眞次	岩村龍男	藤本壽子	福田 齊	岡本 深水
	(副) 真野頼隆	高岡利治	川上紗智子		